

第3章 整備マニュアル

1 廊下等 (屋内・一般基準)

基本的な考え方

廊下については、利用者の利便や緊急時の避難などを考慮して、できるだけ分かりやすく計画し、通行しやすいものとなることが望まれます。

また、通行の支障とならないよう、壁面からの突起物はできるだけなくし、高齢者、障害のある方等の通行の安全等に配慮することが必要です。

< 1 > 整備基準一覧

整備対象	<ul style="list-style-type: none"> ● 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等（用途によっては、多数の者）が利用する全ての廊下等（道等から利用居室等までの経路上以外の廊下等も含む。）が対象です。 ● 道等から利用居室等までの経路上の廊下等については、「9-3 道等から居室等までの経路（廊下等）」の基準も適用されるため、併せて御確認ください。
------	--

施設	● 整備基準		具体的な整備内容と解説・補足
	箇所	法対象 (特別特定建築物)	
(1) 床の仕上げ	廊下等の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 《令第11条第1号》	同左 《条例 別表2第1項》	㊦ 具体的な整備内容 ・廊下等の表面は、滑りにくい仕上げとする。 <解説・補足> ・雨滴等に濡れても滑りにくい仕上げ、材料を採用する。
(2) 点状ブロックの敷設	段又は傾斜路がある部分の上端に近接する廊下等及び踊り場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。 ※不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。 ※視覚障害者の利用上支障がないものとして以下のいずれかに該当する場合を除く。 ①勾配が1/20以下の傾斜路 ②傾斜路の勾配が1/12以下で、かつ、高さが16cm以下の傾斜路 ③主として自動車の駐車のために供する施設に設ける傾斜路	同左	㊦ 具体的な整備内容 ・点状ブロック等は、段又は傾斜路の全幅、かつ段又は傾斜路の上端から30cm程度の位置に敷設する。 ・点状ブロックは、JIS T9251による突起の形状、寸法及び配列とする。 <解説・補足> ・点状ブロック等とは、床面に敷設されるブロックその他これらに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。 ・段の存在を知らせることにより、視覚障害者が誤って転落しないよう、点状ブロックは上記

第3章 整備マニュアル 1 廊下等(屋内・一般基準)

	<p>④傾斜がある部分と踊り場の部分に連続して手すりを設けた傾斜路</p> <p>《令第11条第2号》 《令第13条第4号》 《告示1497号第1、第2、第3》 《条例第25条第2号》 《条例規則第14条》</p>	<p>《条例 別表2 第2項 第5号》 《条例別表2 第3項 第4号》</p>	<p>の位置に適切に敷設する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点状ブロックと周囲の床との輝度比を確保し、視覚障害者が点状ブロックを容易に識別できるように工夫する。そのため、点状ブロックは、黄色のタイル状又はシート状のものとすることが望ましい。 ・本規定は、不特定かつ多数の者又は主として視覚障害者が利用する施設に適用されるが、特定利用の施設であっても、計画によっては、規定を適用される場合がある。(例：老人ホーム等における、一般来客者が利用する部分等)
--	---	---	---

< 2 > 努力基準一覧

努力基準	
箇所 (番号は表<1>に合わせています)	内容
(1) その他	<p>◎有効幅員は180cm以上とする。ただし、50m以内ごとに車椅子のすれ違いに支障がない場所を設ける場合にあっては、140cm以上とすることができる。</p> <p>◎側面に、廊下等に向かって開く戸を設ける場合には、当該戸の開閉により高齢者、障害者等の通行の安全上支障がないよう必要な措置を講ずる。</p> <p>◎視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう、廊下等に突出物を設けないか、その他の必要な措置を講ずる。</p> <p>◎高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を適切な位置に設ける。</p> <p>◇廊下等の曲がり角にすみ切りを設ける。</p> <p>◇見通しを確保するなど、利用者同士の衝突防止のための配慮を行う。</p> <p>◇曲がり角は、車椅子使用者の通行に支障のない構造とする。</p> <p>◇手すりを設ける。</p> <p>◇手すりは、できる限り連続して設ける。</p> <p>◇(道等から居室等の経路外であっても)有効幅員は、120cm以上とする。</p>

<2>の凡例:◎…建築物移動等円滑化誘導基準 ○…条例規則 ◇…その他の望ましい基準

※ 条例等で既に規定している基準及び告示による緩和は省略しています。

2 階段 (屋内・一般基準)

基本的な考え方

階段は、利用者にとって身体的負担が大きくなる場所であるとともに、転落、転倒等の危険性の高い場所であることから、誰もが安全かつ円滑に利用できる構造とする必要があります。

また、視覚障害のある方の転落防止をはじめ、高齢者、障害のある方の昇降のしやすさに対する配慮が求められます。

さらに、屋外階段でも日常利用されるものについては、屋内階段と同様に配慮することが望まれます。



< 1 > 整備基準一覧

整備対象	<ul style="list-style-type: none"> ● 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等（用途によっては、多数の者）が利用する<u>屋内の階段</u>（段を含む。）が対象です。 ● 屋外の階段（段）についての整備基準は、「7敷地内通路」を参照してください。 ● 非常錠で施錠された避難専用の階段、スタッフ専用の区画になる階段は整備対象となりませんが、同様に対応することが望ましいです。
-------------	---

施設	● 整備基準		具体的な整備内容と 解説・補足
箇所	法対象 (特別特定建築物)	条例対象 (特定建築物)	
(1) 手すり	踊り場を含め、手すりを設けること。 ≪令第12条第1号≫ ≪条例25条第1号≫	同左 ≪条例別表2第2項第1号≫	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> ㊦ 具体的な整備内容 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・手すりは、階段・段の途中からではなく、踊り場を含め、階段・段の始まりから終わりまで連続して設置する。 ・手すりを壁面に設置する場合は、壁面と手すりの空きを4~5cm確保し、手すりをしっかり握ることができるようにする。 <p><解説・補足></p> <ul style="list-style-type: none"> ・踊り場も含め、手すりの設置が必要な理由は以下による。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 法対象：令12条第1号では、手すりの設置範囲から踊り場部分が除かれているが、付加基準である条例第25条第1号により踊り場にも手すりの設置を求めているため ➢ 条例対象：条例別表2第2項で規定する「階段」には、踊り場も含むため ・手すりは、幼児等の転落防止に配慮した形状とする。

<p>(2) 表面の 仕上げ</p>	<p>踏み面や踊り場の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げることを。 ※不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。 ※不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。 ※不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。 ※不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。</p>	<p>同左</p>	<p>㊦ 具体的な整備内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・踏み面や踊り場の表面は、滑りにくい仕上げとする。
<p>(3) 段の識別</p>	<p>踏み面の端部とその周囲の部分との色の明度等の差を大きくすることにより、段を容易に識別できるものとする。</p>	<p>同左</p>	<p>㊦ 具体的な整備内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・段の端部にはノンスリップや見切り等を設置する、段鼻を目立つように着色等することで、段を容易に識別できるものとする。 <p><解説・補足></p> <ul style="list-style-type: none"> ・段を識別しやすくすることにより、転落事故を防止する。
<p>(4) 段の構造</p>	<p>段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けないこと等により、つまずきにくい構造とすること。</p>	<p>同左</p>	<p>㊦ 具体的な整備内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蹴込みは2cm以下とする。 ・段鼻は突き出さない。 ・蹴込み板を設ける。 <p><解説・補足></p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一階段内で、蹴上げ及び踏み面の寸法を変えない。
<p>(5) 点状 ブロックの 敷設</p>	<p>段がある部分の上端に近接する廊下等及び踊り場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>※不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。</p>	<p>同左</p>	<p>㊦ 具体的な整備内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点状ブロック等は、段の全幅、かつ段の上端から30cm程度の位置に敷設する。 ・点状ブロックは、JIS T9251による突起の形状、寸法及び配列とする。 <p><解説・補足></p> <ul style="list-style-type: none"> ・点状ブロック等とは、床面に敷設されるブロックその他これらに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。 ・段の存在を知らせることにより、視覚障害者が誤って転落しないよう、点状ブロックは上記の位置に適切に敷設する。 ・点状ブロックと周囲の床との輝度比を確保し、誰もが点状ブロックを容易に識別できるよう工夫する。そのため、点状ブロックは、黄色のタイル状又はシート状のものとすることが望ましい。 ・本規定は、不特定かつ多数の者又は主として視覚障害者が利用する施設に適用されるが、特定利用の施設であっても、計画によっては、規定を適用される場合

第3章 整備マニュアル 2 階段(屋内・一般基準)

			がある。(例：老人ホーム等における、一般来客者が利用する部分等)
(6) 階段の形状	主たる階段は、回り階段でないこと。 《条例 25 条第 3 号》	同左 《条例 別表 2 第 2 項 第 6 号》	<p><解説・補足></p> <p>・視覚障害者は、頭の中で、常に自分の向いている方向を意識しながら進んでおり、回り階段は、視覚障害者が方向を見失ったり、踊面の寸法が内側と外側で異なるために段を踏み外したりするなど、昇降動作と回転動作が同時に発生するため危険が生じやすい。</p> <p>・「主たる階段」とは、整備基準に適合した代表的な階段のみを指すのではなく、施設内の移動において主に利用される可能性の高い全ての階段をいう。</p>

< 2 > 努力基準一覧

施設	努力基準
箇所 (番号は表< 1 >に合わせています)	内容
(1) 手すり	<p>◎左右両側に手すりを設ける。</p> <p>○幅が 3m 以上の場合、左右両側及び段がある部分の間にも手すりを設ける。</p> <p>○手すりに、当該階段が通じる階を点字により表示する。</p> <p>◇点字を読めない視覚障害者もいるため、点字表示とともに、浮き彫り文字や音声による案内誘導を併用する。</p> <p>◇階段の手すりの端部は歩き始めの安定確保や視覚障害者の利用への配慮のため、45cm 以上の長さの水平部分を設ける。</p> <p>◇利用者の身長の高低差に配慮し、手すりを 2 段設置する。</p>
(4) 段の構造	<p>◎蹴上げ 16cm 以下、踏み面 30cm 以上とする。</p> <p>○蹴上げ 16cm 以下、踏み面 30cm 以上とし、それぞれ各段において同一の寸法とする。</p> <p>◎有効幅員は 140cm 以上とする。ただし、手すりが設けられた場合にあっては、手すりの幅が 10cm を限度として、ないものとみなして算定することができる。</p>
(5) 点状ブロックの敷設	○段の上端に加え、段の下端にも点状ブロック等を敷設する。
(6) 階段の形状	◇主たる階段以外の階段であっても回り階段としない。

< 2 > の凡例：◎…建築物移動等円滑化誘導基準 ○…条例規則 ◇ …その他の望ましい基準

※ 条例等で既に規定している基準及び告示による緩和は省略しています。

図2-1 階段

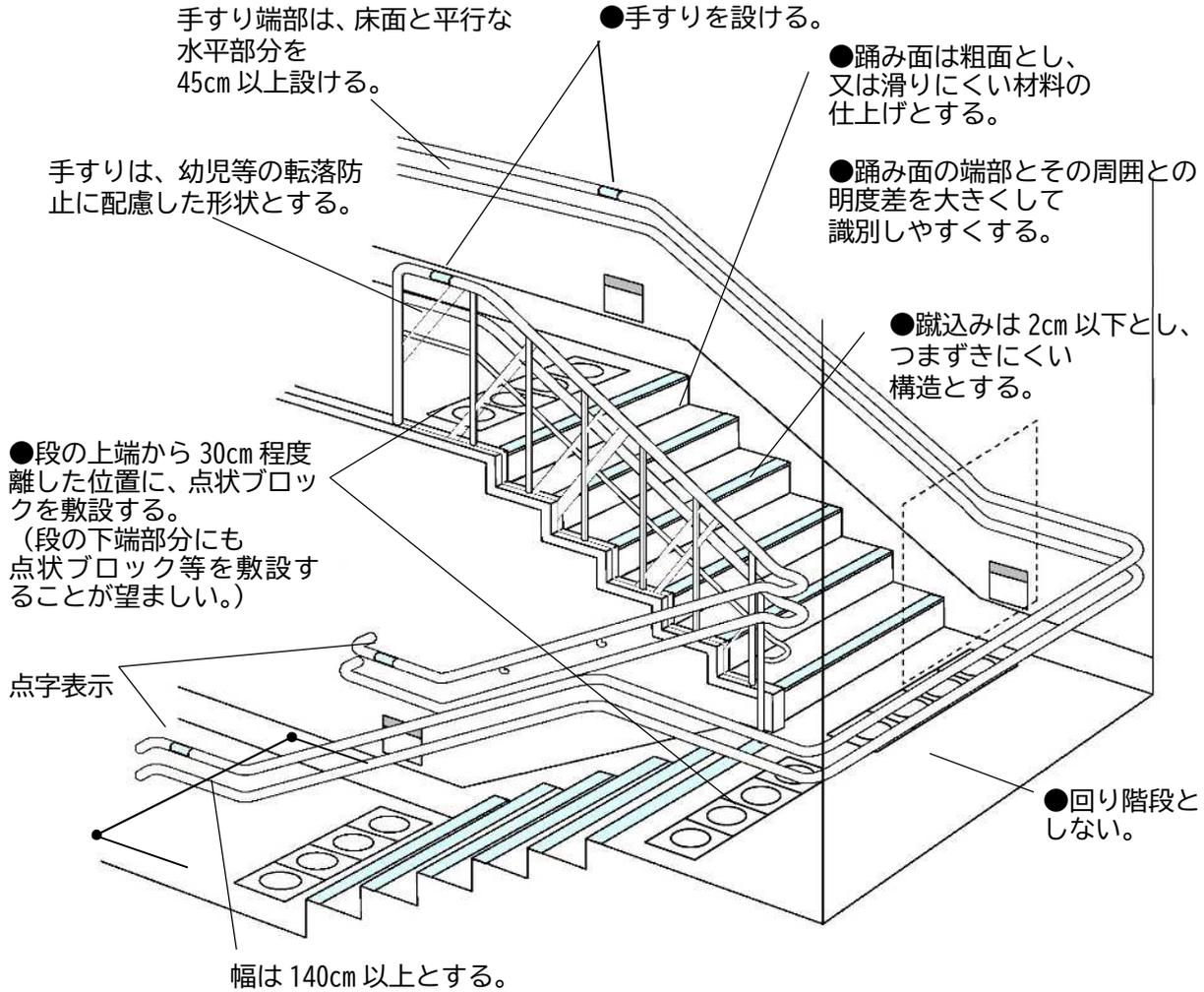


図2-2 段の構造

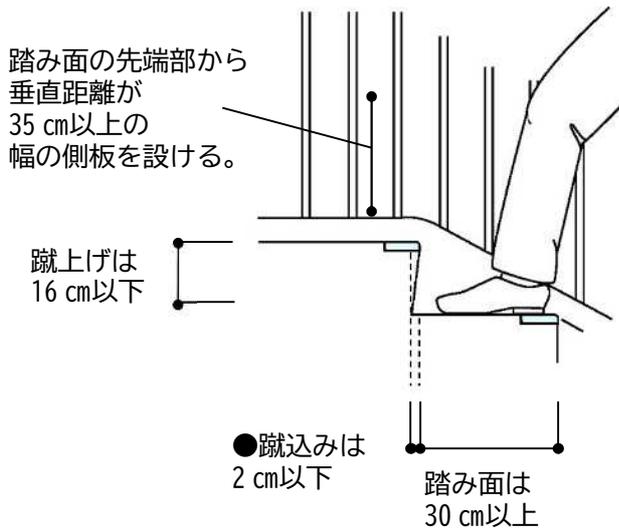
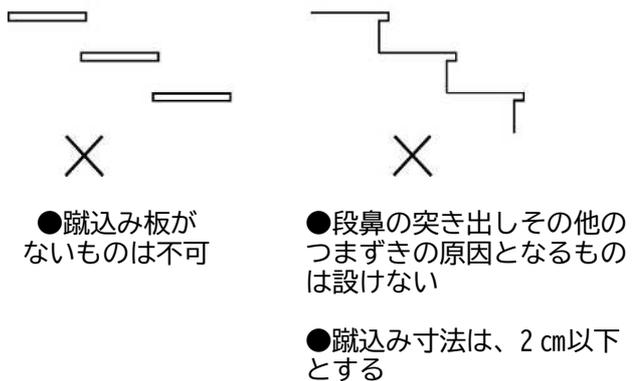


図2-3 蹴込み・段鼻の構造



視覚障害のある方の声



弱視者にとって、ステンレス製の点状ブロックは、存在を識別できません。点状ブロックはステンレス製ではなく、黄色のシート又はタイル状のものを採用してもらいたいです。また、周りの床、壁とは同色にせず、点状ブロックを目立たせてほしいです。

凡例 ●：義務基準 参考図に関しては、義務基準が含まれる場合でも●印を省略しています。

図2-4 回り階段の禁止

階段の設計例 (○と×)

●回り階段としない。

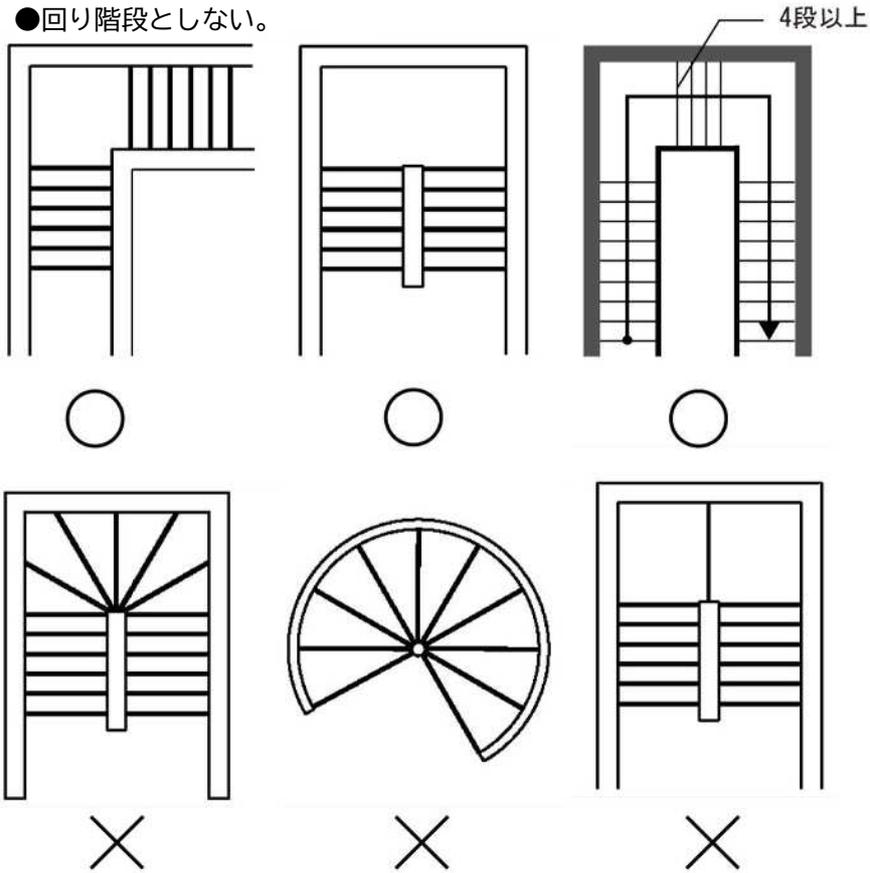
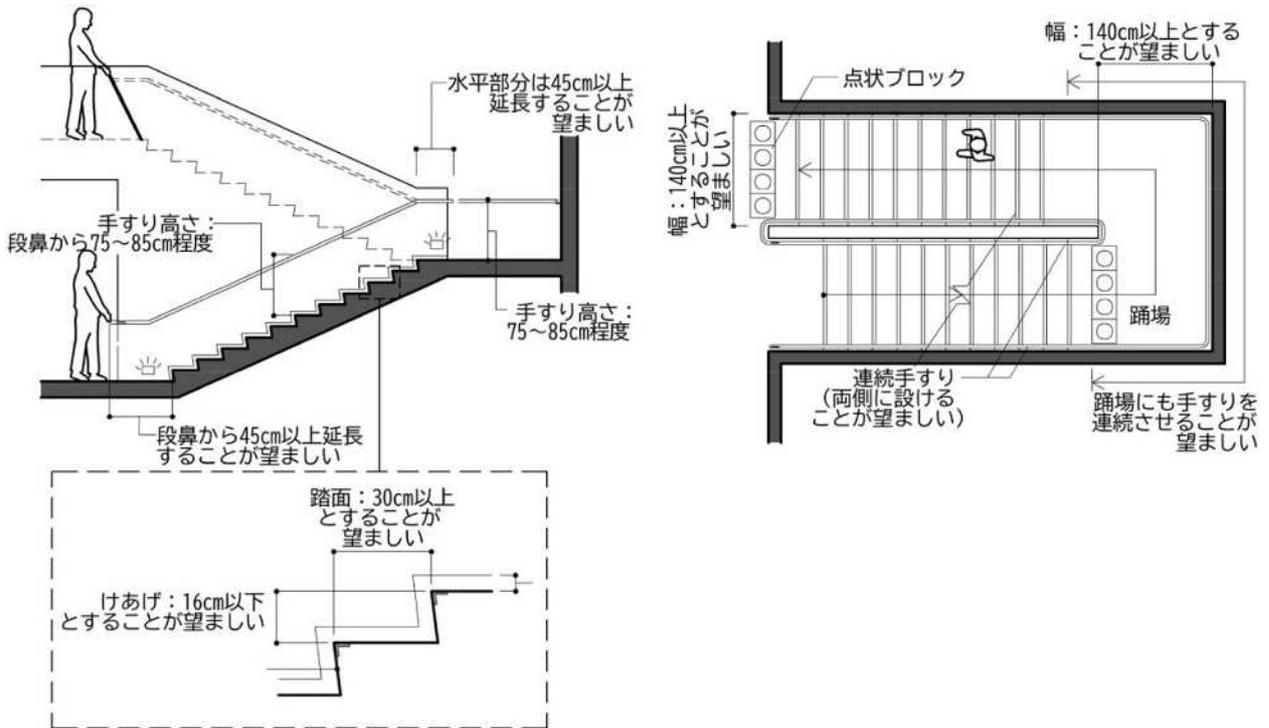


図2-5 望ましい階段の寸法(参考図)



凡例 ●：義務基準 参考図に関しては、義務基準が含まれる場合でも●印を省略しています。

図2-6 手すりと有効幅員(参考図)

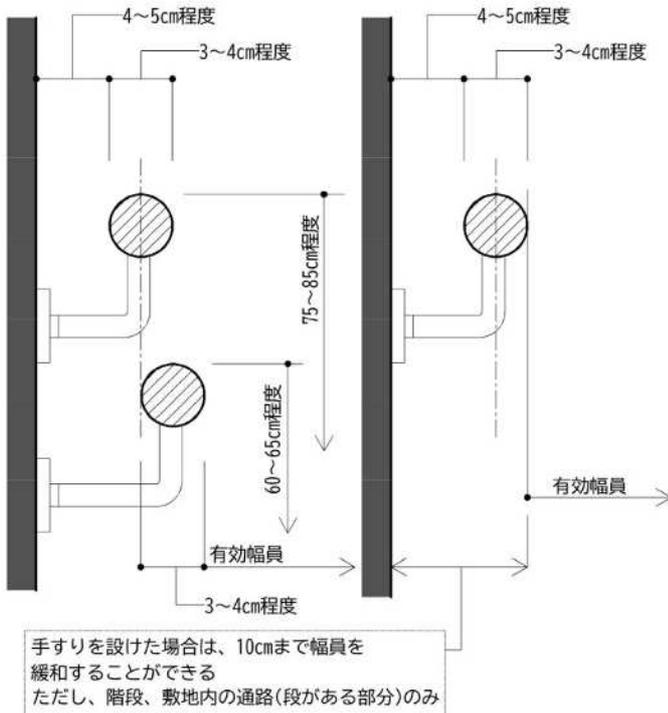
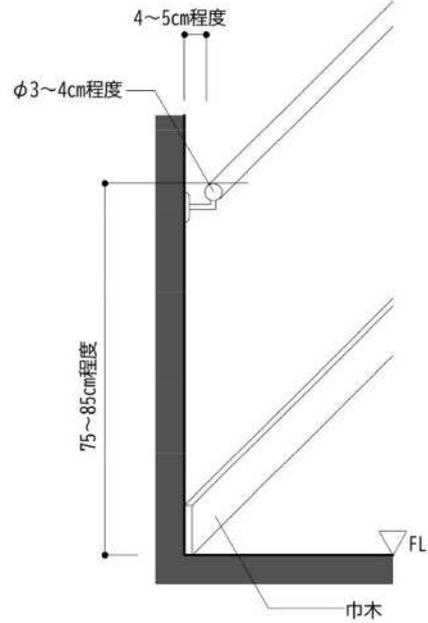


図2-7 壁面の設置例(参考図)



視覚障害のある方の声

階段の手すりは、大変重要です。
私達は、手すりを頼りに階段の上り下りをします。階段を下りていた時に段の最後まで手すりがなく、階段部分が終わったと思い、段を踏み外して、転落したことがあります。
階段には、段部分全体と踊り場にはもちろん、段の前後の水平部分にも手すりを延長してほしいです。

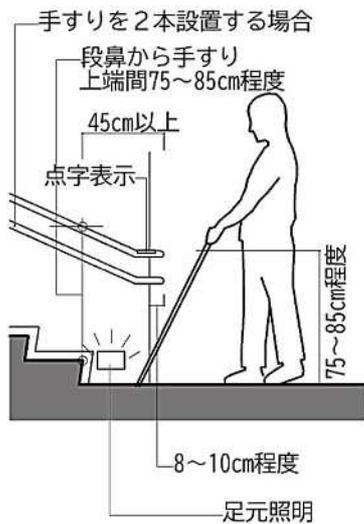


図2-8 手すりの文字表示(参考図)

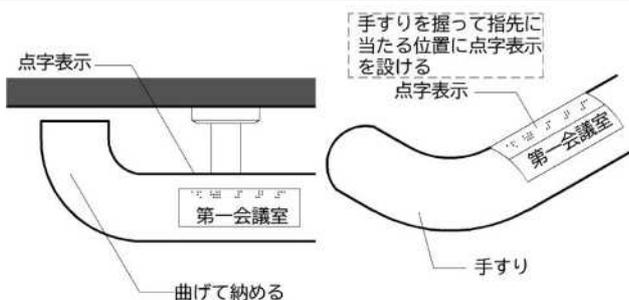
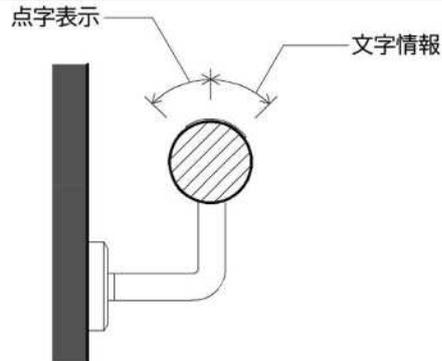


図2-9 手すりの点字(文字情報)表示(参考図)



凡例 ●:義務基準 参考図に関しては、義務基準が含まれる場合でも●印を省略しています。

3 傾斜路 (屋内・一般基準)

基本的な考え方

傾斜路は、車椅子を使用されている方はもとより、高齢者やベビーカーの通行にも有効です。

また、安全かつ円滑に通行できるよう、適切な勾配や有効な幅員を確保し、踊り場や手すりの設置に配慮する必要があります。



< 1 > 整備基準一覧

整備対象	<ul style="list-style-type: none"> ● 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等（用途によっては、多数の者）が利用する<u>屋内の全ての傾斜路が対象</u>です。 ● 道等から利用居室等までの経路上の傾斜路については、「9-4」道等から居室等までの経路（傾斜路）」の基準も適用されるため、併せて御確認ください。 ● 屋外の傾斜路についての整備基準は、「7」敷地内通路」を参照してください。 ● <u>勾配が1/20以下の傾斜については、傾斜路ではなく平場として扱うため、整備対象となりませんが、同様に対応することが望ましいです。</u>
-------------	---

● 整備基準		具体的な整備内容と解説・補足
施設	法対象 (特別特定建築物)	
箇所	条例対象 (特定建築物)	
(1) 手すり	勾配が12分の1を超え、又は高さが16cmを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。 《令第13条第1号》	同左 《条例 別表2第3項第1号》
		<p>🔊 具体的な整備内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手すりは、傾斜部分の途中からではなく、傾斜の始まりから終わりまで、連続して設置する。 ・手すりを壁面に設置する場合は、壁面と手すりの空きを4~5cm確保し、手すりをしっかり握ることができるようにする。 <p><解説・補足></p> <ul style="list-style-type: none"> ・傾斜路が、道等から居室等までの経路上にある場合は、勾配に関わらず、傾斜路（踊り場も含む）に手すり設置が義務付けられる。（「9-4 道等から居室等までの経路（傾斜路）(4)手すり」P147参照。） ・手すりは、幼児等の転落防止に配慮した形状とする。
(2) 床面の	床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	同左
		<p>🔊 具体的な整備内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・床面は、滑りにくい仕上げとする。

仕上げ	《令第13条第2号》	《条例 別表2 第3項第2号》	
(3) 床面の色	<p>傾斜路とその前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度差が大きいこと等により、その存在を容易に識別できるものとする。</p> <p>《令第13条第3号》</p>	<p>同左</p> <p>《条例 別表2 第3項第3号》</p>	<p>㊦ 具体的な整備内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 色や仕上げを変える、又は見切り設置を行う等により、傾斜路部分と前後の平場部分は識別しやすくする。 <p><解説・補足></p> <ul style="list-style-type: none"> 傾斜路の勾配が緩やかであっても、傾斜路で足がすくむ等して転倒するのを防ぐため、傾斜路の存在を識別しやすくすることは重要である。
(4) 点状ブロックの敷設	<p>傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊り場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>※不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。</p> <p>※視覚障害者の利用上支障がないものとして以下のいずれかに該当する場合を除く。</p> <p>①勾配が1/20以下の場合</p> <p>②勾配が1/12以下で、かつ、高さが16cm以下の場合</p> <p>③主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの</p> <p>④傾斜がある部分と連続して手すりを設けるもの</p> <p>《令第13条第4号》 《告示1497号第1、第3》</p>	<p>同左</p> <p>《条例 別表2 第3項第4号》</p>	<p>㊦ 具体的な整備内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 点状ブロック等は、傾斜路の全幅、かつ傾斜路の上端から30cm程度の位置に敷設する。 点状ブロックは、JIS T9251による突起の形状、寸法及び配列とする。 <p><解説・補足></p> <ul style="list-style-type: none"> 点状ブロック等とは、床面に敷設されるブロックその他これらに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。 傾斜路の存在を知らせることにより、視覚障害者が誤って転倒しないよう、点状ブロックは上記の位置に適切に敷設する。 点状ブロックと周囲の床との輝度比を確保し、誰もが点状ブロックを容易に識別できるよう工夫する。そのため、点状ブロックは、黄色のタイル状又はシート状のものとすることが望ましい。 本規定は、不特定かつ多数の者又は主として視覚障害者が利用する施設に適用されるが、特定利用の施設であっても、計画によっては、規定を適用される場合がある。(例：老人ホーム等における、一般来客者が利用する部分等)

< 2 > 努力基準一覧

努力基準	
箇所 (番号は表<1> に合わせています)	内容
(1) 手すり	◎高さが16cmを超える傾斜がある部分には、左右両側に手すりを設ける。 ○左右両側に手すりを設ける。
(5) その他	◎有効幅員は、階段に代わるものにあつては150cm以上、階段を併設するものにあつては120cm以上とする。 ◎(道等から居室等の経路外であっても)勾配は、1/12以下とする。 ◎(道等から居室等の経路外であっても)高さ75cm以内ごとに踏み幅が150cm以上の踊り場を設ける。 ◇(道等から居室等の経路外であっても)傾斜がある部分の前後に平坦な部分(方向変換が必要な場合、140cm角又は直径150cmの内接円、方向変換が不要な場合、奥行きが120cm以上)を設ける。 ◇(道等から居室等の経路外であっても)両側に側壁又は5cm以上の立ち上がりを設ける。

<2>の凡例:◎…建築物移動等円滑化誘導基準 ○…条例規則 ◇…その他の望ましい基準

※ 条例等で既に規定している基準及び告示による緩和は省略しています。

※移動等円滑化経路上の傾斜路は9-4の図参照

図3-1 傾斜路

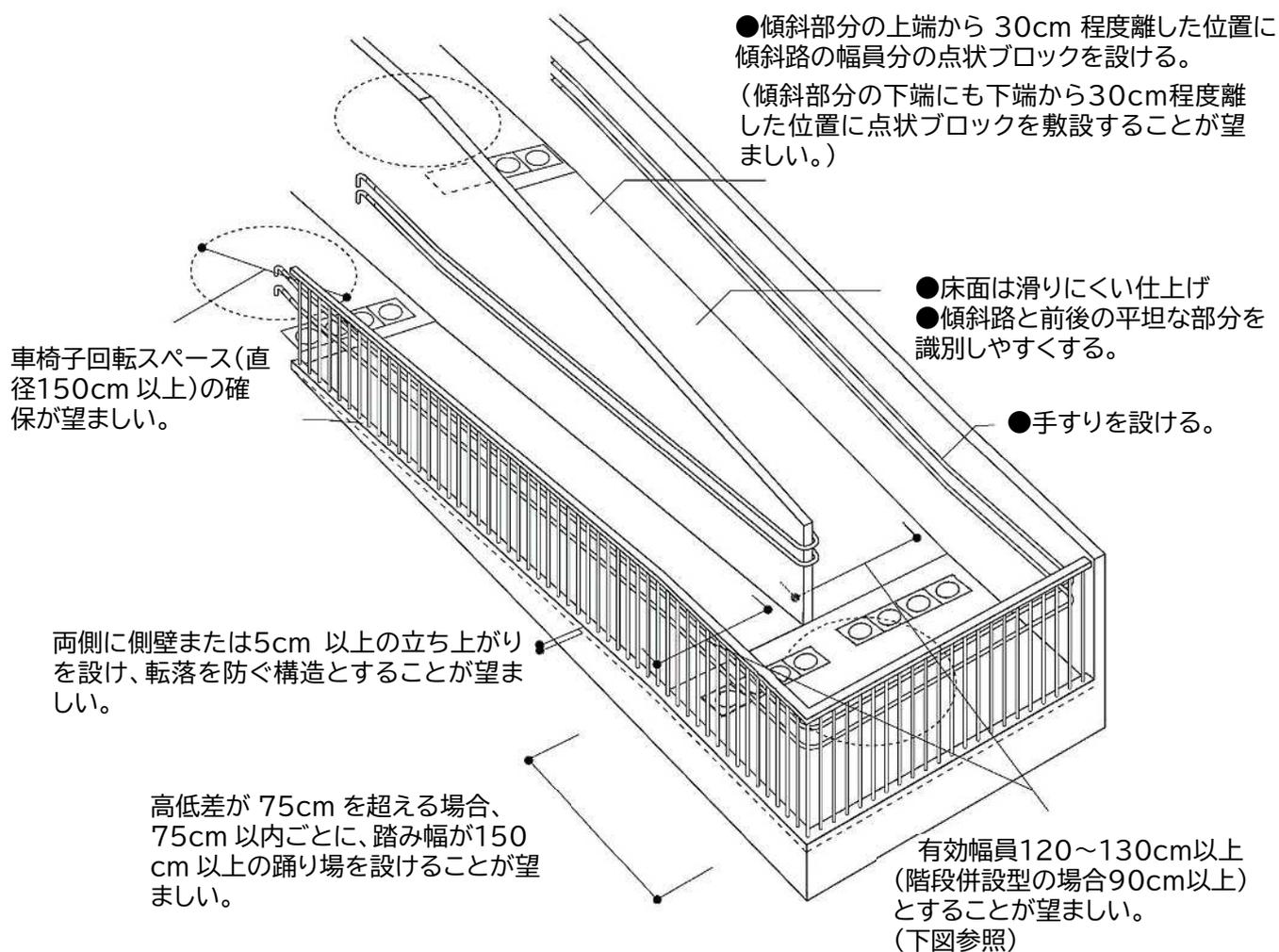
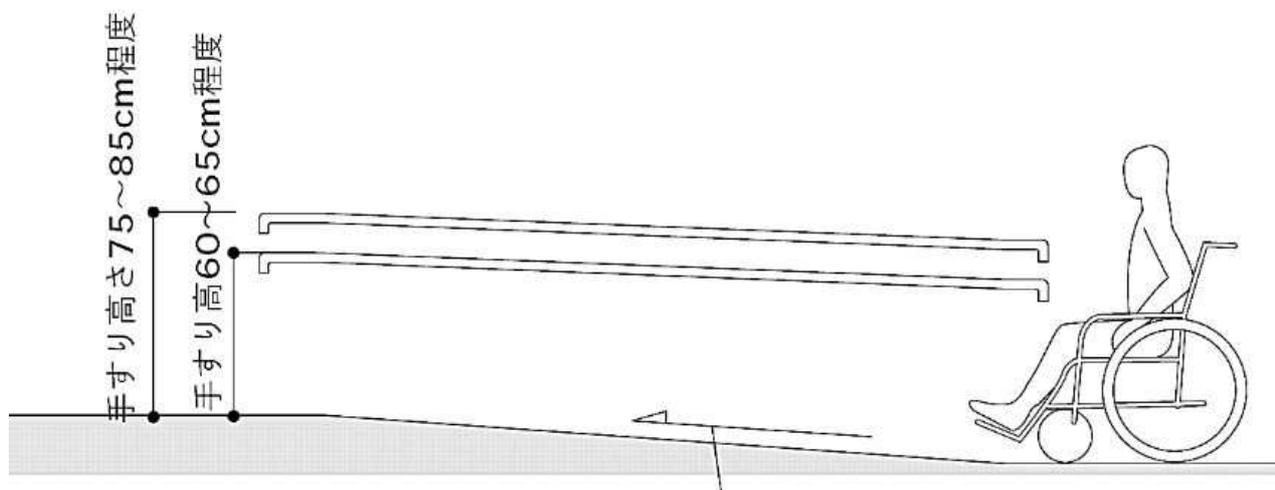
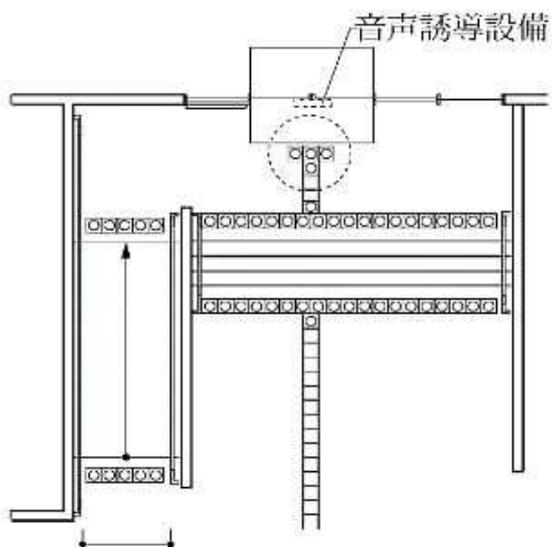


図3-2 手すりの設置高さ(参考図)



凡例 ●:義務基準 参考図に関しては、義務基準が含まれる場合でも●印を省略しています。

図3-3 階段併設型の例(参考図)



90cm以上が望ましい

図3-4 手すりの構造(参考図)

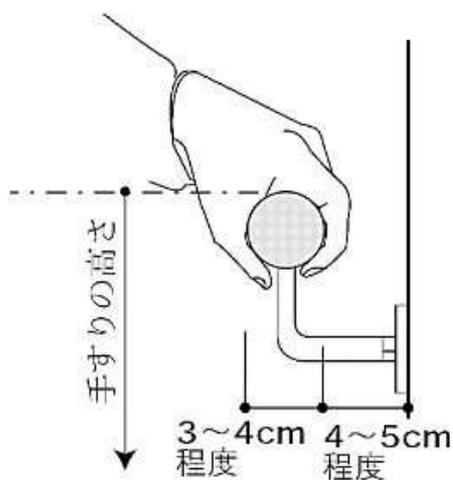
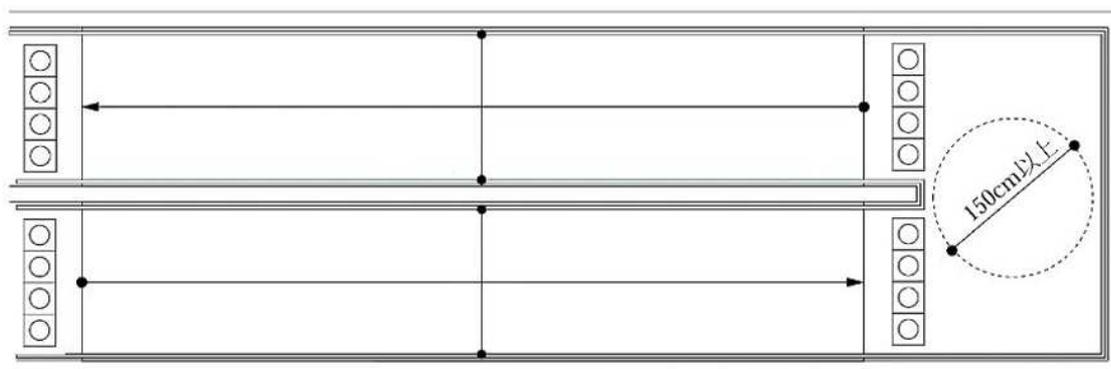


図3-5 平坦な部分及び点状ブロック(参考図)



凡例 ●:義務基準 参考図に関しては、義務基準が含まれる場合でも●印を省略しています。

4 便所

基本的な考え方

便所は、外出先で誰もが使う日常施設であり、障害のある方や乳幼児を同伴している方等、動作障害を伴う様々な方への対応が求められます。

また、便所・便房の計画では、施設用途や規模のほか、多様な利用者を十分に把握・想定し、利用者にとって必要な設備、便房数、面積等の確保を行うことが必要です。

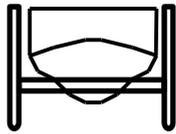
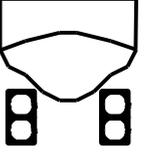
そのほか、特定の便房に利用者が集中することを避けるため、オストメイト対応設備や乳幼児設備など、各種設備・機能を便所全体に適切に分散配置することも重要です。

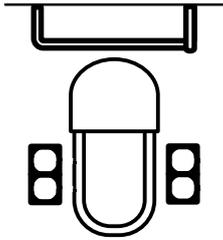
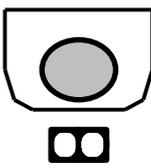


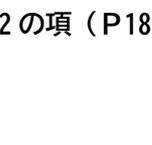
< 1 > 整備基準一覧

整備対象	<ul style="list-style-type: none"> ● 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等（用途によっては、多数の者）が利用する便所が対象です。 ● (9) ベビーチェア及び(10) ベビーベッドの整備基準が適用される建築物は特定の用途に限ります。 ● スタッフ専用の区画になる便所は整備対象ではありませんが、対応することが望ましいです。
-------------	--

施設 箇所	● 整備基準		具体的な整備内容と 解説・補足
	法対象 (特別特定建築物)	条例対象 (特定建築物)	
(1) 床の表面の 仕上げ	床面は、滑りにくい材料で仕上げること。 《条例 26 条第 1 項》	同左 《条例 別表 2 第 4 項 第 1 号》	㊦ 具体的な整備内容 ・便所の床の表面は、滑りにくい仕上げとする。
(2) 不特定多数 が利用する 便所の設置	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階の階数に相当する数以上の便所を設けること。 《令 14 条第 1 項》 《告示 1074 号》		㊦ 具体的な整備内容 ・原則、階の数以上の便所の設置が求められるが、以下の階は階数の算定から除くことができる。 ① 地上階で、便所を設ける施設が同一敷地内かつその階の出入口付近にある階 ② 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階 ③ 不特定多数の者等が滞在する時間が短い階 ④ ②、③のほか、管理運営上やむを得ない階 ・便所は不特定かつ多数の者が利用し、

			<p>又は主として高齢者、障害者等の利用上支障のない位置に設ける。</p>
<p>(3) 車椅子使用者用便房の設置</p>	<p>上記の便所を設ける階においては、当該便所のうち1以上に車椅子使用者用便房を1以上設けること。</p> <p>《令 14 条第 2 項》 《告示 1074 号》</p>	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、車椅子使用者用便房を1以上設けること。</p> <p>《条例 別表 2 第 4 項 第 1 号》</p>	<p>㊦ 具体的な整備内容</p> <p>【法対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則、車椅子使用者用便房は、上記の便所を設ける階ごとに1以上設ける。 ただし、その階に設けるべき車椅子使用者用便房を別の階に設ける場合や地上階で、同一敷地内の他の建築物の地上階の出入口付近に車椅子使用者用便房がある場合は除く。 ・床面積の大小により、必要な車椅子使用者用便房の算定方法が異なる。 【小規模階（1,000㎡未満の階）】 各階への設置は求めず、床面積の合計が1,000㎡に達するごとに1以上設ける。 【大規模階（10,000㎡超の階）】 10,000㎡超～40,000㎡以下 2以上 40,000㎡超 20,000㎡ごとに1追加 <p><解説・補足></p> <ul style="list-style-type: none"> ・車椅子使用者用便房の設置数については、告示 1074 号第三、第五のとおり床面積(※)により算定する。 ※床面積にはバックヤード等も含む。ただし、車椅子使用者用便房を1以上設ける場合は、バックヤード等を除いた便所設置階の床面積としてよい。
<p>(4) 車椅子使用者用便房等の種類及び規模等</p>	<p>共用の便所を設ける場合の種類及び規模等は、 「<3> 共用便所の種類及び規模等」P80のとおりとする。</p>		
<p>(5) 男性用小便器</p>	<p>男性用小便器を設ける場合は、以下のものをそれぞれ1以上設けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・床置きまたは壁掛式（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）等で、手すりを設けたもの ・足踏み部分に15cm角の点状ブロック等を敷設したもの <p>《令第 14 条第 4 項》 《条例第 26 条第 4 項》 《条例第 26 条第 8 項》</p>	<p>同左</p> <p>《条例 別表 2 第 4 項 第 3 号》 《条例 別表 2 第 4 項 第 7 号》</p>	<p>㊦ 具体的な整備内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下図のように、手すりを設ける。  <p>※法対象においては、低リップ型（受け口の高さは、35 cm以下）の小便器に手すりを設けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下図のように、15 cm角の点状ブロックを左右2枚ずつ敷設する。 

			<ul style="list-style-type: none"> ・男性用小便器が複数ある場合は、手すりと点状ブロックは分けて設ける。その場合、入口に近い方の便器に点状ブロックを敷設し、その隣の便器に手すりを設ける。
(6) 和式便器	<p>和式便器を設ける場合は、以下のものをそれぞれ1以上(男女の別がある場合は、それぞれ1以上) 設けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手すりを設けたもの ・足踏み部分に15cm角の点状ブロック等を敷設したもの <p>《条例第26条第5項》</p>	同左	<p>㊦ 具体的な整備内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下図のように、手すりを設ける。 ・下図のように、15cm角の点状ブロックを左右2枚ずつ敷設する。 
(7) 腰掛便座を設けた便房(車椅子使用者用便房を除く。)	<p>腰掛便座を設けた便房(車椅子使用者用便房を除く。)を設ける場合は、そのうち1以上(男女の別がある場合は、それぞれ1以上) に手すりを設けること。</p> <p>《条例第26条第6項》</p>	同左	<p>㊦ 具体的な整備内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・L型手すりを設置する。 ・L型手すりの横手すりの設置位置は、便座高さ+20~25cm程度、縦手すりの設置位置は、便器先端から25cm程度とする。 <p><解説・補足></p> <ul style="list-style-type: none"> ・車椅子使用者用便房を除く1以上の腰掛便座を設けた便房に、立ち座りや移動、姿勢の維持の際にしっかりと掴めるようL型手すりを設ける。 ・縦手すり+カウンター(棚板)での代用は、L型手すりとはみなさないため、原則避けること。
(8) 洗面器又は手洗器	<p>洗面器又は手洗器を設ける場合は、以下のものをそれぞれ1以上(男女の別がある場合は、それぞれ1以上) 設けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レバー式又はセンサー式等の水栓を設けたもの ・足踏み部分に15cm角の点状ブロック等を敷設したもの <p>《条例第26条第7項》 《条例第26条第8項》</p>	同左	<p>㊦ 具体的な整備内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水栓金具は、レバー式、センサー式等、操作が容易なものとする。 ・下図のように、15cm角の点状ブロックを2枚敷設する 

<p>(9) ベビーチェア</p>	<p>(条例 26 条第 9 項に掲げる特別 特定建築物に限り適用) ・ベビーチェアその他乳幼児を 座らせることができる設備を設 けた便房を 1 以上 (男女の別が ある場合は、それぞれ 1 以上) 設 けること。 ・ベビーチェア等が設置されて いる旨を表示した JIS 規格の標 識を、便所の出入口付近に掲示 すること。</p> <p>《条令第 26 条第 9 項、第 11 項》 《令 20 条に規定する標識に関する 省令》</p>	<p>・ベビーチェアその 他乳幼児を座らせ ることができる設 備を設けた便房を 1 以上 (男女の別が ある場合は、それぞ れ 1 以上) 設けるこ と。 ・ベビーチェア等が 設置されている旨 を表示した標識を、 便所の出入口付近 に掲示すること。</p> <p>《条例 別表 2 第 4 項第 2 号》</p>	<p> 具体的な整備内容 ・法対象は、JIS 規格の 標識を設置する。</p> <p><解説・補足> ・誰もが認識しやすいよう、条例対象におい ても、標識は JIS 規格とすることが望ましい。</p>
<p>(10) ベビーベッド</p>	<p>(条例 26 条第 9 項に掲げる特別 特定建築物に限り適用) ・ベビーベッドの整備基準は、 12 の項 (P180) のとおりとする。</p> <p>《条令第 26 条第 10 項、第 11 項》</p>	<p>対角線</p>	<p> 具体的な整備内容 ・具体的な整備内容は、12 の項 (P180) のとおりとする。</p>
<p>(11) オストメイト 対応設備</p>	<p>・オストメイト対応設備を設け ること。 ・オストメイト対応設備が設置 されている旨を表示した JIS 規 格の標識を、便所の出入口付近 に掲示すること。</p> <p>《令第 14 条第 3 項》 《令 20 条に規定する標識に関する 省令》</p>	<p>対角線</p>	<p> 具体的な整備内容 ・JIS 規格の標識を設置 する。</p> <p><解説・補足> ・便器と一体になった簡易型オストメイト対 応設備での代用は不可とする。 ・誰もが認識しやすいよう、任意でオストメ イト対応設備を設置した場合においても、標 識は JIS 規格とすることが望ましい。</p>

< 2 > 努力基準一覧

努力基準	
箇所 (番号は表< 1 >に合わせて います)	内容
(2) 車椅子使用者用便房	<p>◎便所内には、車椅子使用者用便房を 1 以上 (男女の別がある場合はそれぞれ 1 以上) 設ける。 ○ (条例対象であっても) 出入口の有効幅員は 85cm 以上とする。 ○靴べら式、光感知式その他の操作が容易な方式による便器の洗浄装置を設ける。 ○便房内の車椅子使用者が利用しやすい位置に、外部への呼出しボタンを設ける。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ○便房内に乗椅子で手の届く高さに、手荷物置き台や小物◇衣類をかけるフックを設ける。 ○通路の有効幅員は85cm以上とする。
(3) 男性用小便器	<ul style="list-style-type: none"> ◎階ごとに小便器（床置き式、壁掛式（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これらに類するもの）を1以上設ける。 ○各階1以上の小便器に手すりを設ける。 ○各階1以上の小便器の足踏み部分に、15cm角の点字ブロックを設ける。 ○男児用小便器を設ける。
(4) 和式便器	<ul style="list-style-type: none"> ○各階1以上（男女の別がある場合はそれぞれ1以上）の和式便器に手すりを設ける。 ○各階1以上（男女の別がある場合はそれぞれ1以上）の和式便器の足踏み部分に、15cm角の点字ブロックを設ける。
(5) 腰掛便座を設けた便房 （乗椅子使用者用便房を除く。）	<ul style="list-style-type: none"> ○各階1以上（男女の別がある場合はそれぞれ1以上）の腰掛便座にL型手すりを設ける。 ◇複数の腰掛便座にL型手すりを設ける場合、障害が身体の左右どちらにある人でも利用できるよう、L型手すりの位置が左側と右側のものをバランスよく設ける。 ◇子供用便座を1以上（男女の別がある場合はそれぞれ1以上）設ける。
(6) 洗面器又は手洗器	<ul style="list-style-type: none"> ○各階1以上（男女の別がある場合はそれぞれ1以上）の洗面器又は手洗器の足踏み部分に、15cm角の点字ブロックを設ける。 ○各階1以上（男女の別がある場合はそれぞれ1以上）の洗面器又は手洗器にレバー式又はセンサー式等の水栓を設ける。 ◇乗椅子で使いやすい高さや立位で使いやすい高さなど、高さの異なる複数の洗面器を設ける。
(7) ベビーチェア	<ul style="list-style-type: none"> ○各階1以上（男女の別がある場合はそれぞれ1以上）に、ベビーチェア、ベビーベッドを設ける。 ◇ベビーチェアは、保護者の手が届く範囲で、乳幼児の顔を見ることができるところに設ける。
(8) オストメイト対応設備	<ul style="list-style-type: none"> ◎階ごとに、オストメイト対応設備を1以上（男女の別がある場合はそれぞれ1以上）設ける。 ◇ストーマ（人工肛門、人工膀胱）装置を交換する際に腹部を洗浄することがあるため、お湯の出るシャワーを備えた「汚物流し」を設ける。 ○用途面積が10,000㎡以上の建築物の場合、便所内（男女の別がある場合はそれぞれ1以上）に、オストメイト対応設備を設ける。
○その他	<ul style="list-style-type: none"> ○足踏み部分に15cm角の点字ブロックを設けた小便器、和式便所、洗面器又は手洗器を有する便所の入口には、触知図案内板を設け、その前の床には、点状ブロック等を敷設する。 ○男性用便所及び女性用便所を並べて設ける場合には、向かって左側を女性用便所とする。 ○用途面積が10,000㎡以上の建築物の場合、便所内（男女の別がある場合はそれぞれ1以上）に、大人用介護ベッドを設け、便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を設ける。

<<2>の凡例:◎…建築物移動等円滑化誘導基準 ○…条例規則 ◇…その他の望ましい基準

※ 条例等で既に規定している基準及び告示による緩和は省略しています。

オストメイト 参考図はP82

直腸がんや膀胱がんなどが原因で臓器に機能障害を負い、手術によって人工的に腹部へ人工肛門や人工膀胱の「排泄口（ラテン語でストーマ）」を造設した人を「オストメイト（ostomate）」といいます。オストメイトは、便や尿を一時的に溜めておくための「袋（パウチ）」を装着しており、一定時間ごとに溜まった排泄物を捨てる必要が生じるため、この際にパウチや腹部を洗浄するための設備が必要となります。国内には、約20万～30万人のオストメイトがいると言われています。

オストメイトのパウチの洗浄



オストメイト用設備の案内用図記号



< 3 > 共用の便所の種類及び規模等

	法対象 (特別特定建築物)	条例対象 (特定建築物)		
	A基準	B基準	C基準	D基準
便房の 図	<p>幅または奥行き 1.8m 以上</p> <p>オストメイト対応設備</p> <p>φ150 cm</p> <p>内法面積 3.6 m² 以上</p> <p>跳ね上げ手すり L型手すり</p>	<p>φ150 cm</p> <p>跳ね上げ手すり L型手すり</p>	<p>120 cm</p> <p>80 cm</p> <p>L型手すり 跳ね上げ手すり</p>	<p>L型手すり</p>
便房の 構造	腰掛便座、L型手すり及び跳ね上げ手すりが適切に配置されていること。	同左	同左	腰掛便座及びL型手すりが適切に配置されていること。
便房の 規模	便房の幅又は奥行きが <u>180cm 以上</u> 、かつ、内のり面積が <u>3.6 m² 以上</u> であること。 (1以上)	同左	車椅子使用者が便座に移乗するために必要な空間が確保されていること。	
	車椅子使用者が円滑に利用することができる十分な空間が確保されていること。			
出入口	出入口の扉の有効幅員が <u>85cm 以上</u> であること。 出入口の扉は引き戸（構造上やむを得ない場合にあっては、外開き戸）とし、車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とすること。	出入口の扉の有効幅員が <u>80cm 以上</u> であること。	同左	
		同左		
標識	車椅子使用者用便房の標識（JIS規格）が設置されていること。	車椅子使用者用便房の標識が設置されていること。		
適用 される 基準	法対象（特別特定建築物） 令 14 条第 2 項、条例第 26 条第 2 項、第 3 項、告示 1074 号、令 20 条に規定する標識に関する省令			
	条例対象（特定建築物）別表第 2 第 4 項第 1 号			
	条例対象（特定建築物）別表第 2 第 4 項第 8 号による緩和			
	条例対象（特定建築物）別表第 2 第 4 項第 9 号による緩和			

図4-1 車椅子使用者用便房

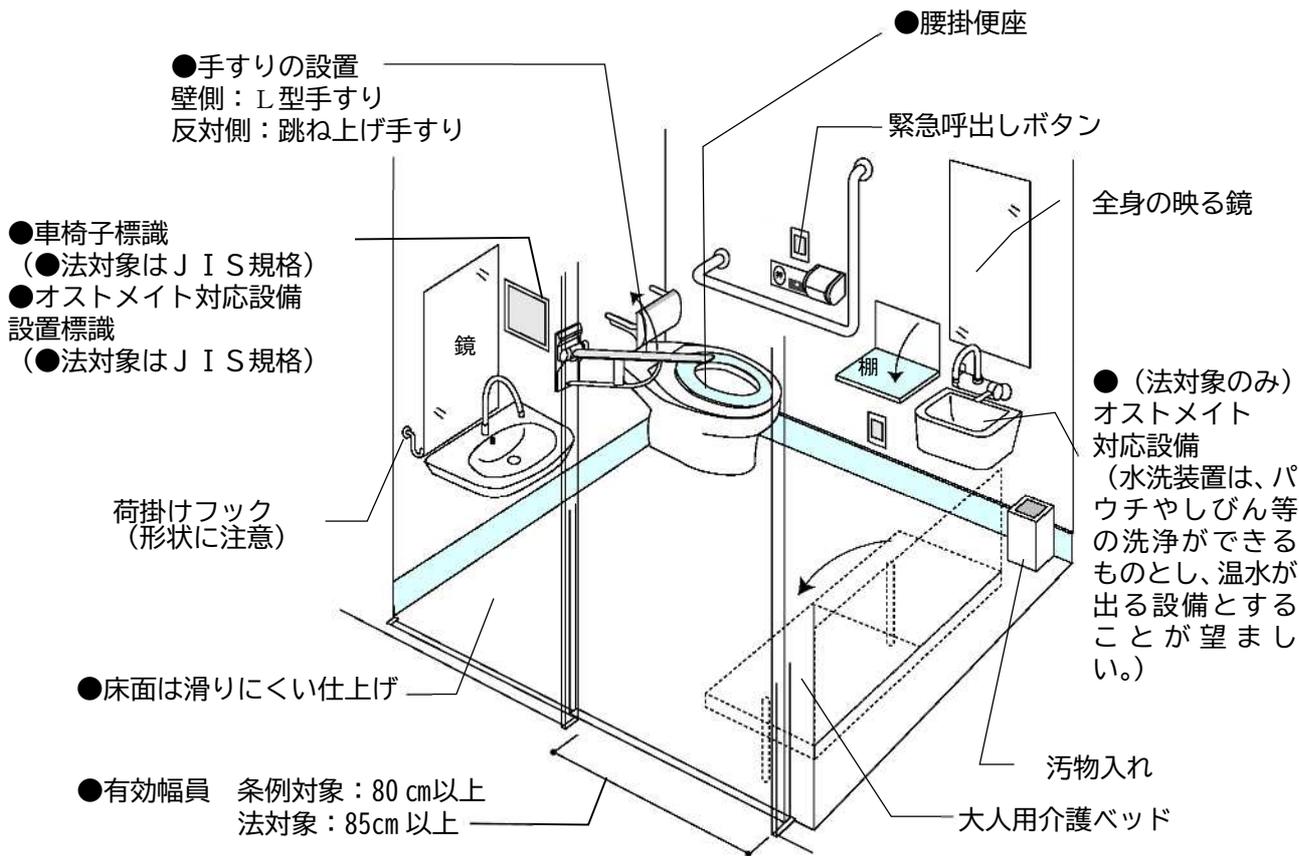
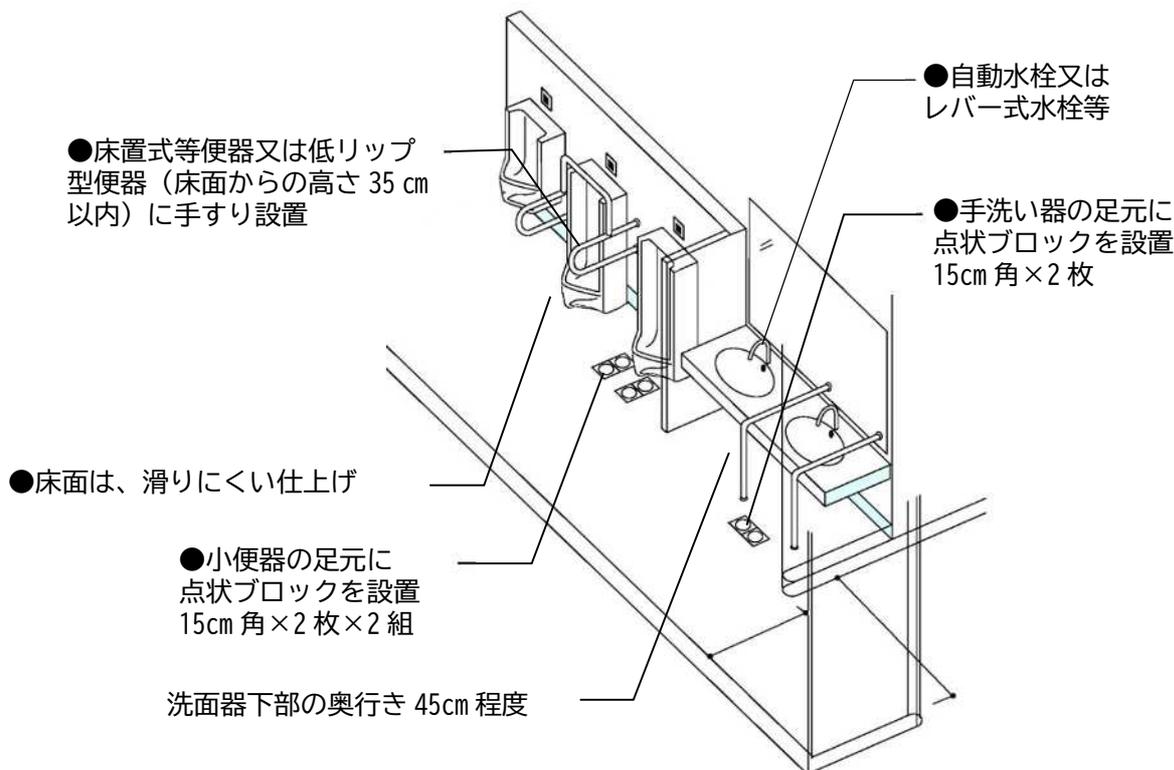


図4-2 一般便房



凡例 ●：義務基準 参考図に関しては、義務基準が含まれる場合でも●印を省略しています。

図4-3 車椅子使用者用便房の例(参考図)

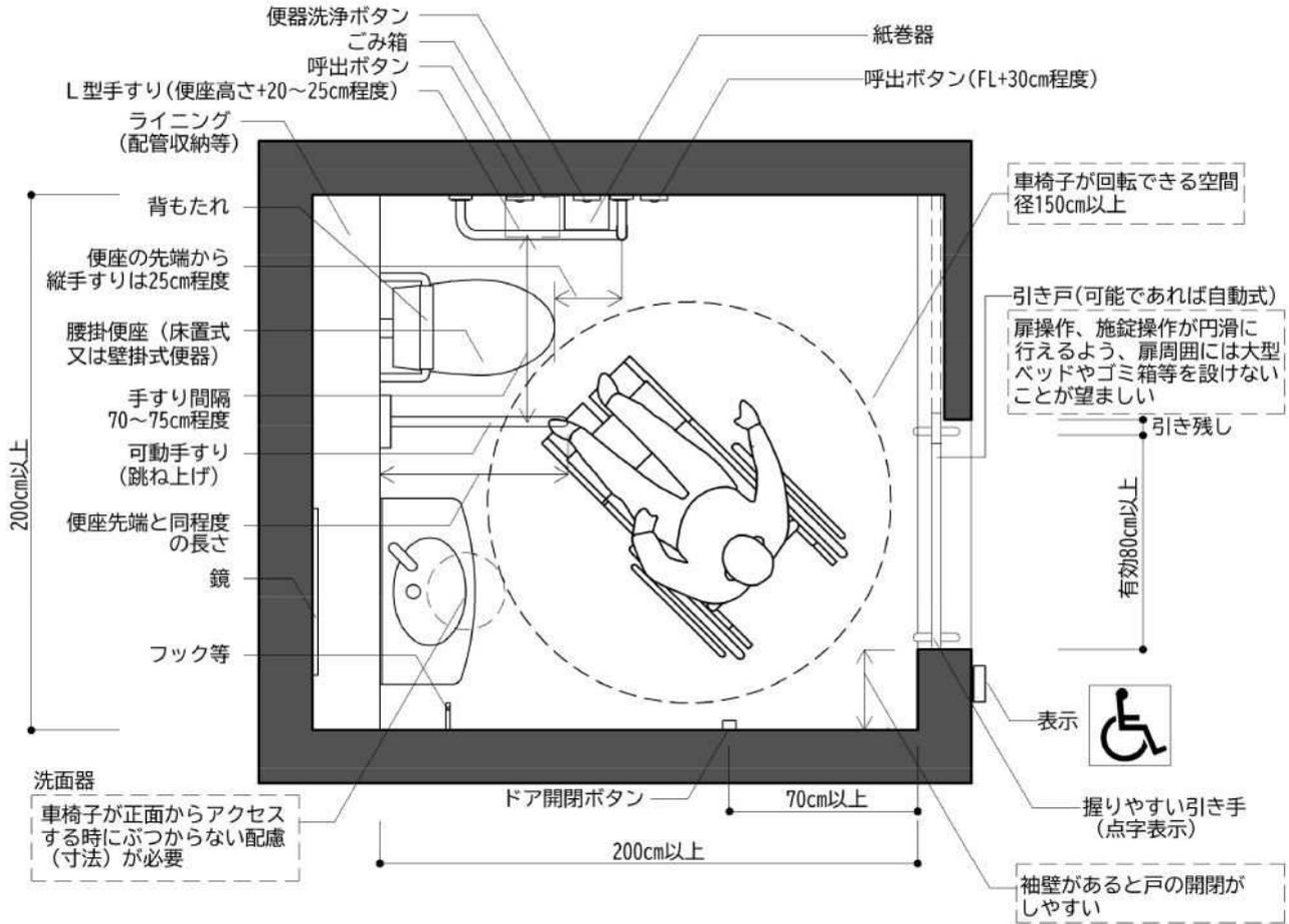
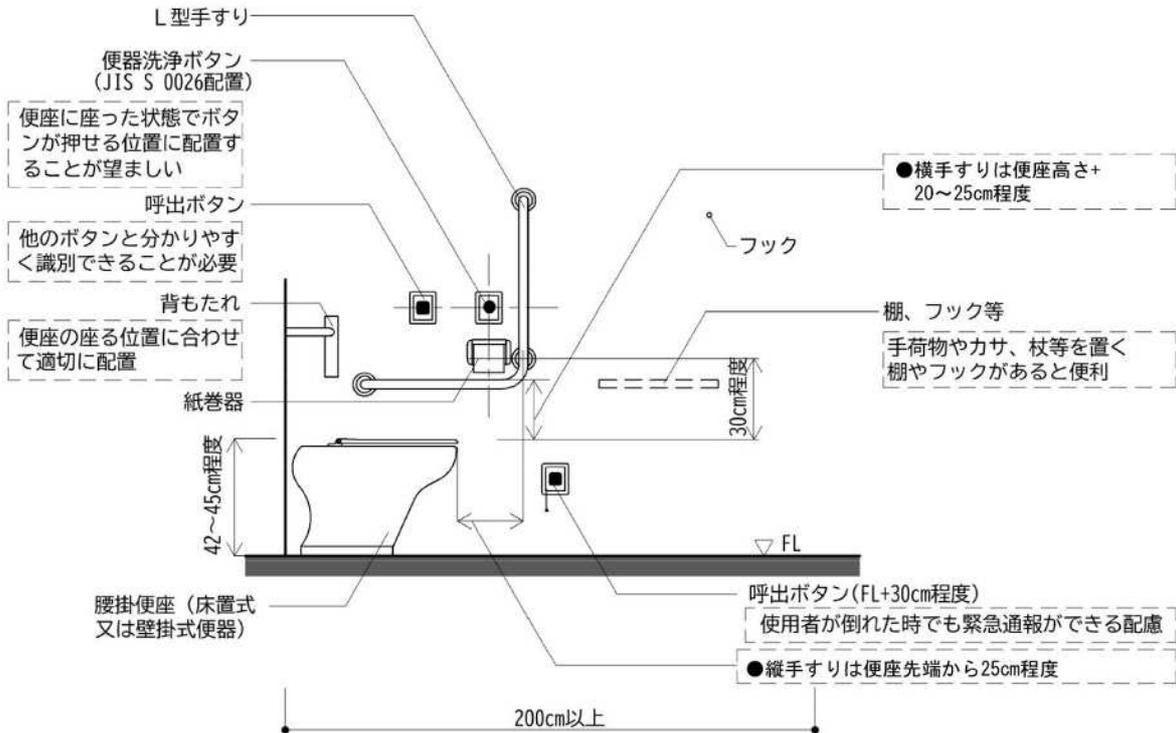
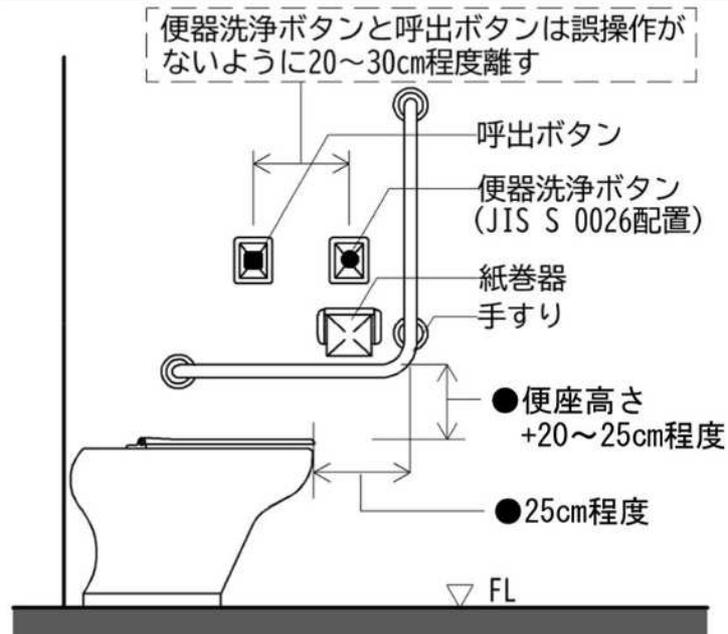


図4-4 L型手すりの設置位置



凡例 ●:義務基準 参考図に関しては、義務基準が含まれる場合でも●印を省略しています。

図4-5 便器洗浄ボタン等の標準配置例



(JIS S0026 による)

図4-6 手すりを設置した洗面器の例(参考図)

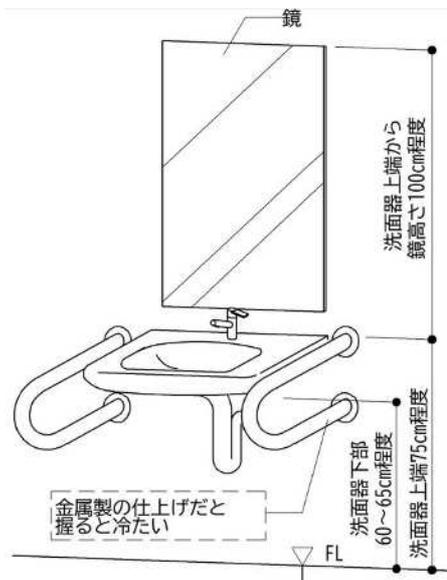


図4-7 車椅子使用者が利用しやすい洗面化粧台の例(参考図)

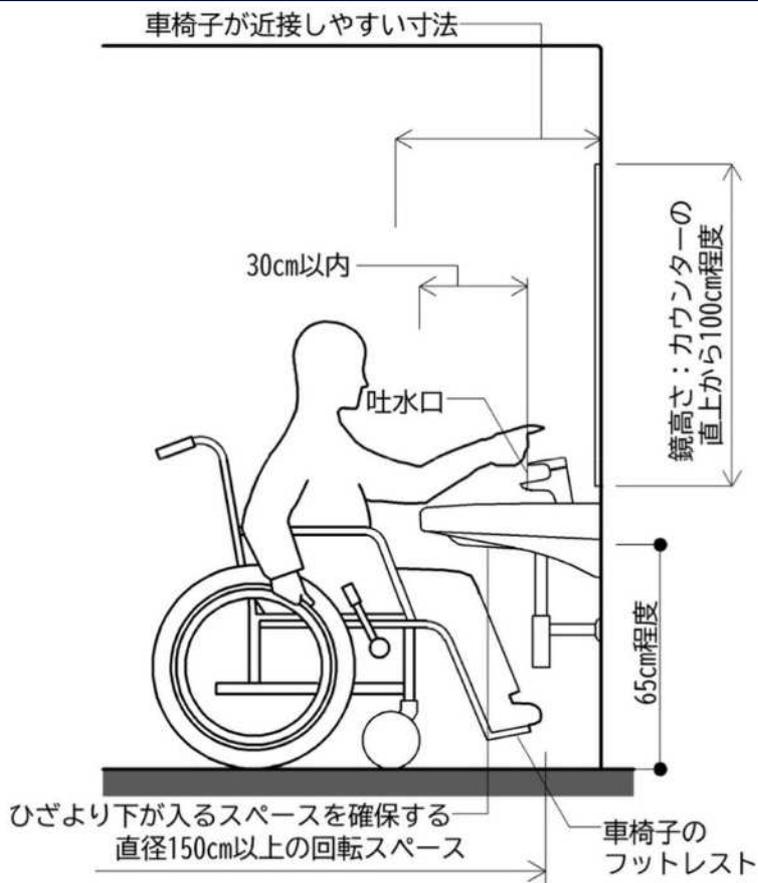
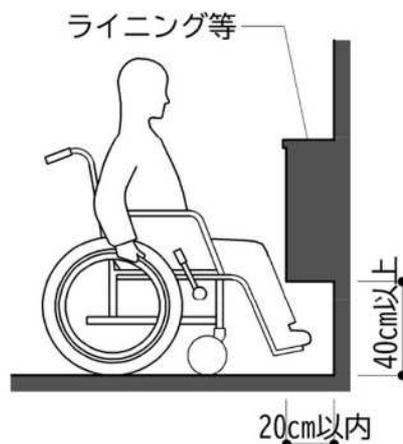
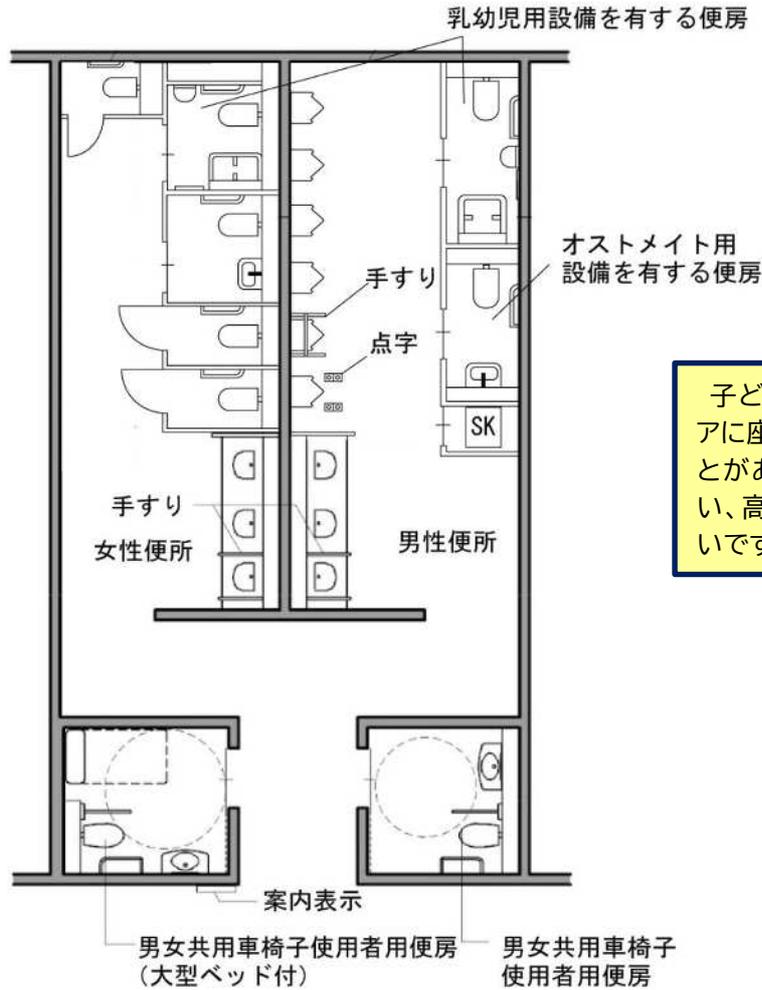


図4-8 車椅子使用者の足元に配慮したスペースの例(参考図)



凡例 ●：義務基準 参考図に関しては、義務基準が含まれる場合でも●印を省略しています。

図4-9 便所・洗面所の例1(参考図)



子育て中の方の声

子どもと一緒にトイレに入った際、ベビーチェアに座った子どもが、勝手に鍵を開けてしまうことがあります。ですので、子どもの手が届かない、高い位置等にも2つ目の鍵を設置してほしいです。



図4-10 壁掛け式小便器の例

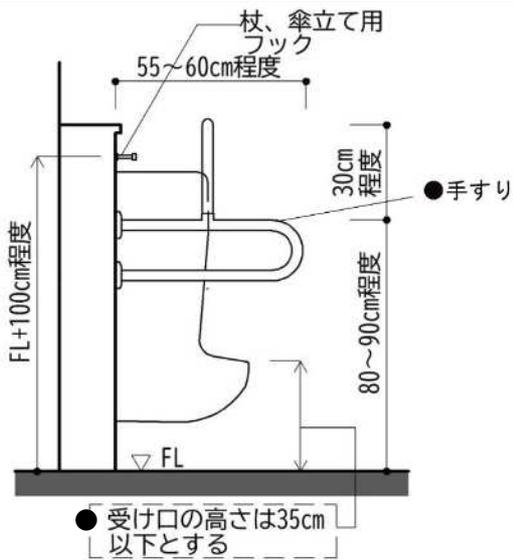
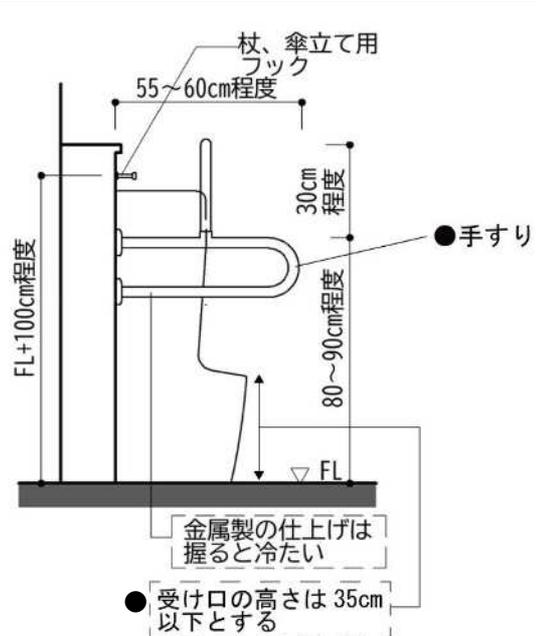


図4-11 床置き式小便器の例



凡例 ●:義務基準 参考図に関しては、義務基準が含まれる場合でも●印を省略しています。

図4-12 オストメイト対応設備を有する便所の例（参考図）

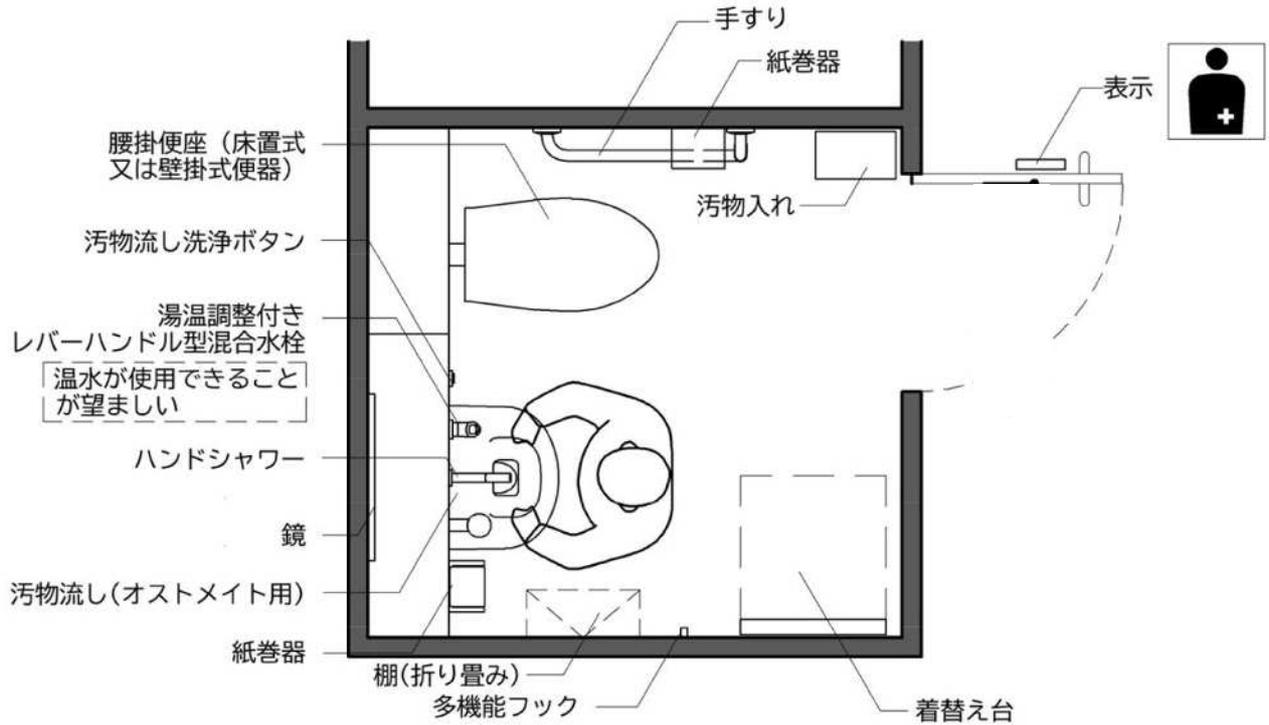
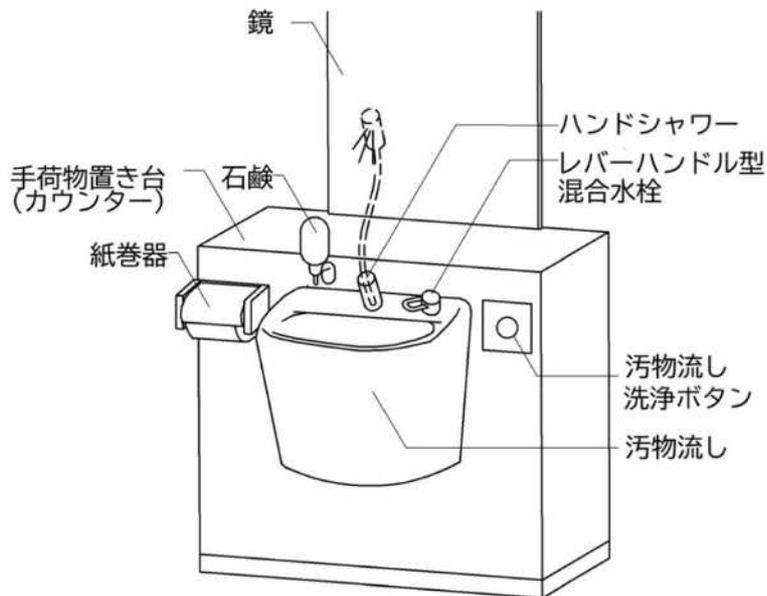


図4-13 オストメイト対応設備の例（参考図）



凡例 ●：義務基準 参考図に関しては、義務基準が含まれる場合でも●印を省略しています。

5 浴室等

基本的な考え方

浴室等は、高齢者や障害のある方等にとって、転倒などの危険の大きな場所です。

また、体調の急変による事故も多く発生する場所であるため、事故防止や安全に配慮した計画が必要です。

そのため、車椅子を使用されている方が利用する場合、脱衣室、洗い場、浴槽への一連の動作が円滑に行えるよう留意してください。



< 1 > 整備基準一覧

整備対象	<ul style="list-style-type: none"> ● 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等（用途によっては、多数の者）が利用する浴室等が対象です。 ● 浴室等には、浴室、シャワー室のほか、脱衣室、更衣室を含みます。 ● プール、運動施設等に附属するシャワー室等も対象です。
-------------	---

施設 箇所	● 整備基準		具体的な整備内容と 解説・補足
	法対象 (特別特定建築物)	条例対象 (特定建築物)	
(1) 表面の 仕上げ	表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 《条例 27 条第 1 項》	同左 《条例 別表 2 第 5 項第 1 号》	㊦ 具体的な整備内容 ・表面は、滑りにくい仕上げとする。
(2) 浴槽 シャワー 手すり	浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置すること。 《条例 27 条第 2 項第 1 号》	同左 《条例 別表 2 第 5 項第 2 号ア》	㊦ 具体的な整備内容 ・浴槽まで車椅子で寄り付ける構造とする。 ・以下の全ての箇所に手すりを適切に設置する。 ①洗い場（1以上のブース）に縦手すり ②浴槽の出入り部分に縦手すり ③浴槽内での立座り・姿勢保持等に握る部分に横手すり <解説・補足> ・浴槽まで寄り付ければ、家族等の介助により入浴できる車椅子利用者も多いため、寄り付けるスペースの確保は重要である。 ・浴槽内に段を設ける場合は、湯船内でも段差が認識しやすい安全な形状とする。 ・身体障害者や視覚障害者等の利用を踏まえ、1以上の洗い場まで、手すり誘導することが望ましい。

<p>(3) 利用しやすい空間</p>	<p>車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間を確保すること。</p> <p>――― ≪条例 27 条第 2 項第 2 号≫</p>	<p>同左</p> <p>――― ≪条例 別表 2 第 5 項第 2 号イ≫</p>	<p>㊦ 具体的な整備内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則、浴室内及び脱衣室の両方において、直径 150 cm の円が内接する空間をそれぞれ確保する。 <p><解説・補足></p> <ul style="list-style-type: none"> ・脱衣室も「浴室等」の一部として扱うため、車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間（直径 150 cm の円が内接する空間）を確保する必要がある。 ・小規模な浴室等で、浴室内に直径 150 cm の円が内接する空間を確保できない場合は、脱衣室内に直径 150 cm 以上の円が内接する空間を確保し、浴室内には、車椅子使用者が入ったうえで扉を閉められる空間を設ける。 ・公衆浴場やホテル・旅館、老人デイサービス等の施設の浴室・脱衣室は、利用居室と扱う。このため、これらの浴室に至るまでの経路は、「9-1」道等から利用居室までの経路」（P 1 3 2）の規定を満たすこと。
<p>(4) 出入口の幅</p>	<p>出入口の有効幅員は 85cm 以上確保すること。</p> <p>――― ≪条例 27 条第 2 項第 3 号ア≫</p>	<p>出入口の有効幅員は 80cm 以上確保すること。</p> <p>――― ≪条例 別表 2 第 5 項第 2 号ウ(ア)≫</p>	<p>㊦ 具体的な整備内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出入口の有効幅員は、法対象：85cm 以上、条例対象：80 cm 以上とする。
<p>(5) 戸の構造</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・戸を設ける場合は、車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とすること。 ・戸の前後に高低差がないこと。 <p>――― ≪条例 27 条第 2 項第 3 号イ≫</p>	<p>同左</p> <p>――― ≪条例 別表 2 第 5 項第 2 号ウ(イ)≫</p>	<p>㊦ 具体的な整備内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水仕舞のために、やむを得ず戸の前後に段差が生じる場合でも、その高低差は 2 cm 以下とする。（「9-2」道等から居室等までの経路（出入口等）」P 1 3 3 を参照） <p><解説・補足></p> <ul style="list-style-type: none"> ・車椅子で前向きに段差を乗り越える場合、段差が大きいと前輪が段に対して横向きになり、前に進めなくなるおそれがあるため、2cm 以下の段差とすること。また段の角をおとす（すりつけ、面取り、スロープ等）ことが望ましい。

< 2 > 努力基準一覧

努力基準	
箇所 (番号は表<1> に合わせています)	内容
(1) 表面の仕上げ	◇水に濡れた状態でも滑りにくい仕上げ及び材料を採用する。
(2) 浴槽 シャワー 手すり	○浴室の出入口から1以上の浴槽及び洗い場までの床面には、段差を設けない。 ○浴室にあっては、浴槽に出入するための傾斜路又は階段を設ける。 ◇脱衣室には衣服を着脱しやすいよう、着脱衣用ベンチ（長さ180cm以上、高さ40～45cm程度）を設ける。 ◇車椅子使用者が浴槽に移動しやすいように移乗用腰掛台等を設ける。 ◇シャワーは、サーモスタット付き水栓を採用する。 ◇車椅子使用者の手の届きやすい位置に、浴室内事故が発生した際に外部の者と連絡できる、インターカム等の緊急連絡装置を設ける。
(4) 出入口の幅	○（条例対象であっても）出入口の有効幅員を85cm以上とする。

<2>の凡例:◎…建築物移動等円滑化誘導基準 ○…条例規則 ◇…その他の望ましい基準

※ 条例等で既に規定している基準及び告示による緩和は省略しています。

図5-1 浴室

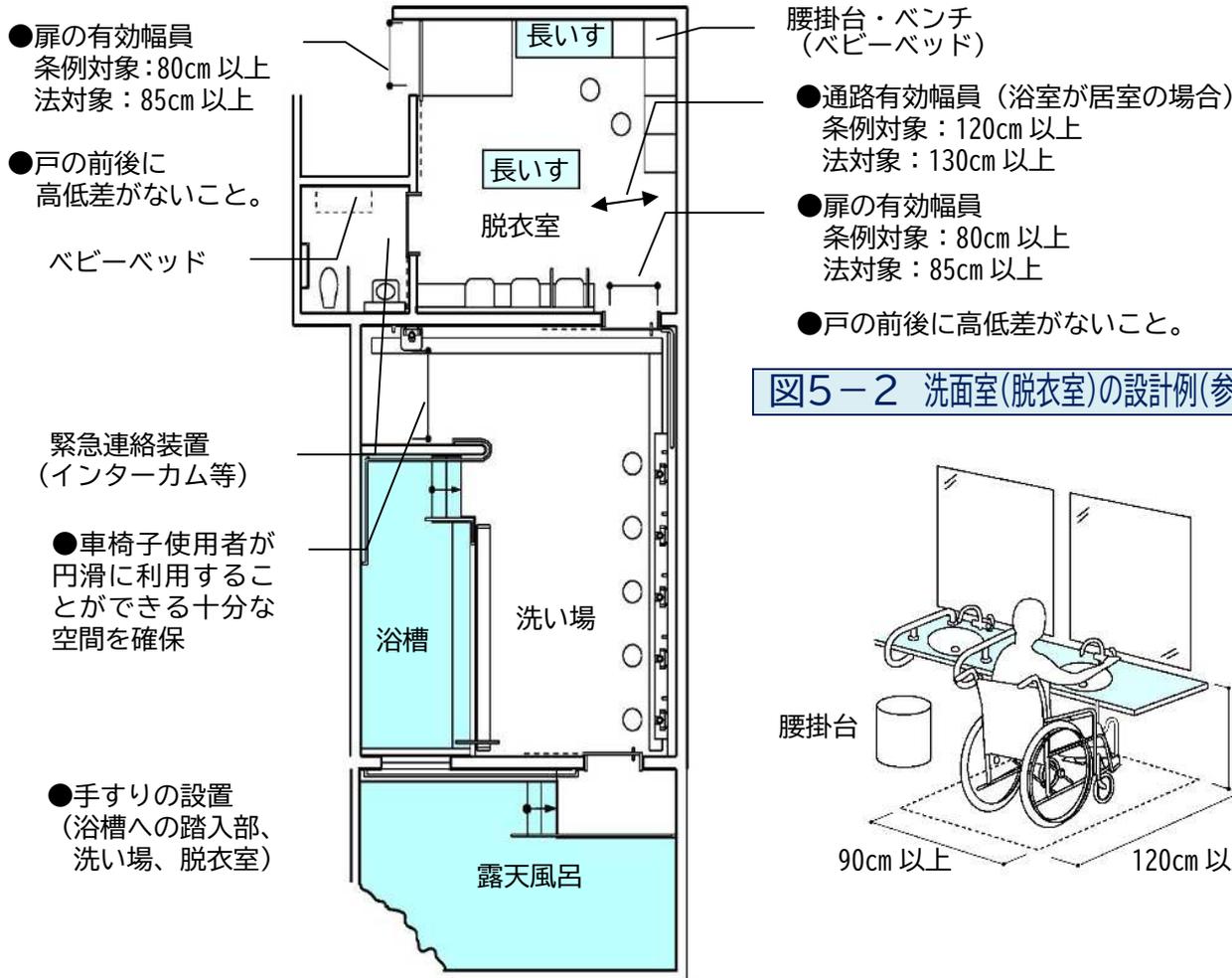
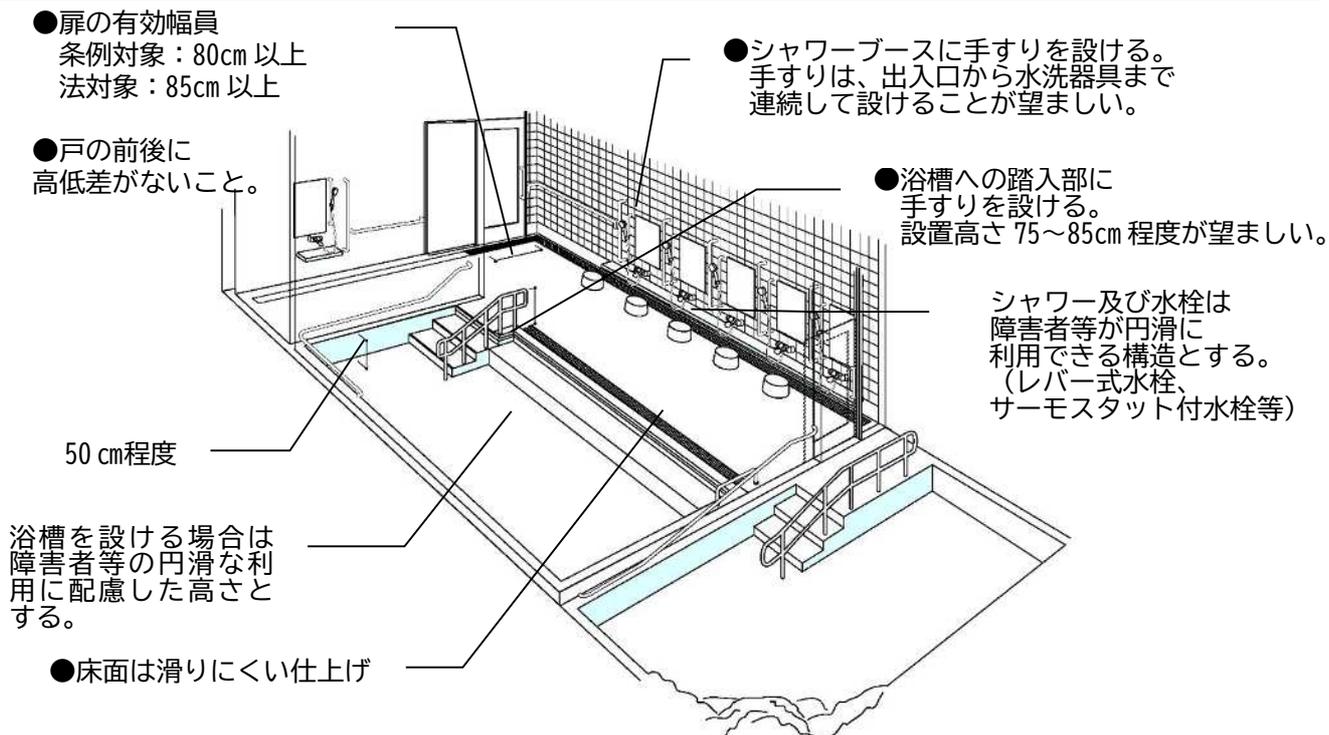
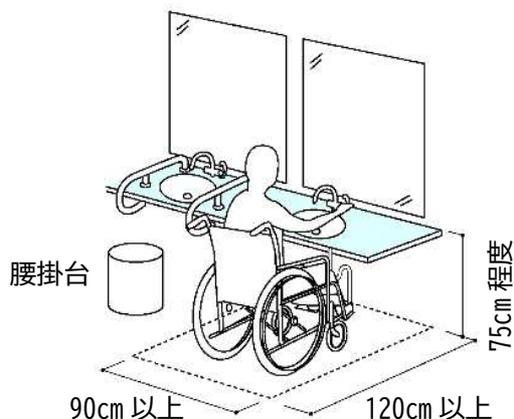


図5-2 洗面室(脱衣室)の設計例(参考図)



凡例 ●：義務基準 参考図に関しては、義務基準が含まれる場合でも●印を省略しています。

図5-3 シャワー室

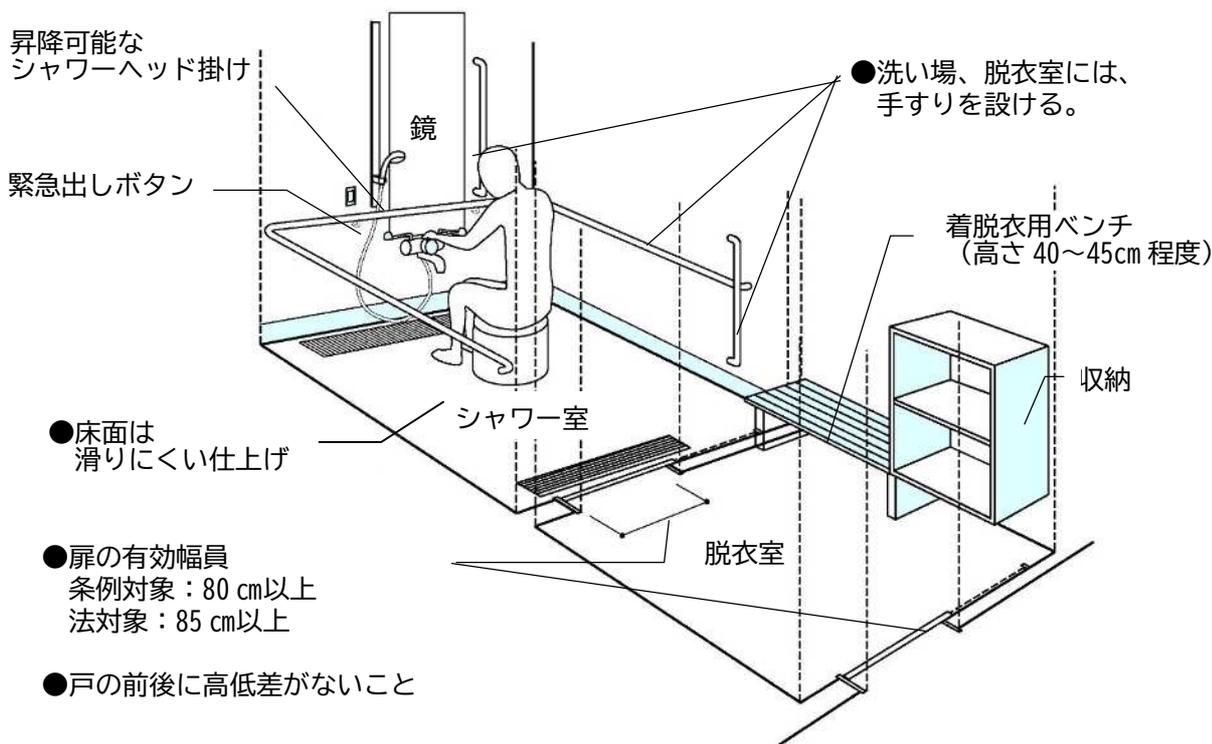


図5-4 水洗及び手すりの高さの例(参考図)

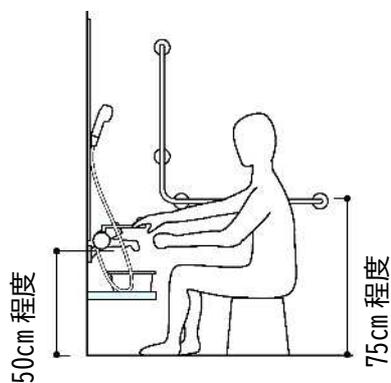
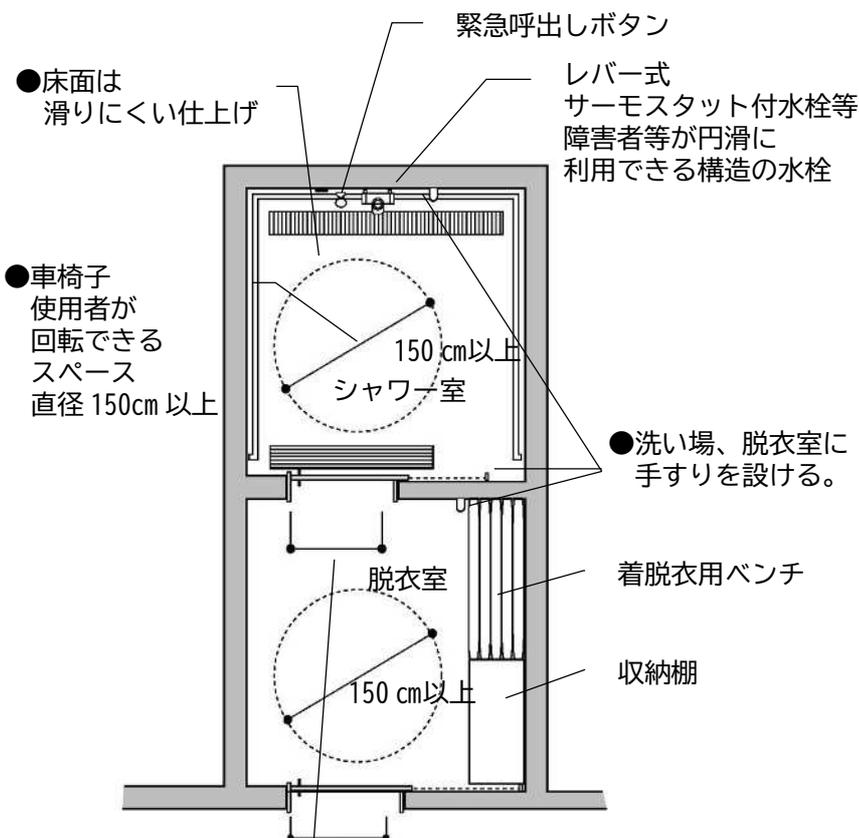


図5-5 高齢者、身体障害者等に使いやすい器具の例(参考図)

●扉の有効幅員
条例対象：80 cm以上
法対象：85 cm以上

●戸の前後に高低差がないこと



可動式シャワーベンチ



シャワーチェア

凡例 ●：義務基準 参考図に関しては、義務基準が含まれる場合でも●印を省略しています。

6 ホテル又は旅館の客室

基本的な考え方

宿泊施設の客室は、高齢者、肢体不自由の方、妊産婦などを含む全ての方が利用しやすく、介助のためのスペースにも配慮したものとします。

また、車椅子利用者用客室には、車椅子を使用されている方が円滑に利用できる十分な広さを確保し、設備機器等も利用に適した位置に配置するものとします。



近年、宿泊施設は、災害時の避難施設やコロナ禍においては軽症者や医療従事者の受入れに活用されるなど、旅行者に限らず、市民の安心・安全に貢献する準公的施設としての役割が求められています。

令和3年10月から、宿泊施設の全ての客室を対象に、高齢の方、肢体不自由の方、妊産婦などを含む全ての方が利用しやすく、また、介助のためのスペースにも配慮した基準を新たに設けています。

新基準による客室は、車椅子利用者用客室のように、車椅子を使用されている方の利用に特化した客室ではありませんが、車椅子を使用されている方のなかでも自立度が高い方にとっては、客室の選択肢の拡充につながるものと考えます。

誰もが安心して快適に利用できる、より良い宿泊施設の整備に努めてください。

目次

A 一般客室・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P92～104

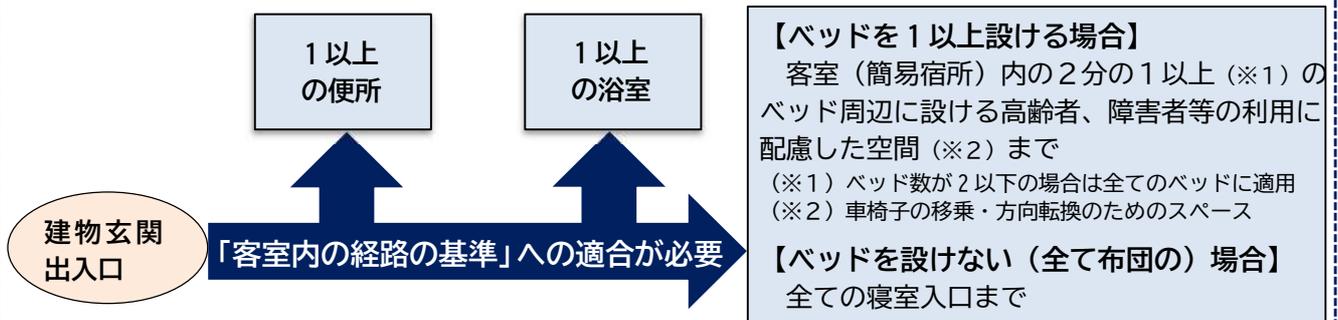
B 車椅子利用者用客室・・・・・・・・・・・・・・・・P105～116

C 客室に係るよくある御質問・・・・・・・・P117～122



A 一般客室

<客室内の経路の概要>

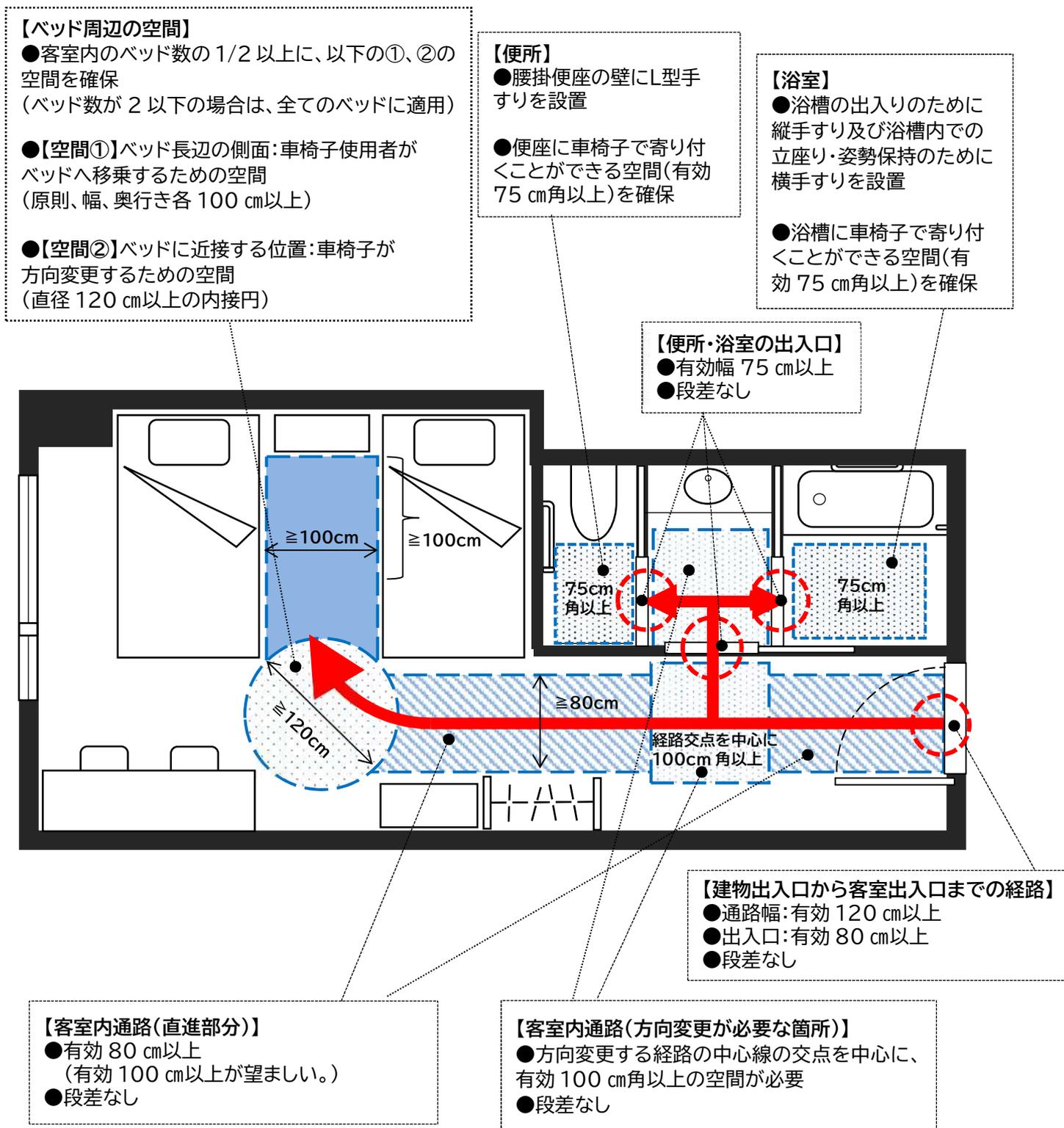


客室内の経路の基準

- ・経路幅 100 cm以上（車椅子の方向を変更することのない直進部分は、80 cmでも可）
- ・段差なし
- ・段差がある（階が異なる）場合は、段差解消機等（令第18条第2項第6号に規定するもの）又は傾斜路（別表第2 3の項に定めるもの）の設置が必要

A 一般客室 ツインルームの例1 (水回りセパレートタイプ)

図6-1



凡例 ●:義務基準 参考図に関しては、義務基準が含まれる場合でも●印を省略しています。

A 一般客室 ツインルームの例2 (3点式ユニットバスタイプ)

図6-2

【ベッド周辺の空間】

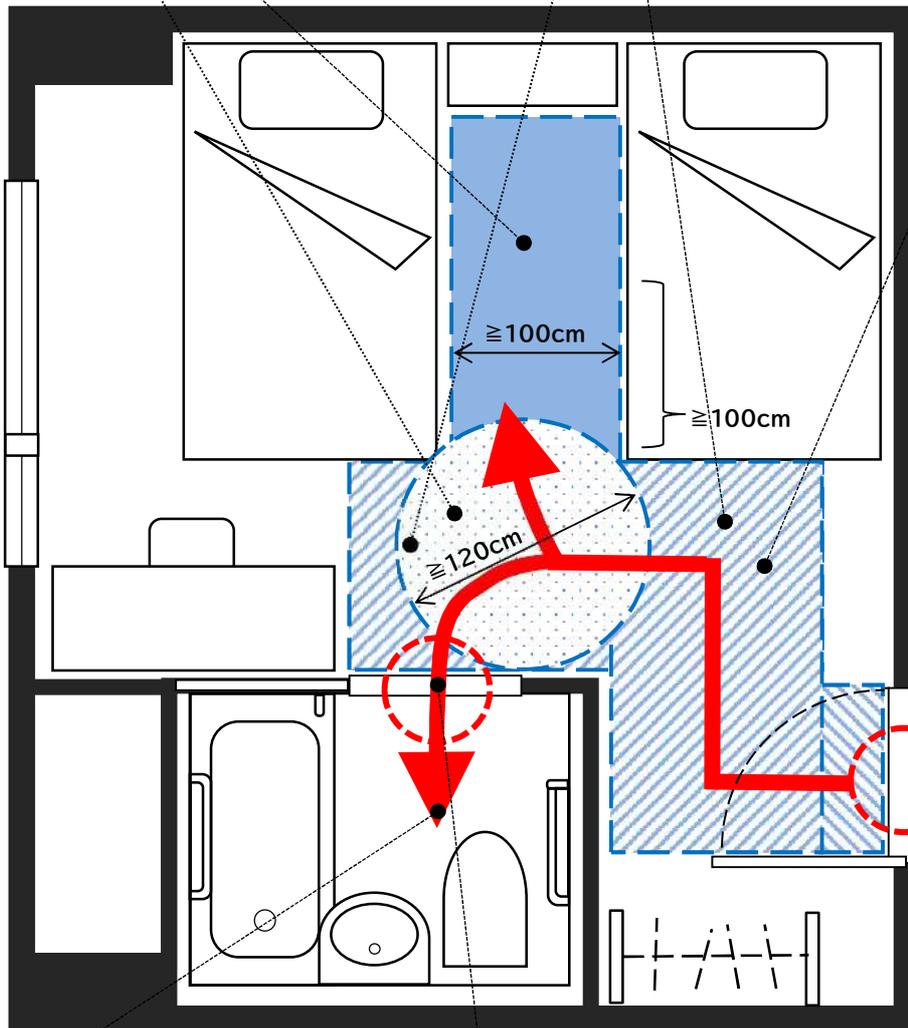
- 客室内のベッド数の1/2以上に、以下の①、②の空間を確保
(ベッド数が2以下の場合、全てのベッドに適用)
- 【空間①】ベッド長辺の側面:車椅子使用者がベッドへ移乗するための空間
(原則、幅、奥行き各100cm以上)
- 【空間②】ベッドに近接する位置:車椅子が方向変更するための空間
(直径120cm以上の内接円)

【客室内通路(方向変更が必要な箇所)】

- 方向変更する経路の中心線の交点を中心に、有効100cm角以上の空間を確保
- 段差なし

【客室内通路(直進部分)】

- 有効80cm以上
(有効100cm以上が望ましい。)
- 段差なし



【便所・浴室】

- 腰掛便座の壁にL型手すりを設置
- 浴槽の出入りのために縦手すり及び浴槽内での立座り・姿勢保持のために横手すりを設置
- ユニットバスの場合、下記以上の大きさを基本とする。
1418(長辺入り)、1620(短辺入り)

【便所・浴室の出入口】

- 有効幅75cm以上
- 段差なし

【建物出入口から客室
出入口までの経路】

- 通路幅:有効120cm以上
- 出入口:有効80cm以上
- 段差なし

凡例 ●:義務基準 参考図に関しては、義務基準が含まれる場合でも●印を省略しています。

A 一般客室 シングルルームの例1 (水回りセパレートタイプ)

図6-3

【ベッド周辺の空間】

- 客室内のベッド数の1/2以上に、以下の①、②の空間を確保
(ベッド数が2以下の場合、全てのベッドに適用)
- 【空間①】ベッド長辺の側面: 車椅子使用者がベッドへ移乗するための空間
(原則、幅、奥行き各100cm以上)
- 【空間②】ベッドに近接する位置: 車椅子が方向変更するための空間
(直径120cm以上の内接円)

【便所】

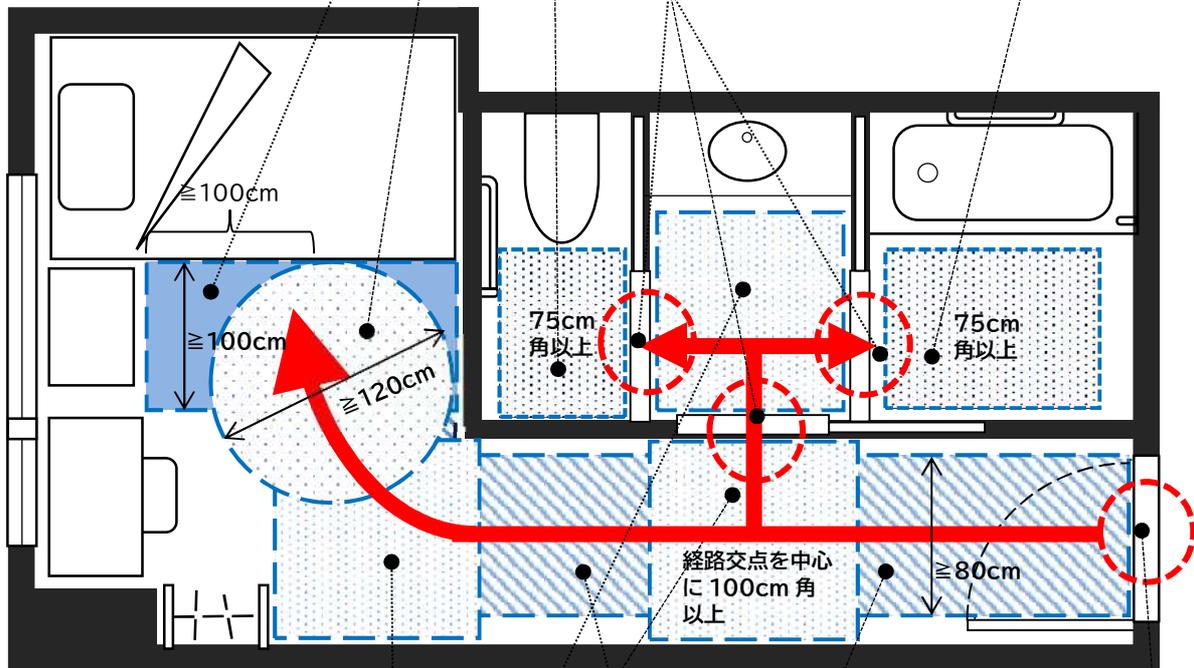
- 腰掛便座の壁にL型手すりを設置
- 便座に車椅子で寄り付くことができる空間(有効75cm角以上)を確保

【浴室】

- 浴槽の出入りのために縦手すり及び浴槽内での立座り・姿勢保持のために横手すりを設置
- 浴槽に車椅子で寄り付くことができる空間(有効75cm角以上)を確保

【便所・浴室の出入口】

- 有効幅75cm以上
- 段差なし



【建物出入口から客室出入口までの経路】

- 通路幅: 有効120cm以上
- 出入口: 有効80cm以上
- 段差なし

【客室内通路(方向変更が必要な箇所)】

- 方向変更する経路の中心線の交点を中心に、有効100cm角以上の空間を確保
- 段差なし

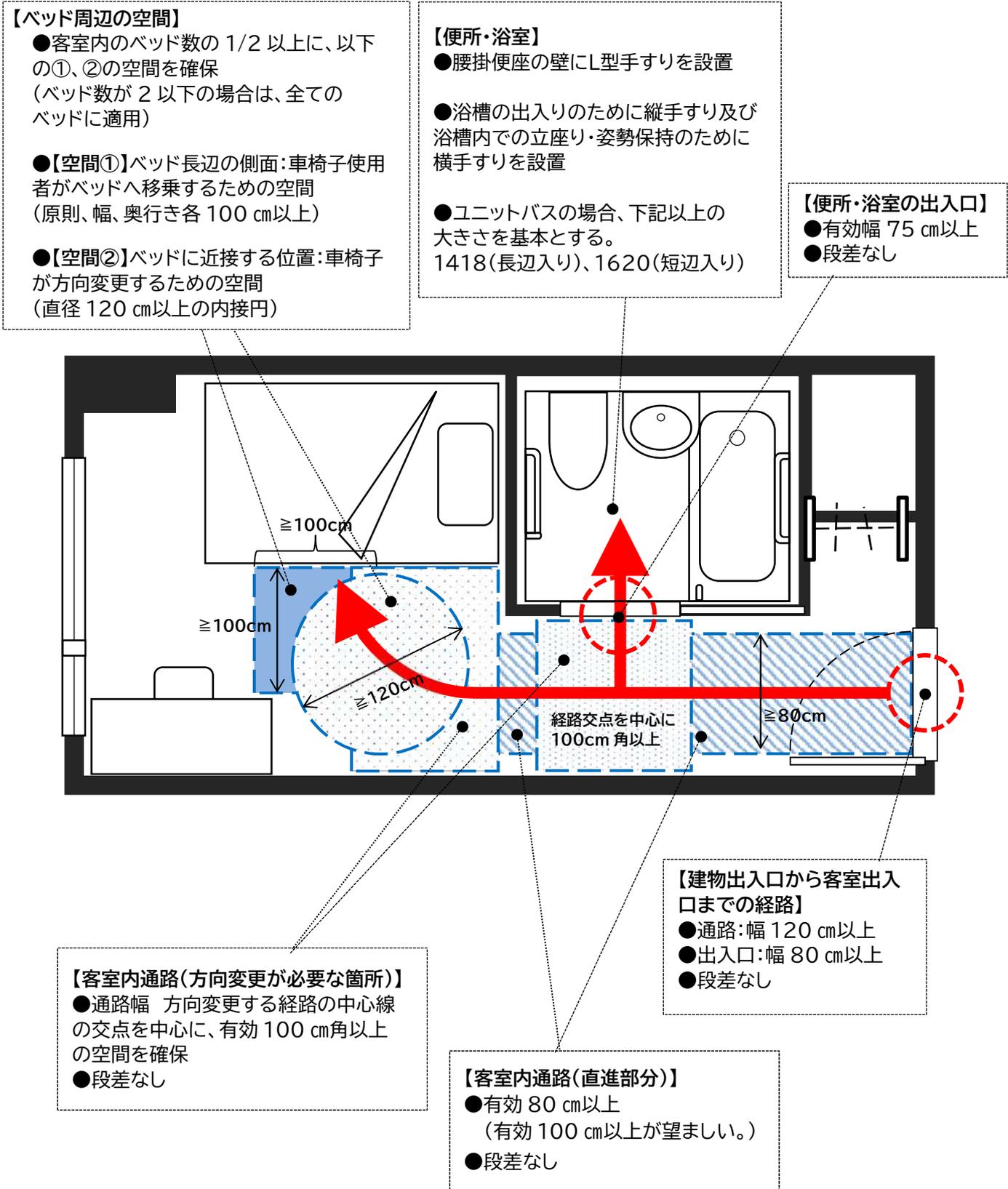
【客室内通路(直進部分)】

- 有効80cm以上
(有効100cm以上が望ましい。)
- 段差なし

凡例 ●: 義務基準 参考図に関しては、義務基準が含まれる場合でも●印を省略しています。

A 一般客室 シングルルームの例2 (3点式ユニットバスタイプ)

図6-4



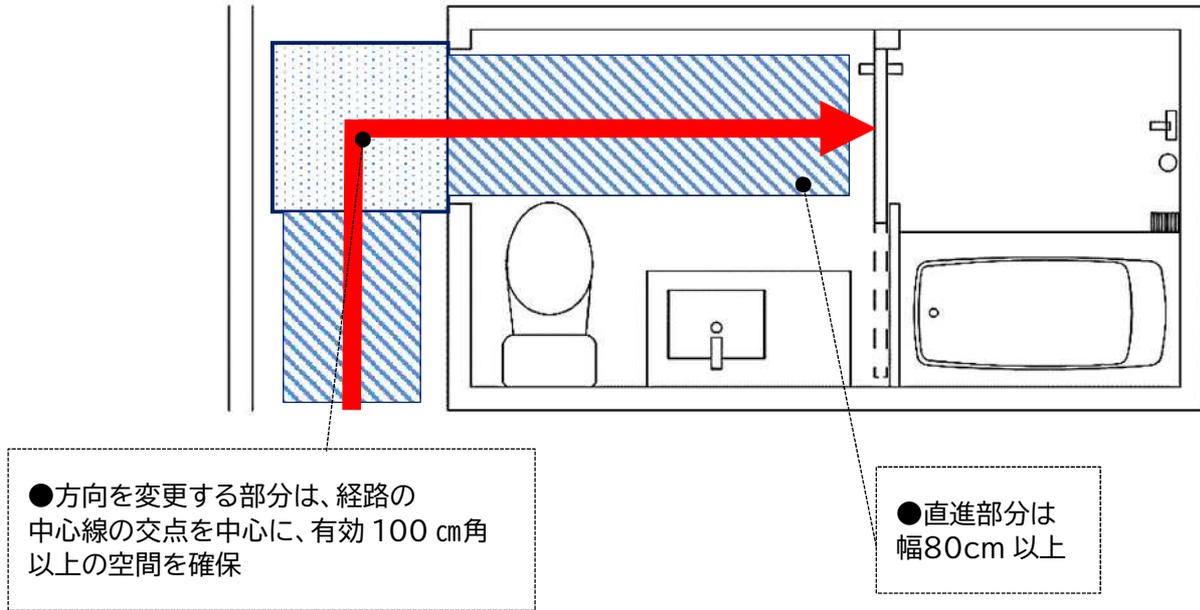
凡例 ●:義務基準 参考図に関しては、義務基準が含まれる場合でも●印を省略しています。

A 一般客室内の水回りへの経路（水回りセパレートタイプ）

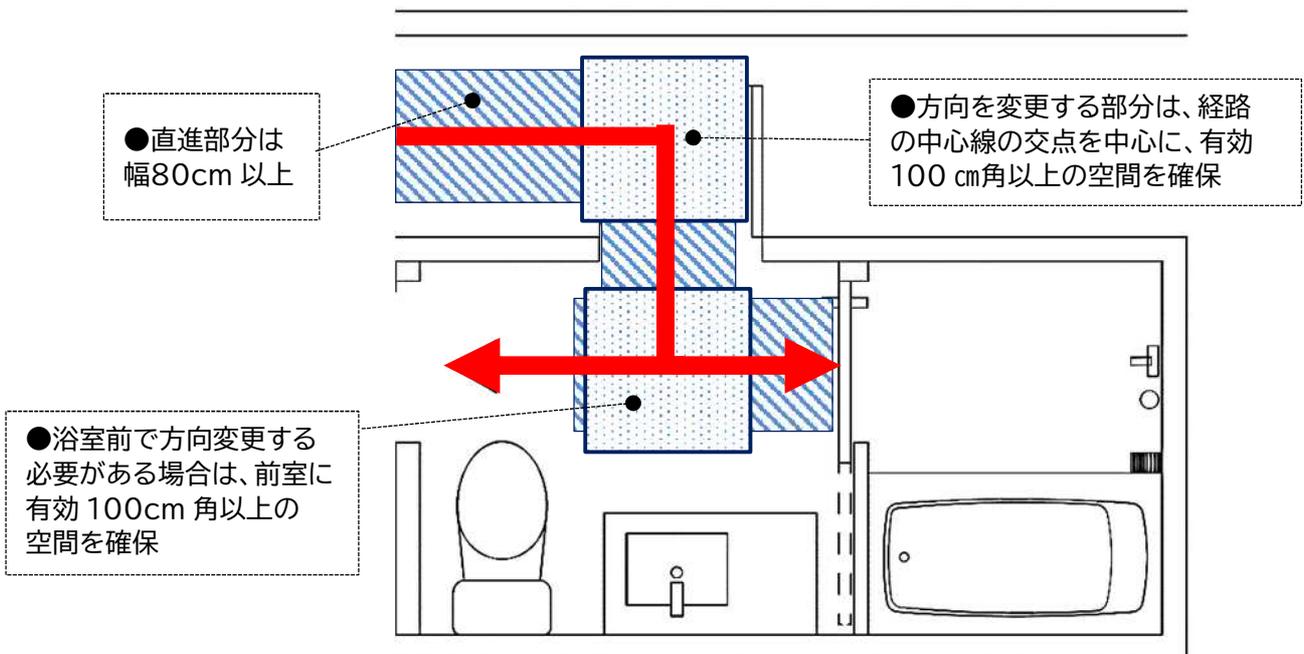
図6-5

※手すり等の図示は省略しています。

①前室外で曲がり、水回りの設備に至る場合



②前室内で曲がり、水回りの設備に至る場合

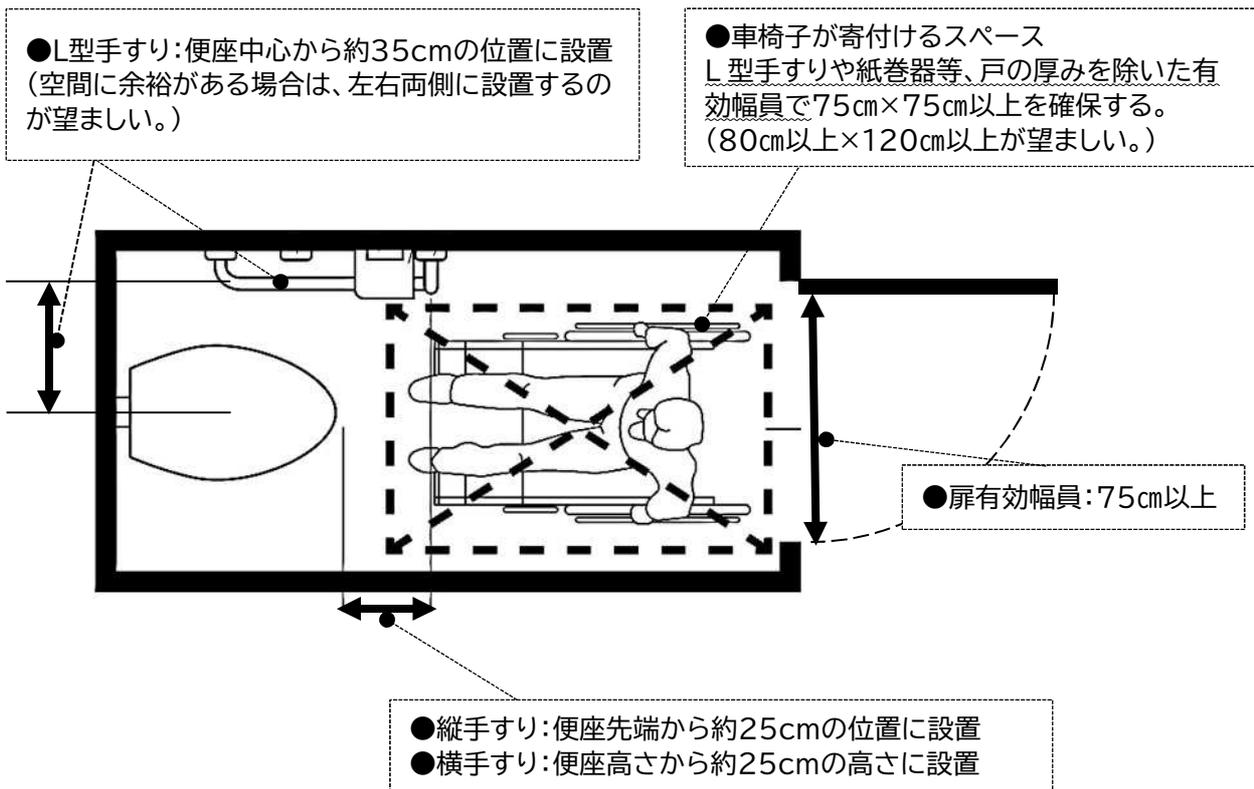


（大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン＜令和2年3月改訂版＞図10.6より引用・一部改変）

凡例 ●：義務基準 参考図に関しては、義務基準が含まれる場合でも●印を省略しています。

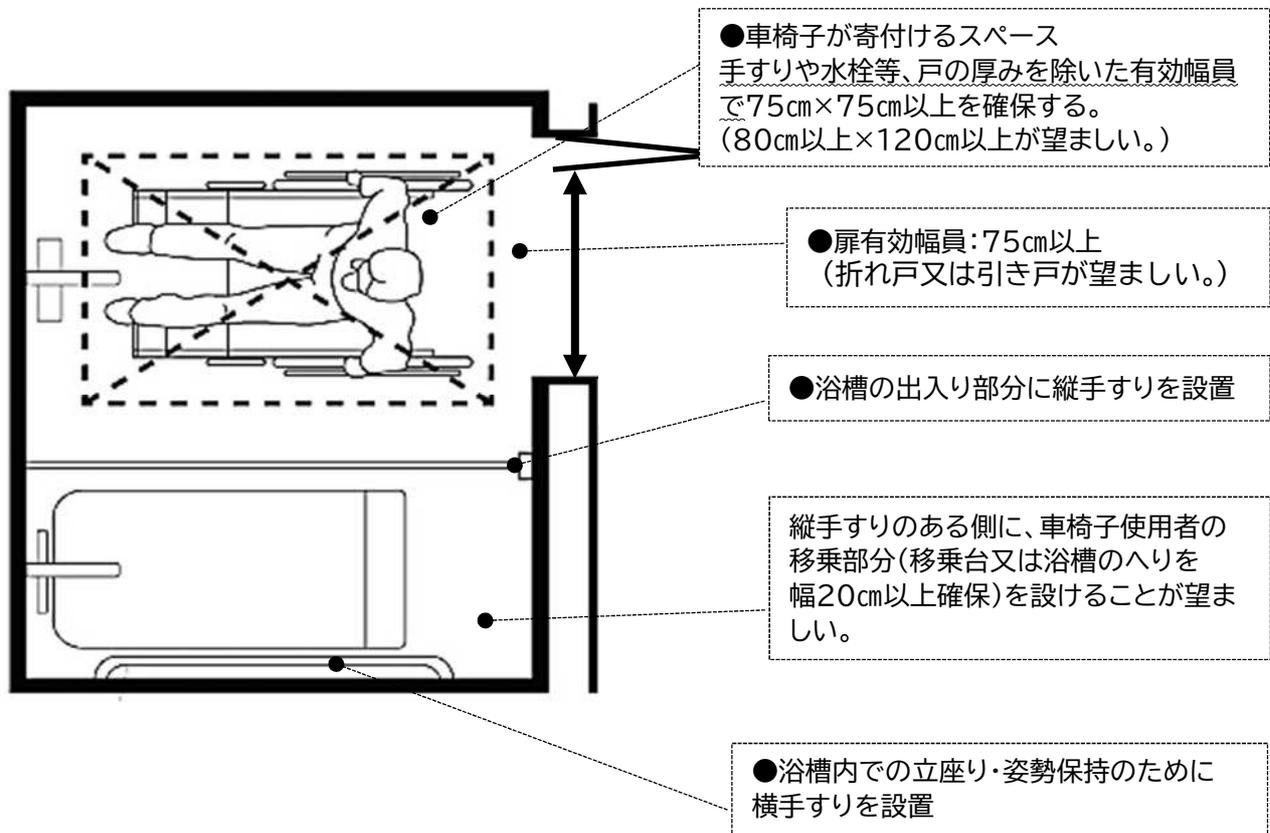
A 一般客室内の車椅子の寄付きを配慮した便所の例

図6-6



A 一般客室内の車椅子の寄付きを配慮した浴室の例

図6-7

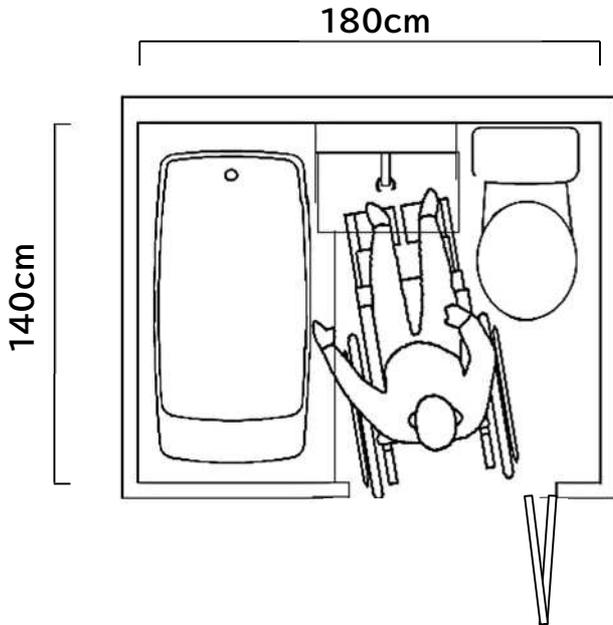


凡例 ●:義務基準 参考図に関しては、義務基準が含まれる場合でも●印を省略しています。

A 一般客室内の車椅子の寄付きに配慮した3点式ユニットバスの例 図6-8

※手すり等の図示は省略しています。

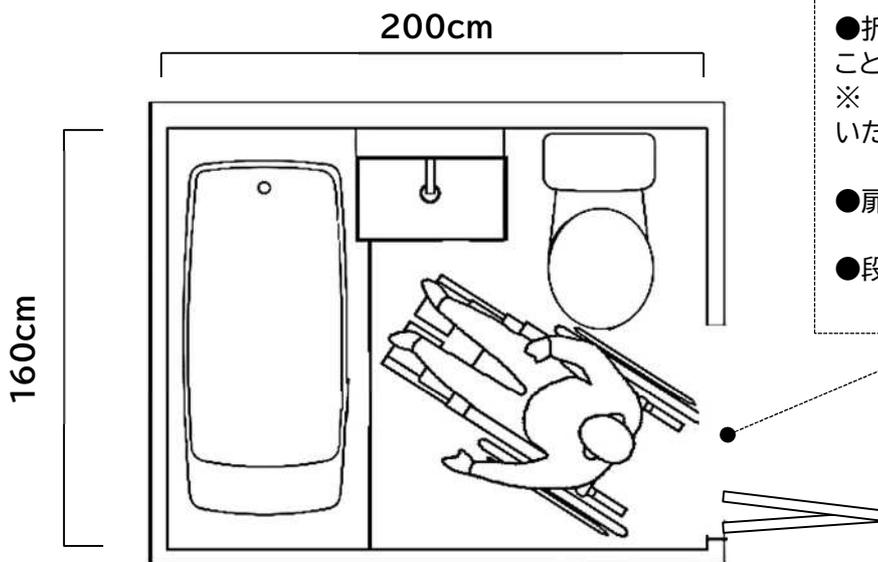
1418 サイズ（長辺入りに限り可）



●1418サイズの場合は、長辺入りのみとし、折れ戸又は引き戸又は外開き扉にすること。
※ 内開き扉は内部の空間が確保できないため、不可とする。

- 扉有効幅員75cm以上
- 段差なし

1620 サイズ（短辺入り・長辺入り共に可）



●折れ戸又は引き戸又は外開き扉にすること。
※ 内開き扉は内部の空間が確保できないため、不可とする。

- 扉有効幅員75cm以上
- 段差なし

（大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン＜令和2年3月改訂版＞図10.7より引用・一部改変）

凡例 ●：義務基準 参考図に関しては、義務基準が含まれる場合でも●印を省略しています。

A 一般客室

< 1 > 整備基準一覧

施設		● 整備基準		具体的な整備内容 と解説・補足
箇所		法対象 (特別特定建築物)	条例対象 (特定建築物)	
(1) 一般客室 ベッド周辺 の空間	ア	【客室内にベッドを設ける 場合】 当該客室内のベッドの数の 1/2 以上（その数に1未満 の端数がある場合には、これ を切り上げた数とし、ベッド 数が2以下の場合には全てのベ ッドに適用）に、次のイ、ウ の空間を設けること。	同左	㊦ 具体的な整備内容 ・ベッド長辺に接する位置に、 原則、幅、奥行き各 100cm 以上の空間を 確保することを基本とする。 ・ベッドに近接する位置に、 直径 120 cm 以上の円が内接する空間を確 保する。 <解説・補足> ・2 段ベッド等の階層式寝台の場合は、それぞ れの段を 1 のベッドとして、規定を適用する。 ・ダブルベッド等の複数人が 1 台を使用する 寝具の場合は、ベッド数を 1 として、規定を 適用する。 ・その客室に設置する最大のベッド数を前提 として規定を適用する。そのため、通常はベ ッド数 2 のツインルームとして利用し、随時 エキストラベッド 1 台を設置する客室につい ては、ベッド数は 3 とし、そのうち 2 以上の ベッドに対して、左記イ、ウの空間が必要と なる。 ・ベッドへの移乗や車椅子の方向変更のため に必要なスペースは、ベッドや家具の移動等、 客室のレイアウトの変更（容易にできる場合 に限る。）による対応でも可とする。 ・ベッドの長辺に接する位置の空間は、原則、 幅、奥行き各 100cm 以上を基本とするが、客 室内用の車椅子を貸し出す等の対応を行った 場合は、幅 80 cm 以上かつ奥行き 100 cm 以上と する。 なお、上記の寸法は、車椅子使用者や杖使 用者等が介助も含め、ベッドに移乗するた めに必要な寸法である。 ・直径 120cm 以上の内接円は、車椅子使用者 が繰り返し等により転回できる寸法である。
	イ	【ベッドの長辺に接する位 置】 車椅子使用者が当該ベッ ドに移乗するために必要な 空間として、原則、幅、奥行 き各 100cm 以上の空間を確保 すること。	同左	
	ウ	【ベッドに近接する位置】 車椅子の方向を変更する ために必要な空間として、直 径 120 cm 以上の円が内接する 空間を確保すること。	同左	
		《条例第 28 条第 1 項 第 1 号》	《条例別表 2 第 6 項第 1 号》	

(2) 一般客室 便所	ア	腰掛便座、手すりが適切に配置されていること。	同左	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> ㊦ 具体的な整備内容 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ L型手すりを設ける。 ・ L型手すりの横手すりの設置位置は、便座高さ+20~25 cm程度、縦手すりの設置位置は、便器先端から 25 cm程度とする。 ・ 出入口の有効幅員は 75 cm以上とする。 ・ 原則段差はなしとするが、便房が浴室等と同じ区画に設けられる場合であって、水仕舞のため、出入口にやむを得ず段差を設ける場合、段差は 2 cmまでとする。 ・ 車椅子使用者が便座に移乗するための空間として、L型手すりや紙巻器、戸の厚み等を除いて、有効で 75 cm×75 cm以上を確保する（3点式ユニットバスの場合を除く。）。 <p><解説・補足></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出入口の有効幅員 75cm 以上は、車椅子使用者が通過できる最低限の寸法である。 ・ 便座前に設ける 75cm 角の空間は、車椅子使用者が便座に寄り付くことができる最低限の寸法であり、少なくとも戸が開いた状態において車椅子使用者が便座に寄り付けるようにすること。 ・ 車椅子利用者の便座への移乗角度が小さくなる長辺入りが望ましい。 ・ 車椅子で前向きに段差を乗り越える場合、段差が大きいと前輪が段に対して横向きになり、前に進めなくなるおそれがあるため、出入口部分は 2cm 以下の段差とすること。また段の角をおとす（すりつけ、面取り、スロープ等）ことが望ましい。
	イ	車椅子使用者が便座に移乗するための空間として、原則、幅、奥行き各 75cm 以上の空間を確保すること。	同左	
	ウ	出入口の有効幅員は 75 cm 以上であること。	同左	
	エ	<p>戸を設ける場合は、その前後に高低差がないこと。</p> <p>※ただし、床面からの水の流出を防止するために設ける段差の部分であって、高齢者、障害者等の通行に支障がないものを除く。</p> <p>《条例第 28 条第 1 項第 2 号》 《条例規則第 16 条第 1 項》</p>	<p>同左</p> <p>《条例別表 2 第 6 項第 2 号》 《条例規則第 16 条第 1 項》</p>	
(3) 一般客室 浴室等	ア	浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。	同左	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> ㊦ 具体的な整備内容 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ ①浴槽の出入り部分に縦手すり及び ②浴槽内での立座り・姿勢保持等に握る部分に横手すりを設置する。 ・ 車椅子使用者が浴槽に移乗するための空間として、手すりや水栓、戸の厚み等
	イ	車椅子使用者が浴槽に寄り付くための空間として、原則、幅、奥行き各 75cm 以上を確保すること。	同左	

	ウ	浴槽がない場合には、車椅子使用者がシャワーに寄り付くための空間があること。	同左	を除いて、有効で75 cm×75 cm以上を確保する（3点式ユニットバスの場合を除く。）。
	エ	出入口の有効幅員は75 cm以上であること。	同左	・出入口の有効幅員は75 cm以上とする。 ・原則段差はなしとするが、水仕舞のため、出入口にやむを得ず段差を設ける場合、段差は2 cmまでとする。
	オ	戸を設ける場合は、その前後に高低差がないこと。 ※ただし、床面からの水の流出を防止するために設ける段差の部分であって、高齢者、障害者等の通行に支障がないものを除く。	同左	<解説・補足> ・浴槽等・便房・洗面台の3点式ユニットバスの場合、長辺入りでは1418サイズ以上、短辺入りでは1620サイズ以上とする。 ・出入口の有効幅員75cm以上は、車椅子使用者が通過できる最低限の寸法である。 ・浴槽付近に設ける75cm角の空間は、車椅子使用者が浴槽に寄り付くことができる最低限の寸法であり、少なくとも戸が開いた状態において車椅子使用者が浴槽に寄り付けるようにすること。 ・洗面台は、車椅子使用者の利用に配慮し、下部にひざや足先が入る空間を確保することが望ましい。 ・車椅子で前向きに段差を乗り越える場合、段差が大きいと前輪が段に対して横向きになり、前に進めなくなるおそれがあるため、出入口部分は2cm以下の段差とすること。また段の角をおとす（すりつけ、面取り、スロープ等）ことが望ましい。
	《条例第28条第1項第3号》 《条例規則第16条第2項》	《条例別表2第6項第3号》 《条例規則第16条第2項》		
(4) 一般客室 出入口 ～ (1)の空間、 (2)の便所、 (3)の浴室等 までの 経路	ア	幅は100 cm(直進部分は80 cm)以上であること。	同左	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 具体的な整備内容 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・客室内の経路は、原則、幅員100 cm以上であるが、直進部分については、幅員80 cm以上でも可とする。 ・車椅子の方向を変更する必要がある部分は、経路の中心線の交点を中心に、有効100cm角以上の空間の確保が必要である。 ・前室で方向を変更して便所又は浴室等
	イ	客室内の出入口(便所、浴室の出入口を除く。)の幅は80cm以上であること。	同左	
	ウ	戸(便所、浴室の出入口に設ける戸を除く。)の前後に高低差がないこと。	同左	

工	床面に段差がある場合、令第13条に規定する傾斜路又は令第19条第2項第6号に規定する昇降機を設けること。	段差がある場合、別表2 3の項に規定する傾斜路又は令第19条第2項第6号に規定する昇降機を設けていること。	に至る場合は、前室内にも有効100cm角以上の空間を確保する。 ・出入口の有効幅員は、80cm以上とする（便所・浴室等の出入口を除く。）。
	≪条例第28条第1項第4号≫ ≪条例規則第17条≫ ≪令第13条≫ ≪令第19条第2項第6号≫	≪条例別表2第6項第4号≫ ≪条例規則第17条≫ ≪条例別表2第3項≫ ≪令第19条第2項第6号≫	<解説・補足> ・客室の出入口から「1一般客室 ベッド周辺の空間」までの経路の規定については、客室内にベッドがない場合は、客室の出入口から全ての寝室までの経路に適用する。 ・車椅子使用者が75cmの出入口に対して直角に進入するのに100cmの幅が必要であるため、経路が屈曲する角には、100cm角の空間を設けること。 ・建築物全体を1組の宿泊客に貸し出す「一棟貸し」の宿泊施設の場合、建築物の玄関入口から先を一つの客室と捉える。 このため、2階建て以上であって、別表2 3の項に規定する傾斜路又は令第19条第2項第6号に規定する昇降機を設置しない場合には、玄関のある階において経路の規定を満足するよう、ベッド、便所、浴室等を計画する必要がある。客室内が複数の階に分かれているメゾネットタイプも同様である。 ・一棟貸しの宿泊施設内や、小規模な客室内の段差解消にあたり、別表2 3の項に規定する傾斜路又は令第19条第2項第6号に規定する昇降機を、やむを得ず設置できない場合は、協議のうえ、奥行き115cm以上のエレベーターの設置による段差解消を代替措置とできる場合がある。(例：客室面積200㎡以下等)

< 2 > 努力基準一覧

努力基準	
箇所 (番号は表< 1 >に合せています)	内容
(1) 一般客室の出入口、空間の確保	◇開き戸の場合には、戸が90°以上開くようドアクローザーの収まるスペースを確保し、戸当たりの位置を工夫するとともに、取っ手が壁にあたらないよう、戸の吊元のスペースを確保する。 ◇非接触型カード錠のカードリーダーは、床から100～120cm程度の高さに設ける。 ◇客室内には、車椅子使用者が360°回転できるよう、直径150cm以上の円が内接できるスペース（又は、180°転回（方向転換）できるよう、140cm以上×140cm以上のスペース）を、1

第3章 整備マニュアル 6 ホテル又は旅館の客室

	以上設けることが望ましい（家具等の下部に、車椅子のフットレストが通過できるスペースが確保されていれば、その部分も有効スペースとする。）。
(2) 一般客室内の便所	◇戸は、引き戸とする。 ◇オストメイト対応設備を設置する。
(3) 一般客室内の浴室等	◇戸は、引き戸とする。特に浴室のみのユニットの場合は、引き戸、折れ戸などの製品もあるため、これらの戸を使用する。 ◇浴室等の水栓金具などは、浴槽内、シャワーチェア等に座った状態でも利用できる高さに設置する。 ◇シャワーは、原則としてハンドシャワーとし、シャワーヘッドはシャワーチェアに座った状態で手が届くよう、垂直に取り付けられたバーに沿ってスライドし高さを調節できるものか、上下二箇所の使いやすい位置にヘッド掛けを設けたものとする。
(4) 一般客室内の部品、設備等	◇壁面からの突出物を極力避けるとともに、やむを得ず突出した部分や衝突する可能性のある壁・柱・家具の角等がある場合には面取り、保護材を設ける等、危険防止に配慮する。 ◇インターホン（室内機）、コンセント、スイッチ、ボタン等は車椅子での使用に適する高さ及び位置とする。 ◇スイッチ等は、大型で操作が容易なボタン形式のものとする。
(5) 案内表示、情報伝達等	◇室名表示は文字の浮き彫りとし、点字を併記するなど、視覚障害者等の利用に配慮する。 ◇室名表示及び客室出入口の戸等に設ける避難情報及び避難経路の表示は、高齢者、障害者、外国人等に分かりやすい表現とする。（例：大きめの文字を用いる、漢字はひらがなを併記する、多言語を表記する、図記号等を併記するなど） ◇室名表示及び客室出入口の戸等に設ける避難情報及び避難経路の表示は、文字・図記号、図、背景の色の明度、色相又は彩度の差を確保したものとする。 ◇視覚障害者に配慮し、客室の鍵は、分かりやすく操作しやすいものとする。 ◇聴覚障害者等に配慮し、テレビは字幕放送の表示が可能なものとし、字幕表示が可能なりモコンを客室に備える。 ◇シャンプー・コンディショナー・ボディソープ等の容器は、視覚障害者が手で触れて区別することのできるものを設ける。 ◇車椅子使用者、視覚障害者、聴覚障害者等の円滑な利用に必要な設備機器（振動呼出器、ドアノック用光センサー、FAX、福祉対応型電話機、点字館内案内、タブレット、透明ディスプレイ（文字）、筆談ボード、耳マーク、電話の代替となるSNSサービス、バイブアラーム、フラッシュベル等。P211参照）を設ける又は貸し出す。

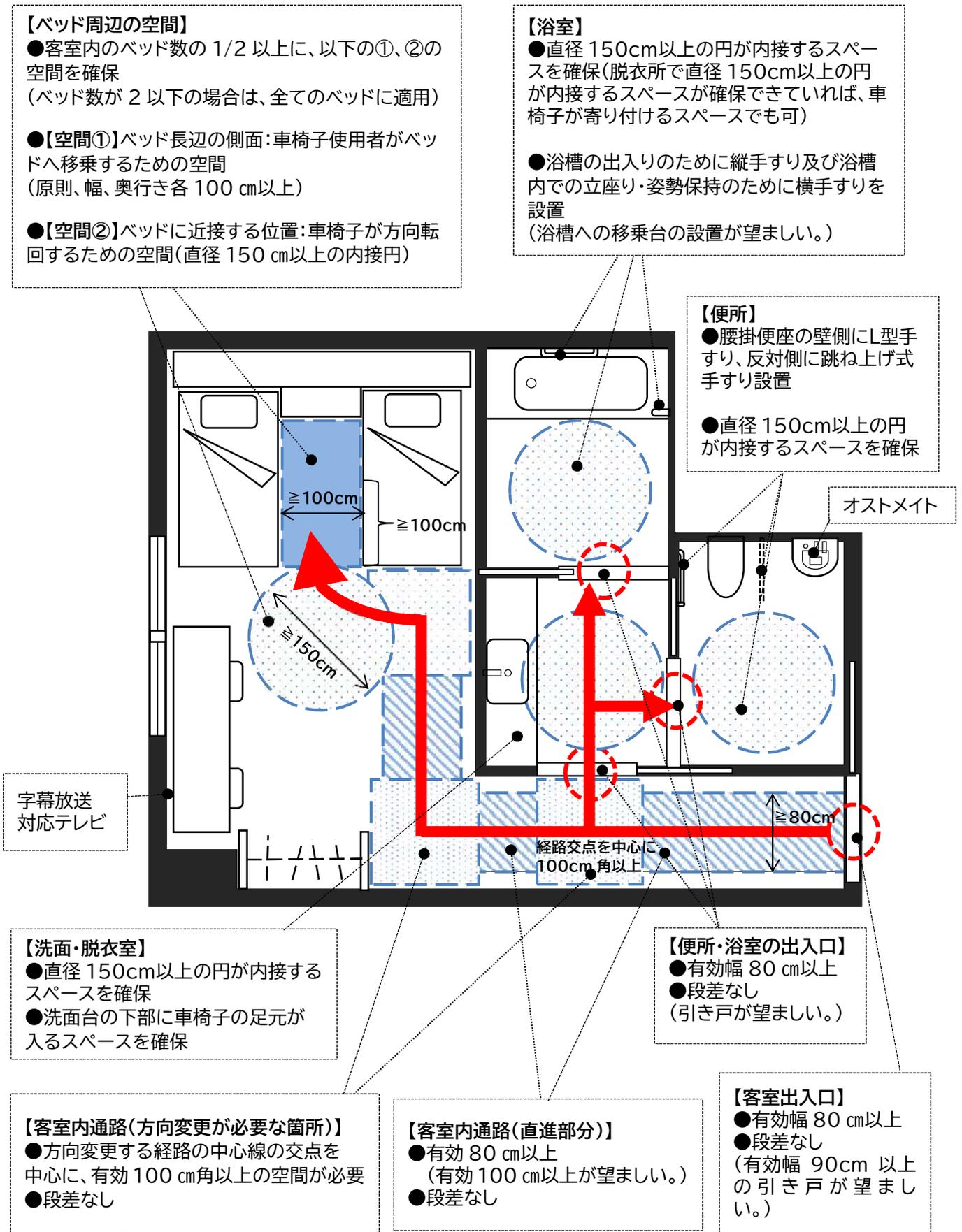
<2>の凡例：◎…建築物移動等円滑化誘導基準 ○…条例規則 ◇ …その他の望ましい基準

※ 条例等で既に規定している基準及び告示による緩和は省略しています。



B 車椅子使用者用客室

B 車椅子利用者用客室 ツインルームの例 (水回りセパレートタイプ) 図6-9



凡例 ●:義務基準 参考図に関しては、義務基準が含まれる場合でも●印を省略しています。

B 車椅子使用者用客室 シングルルームの例 (3点式ユニットバスタイプ) 図6-10



凡例 ●:義務基準 参考図に関しては、義務基準が含まれる場合でも●印を省略しています。

B 車椅子使用者用客室

< 1 > 整備基準一覧

施設		● 整備基準	具体的な整備内容 と解説・補足	
箇所	法対象 (特別特定建築物) ※条例対象(特定建築物)は義務基準なし			
(1) 車椅子使用者用客室 の設置数		客室総数が50以上の場合は、車椅子使用者用客室を客室総数の1/100以上設けること。(※小数点以下切り上げ) ―― 《令第16条第1項》	<解説・補足> ・車椅子使用者用客室は、移動のしやすさを考慮してできるだけエレベーターに近接した位置とする。	
(2) 車椅子使用者用客室 ベッド周辺 の空間	ア	客室内にベッドを設ける場合には、当該客室内のベッドの数の1/2以上(その数に1未満の端数がある場合には、これを切り上げた数とし、ベッド数が2以下の場合は全てのベッドに適用)に、次のイ、ウの空間を設けること。	㊦ 具体的な整備内容 ・ベッド長辺に接する位置に、原則、幅、奥行き各100cm以上の空間を確保することを基本とする。 ・ベッドに近接する位置に、直径150cm以上の円が内接する空間を確保する。	
	イ	【ベッドの長辺に接する位置】 車椅子使用者が当該ベッドに移乗するために必要な空間として、原則、幅、奥行き各100cm以上の空間を確保すること。		<解説・補足> ・「(A)一般客室<1>(1)一般客室ベッド周辺の空間」の<解説・補足>(P100)参照。
	ウ	【ベッドに近接する位置】 車椅子の転回に支障がない空間として、直径150cm以上の円が内接する空間を確保すること。 ―― 《条例第28条第1項第1号》 《条例第28条第2項第1号》		
(3) 車椅子使用者用客室 便所	ア	客室内に車椅子使用者が円滑に利用できる以下のイ～オに該当する車椅子使用者用便房を設けること。 ※他のすべての客室内に便所を設けない場合は除く。	㊦ 具体的な整備内容 ・腰掛便座の両側に手すりを設ける。壁側はL型手すりとし、もう一方は跳ね上げ手すりとする。 ・L型手すりの横手すりの設置位置は、便座高さ+20～25cm程度、縦手すりの設置位置は、便器先端から25cm程度とする。 ・便所内に、直径150cm以上の円が内接する空間を確保する。 ・出入口の有効幅員は、80cm以上とする。 ・原則段差はなしとするが、便房が浴室等と	
	イ	腰掛便座、手すりが適切に配置されていること。		
	ウ	車椅子使用者が円滑に利用できる空間として、直径150cm以上の円が内接する空間を確保していること。		
	エ	出入口の幅は80cm以上であること。		

	<p>オ 戸を設ける場合は、戸は自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>-----</p> <p>《令第 16 条第 2 項第 1 号》 《H18 国交省告示第 1496 号》 《条例第 28 条第 2 項第 2 号》 《条例規則第 16 条第 1 項》</p>	<p>同じ区画に設けられる場合であって、水仕舞のため、出入口にやむを得ず段差を設ける場合、段差は 2 cm までとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車椅子使用者が円滑に利用できるよう、洗面手洗い器には、下部にひざや足元が入る空間を確保する。 <p><解説・補足></p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例第 28 条第 2 項第 1 号の規定は、令第 16 条第 2 項第 1 号における共用の車椅子使用者用便房を設けた場合の緩和規定を打ち消すものである。 また、共用の車椅子使用者用便房の設置状況に関わらず、原則として、客室内に車椅子使用者用便房を設ける必要がある。 ただし、全ての客室内に便所を設けない場合には、全ての利用者が客室外の便所を利用することとなるため、この限りではない。 ・車椅子使用者用客室内の便所は、車椅子使用者が、補助者なしでも円滑に利用できるように整備することが前提である。 ・車椅子で前向きに段差を乗り越える場合、段差が大きいと前輪が段に対して横向きになり、前に進めなくなるため、出入口部分は 2cm 以下の段差とすること。また段の角をおとす（すりつけ、面取り、スロープ等）ことが望ましい。
<p>(4) 車椅子使用者用客室 浴室等</p>	<p>ア 客室内に車椅子使用者が円滑に利用できる以下のイ～オに該当する車椅子使用者浴室等を設けること。 ※他のすべての客室内に浴室等を設けない場合は除く。</p> <p>イ 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>ウ 車椅子使用者が円滑に利用できる空間として、直径 150cm 以上の円が内接する空間を確保していること。</p> <p>エ 出入口の幅は 80cm 以上であること。</p> <p>オ 戸を設ける場合は、戸は自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>-----</p> <p>《令第 16 条第 2 項第 2 号》 《H18 国交省告示第 1495 号》</p>	<p>㊦ 具体的な整備内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①浴槽の出入り部分に縦手すり及び②浴槽内での立座り・姿勢保持等に握る部分に横手すりを設置する。 ・浴室内に、直径 150cm 以上の円が内接する空間を確保する。 ・出入口の有効幅員は、80 cm 以上とする。 ・原則段差はなしとするが、水仕舞のため、出入口にやむを得ず段差を設ける場合、段差は 2 cm までとする。 <p><解説・補足></p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例第 28 条第 2 項第 3 号の規定は、令第 16 条第 2 項第 2 号における、共用の車椅子使用者用浴室等を設けた場合の緩和規定を打ち消すものである。 また、共用の車椅子使用者用浴室等の設置状況に関わらず、原則として、客室内に車椅子使用者用

		<p>《条例第 28 条第 2 項第 3 号》 《条例規則第 16 条第 2 項》</p>	<p>浴室等を設ける必要がある。 ただし、全ての客室内に浴室等を設けない場合には、全ての利用者が客室外の浴室等を利用することとなるため、この限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車椅子利用者用客室内の浴室は、車椅子使用者が補助者なしでも円滑に利用できるように整備することが前提である。 ・車椅子で前向きに段差を乗り越える場合、段差が大きいと前輪が段に対して横向きになり、前に進めなくなるため、出入口部分は 2cm 以下の段差とすること。また段の角をおとす（すりつけ、面取り、スロープ等）ことが望ましい。
<p>(5) 車椅子利用者用客室 出入口～ (1)の空間、 (2)の便所、 (3)の浴室等 までの 経路</p>	ア	有効幅員は 100 cm（直進部分は 80 cm）以上であること。	<p>㊦ 具体的な整備内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・客室内の経路は、原則、有効幅員 100 cm 以上であるが、直進部分については、有効幅員 80 cm 以上でも可とする。 ・車椅子の方向を変更する必要がある部分は、経路の中心線の交点を中心に、有効 100cm 角以上の空間の確保が必要である。 ・前室で方向を変更して便所又は浴室等に至る場合は、前室内にも有効 100cm 角以上の空間を確保する。 ・出入口の有効幅員は、80 cm 以上とする。 <p><解説・補足></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「(A) 一般客室 (1) (4) 一般客室出入口～(1)の空間、(2)の便所、(3)の浴室等までの経路」の<解説・補足> (P 102) 参照
	イ	客室内の出入口の有効幅員は 80cm 以上であること。	
	ウ	戸（便所、浴室の出入口に設ける戸を除く）の前後に高低差がないこと。	
	エ	床面に段差がある場合、令第 13 条に規定する傾斜路又は令第 19 条第 2 項第 6 号に規定する昇降機を設けていること。	
		<p>《条例第 28 条第 1 項第 4 号》 《条例第 28 条第 2 項》 《条例規則第 17 条》 《令第 13 条》 《令第 19 条第 2 項第 6 号》</p>	

< 2 > 努力基準一覧

努力基準	
箇所	内容
(1) 車椅子利用者用客室 の設置数	<p>◎○客室総数が 200 以下の場合：車椅子利用者用客室の設置数 \geq 客室総数 \times 1/50 を乗じて得た数以上</p> <p>◎○客室総数が 200 を超える場合：車椅子利用者用客室の設置数 \geq 客室総数 \times 1/100 + 2</p> <p>(※小数点以下切上げ)</p>

第3章 整備マニュアル 6 ホテル又は旅館の客室

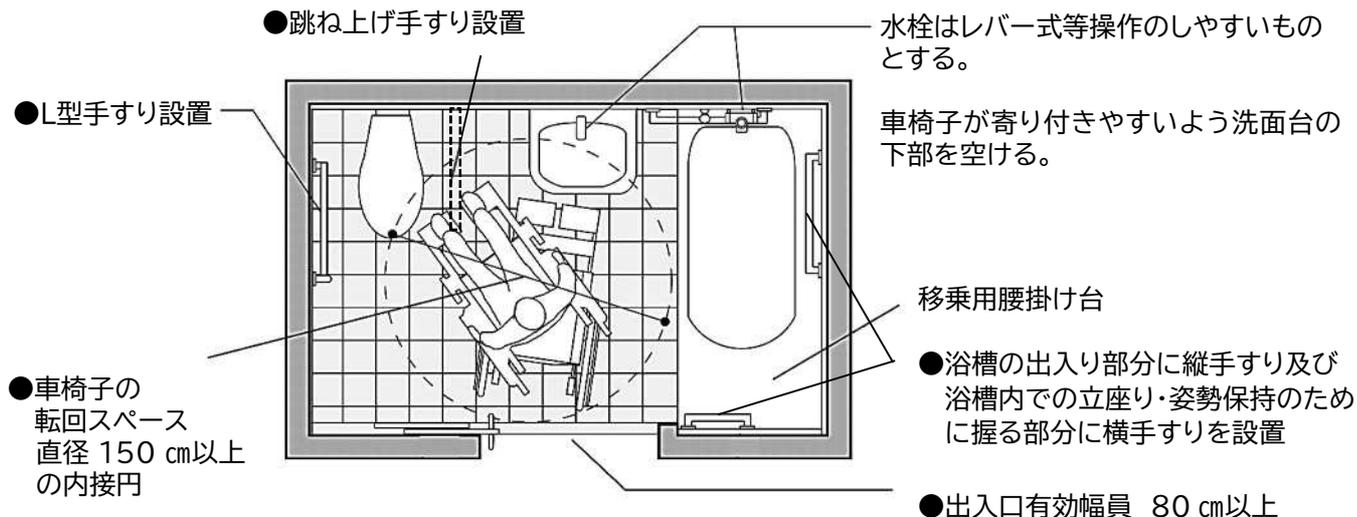
<p>(2) 車椅子使用者用客室 の出入口</p>	<p>◇車椅子使用者用客室の出入口の有効幅員は 90cm 以上とする。</p> <p>◇車椅子使用者の戸の開閉のため、客室出入口の戸が内開き戸や引き戸の場合には、戸の取っ手側に袖壁の幅 45cm 程度以上の接近スペースを設ける。</p> <p>◇取っ手の中心高さは、床から 90 cm程度とする。</p> <p>◇室名表示、避難情報及び避難経路の表示等は、床から 140cm 程度（車椅子使用者が見やすいように配慮した）高さとする。</p> <p>◇アイスコープは、一般客室と同じ高さの他に、床から 100～120cm 程度の高さに設ける。</p> <p>◇開き戸の場合、取っ手は大きく操作性の良いレバーハンドル式、又はプッシュプルハンドル式等とする。また、ドアクローザーは、閉めはじめはゆっくり閉まる等。閉鎖作動時間が十分に確保され、かつ軽い力で操作できるものとする。</p>
<p>(3) 車椅子使用者用客室 の便所</p>	<p>◇オストメイト対応設備を設置する。</p> <p>◇フロント等に連絡できる非常呼出ボタンを設置する。</p>
<p>(4) 車椅子使用者用客室 の浴室等</p>	<p>◇浴槽の深さは 50cm 程度、エプロン高さは 45cm 程度（車椅子の座面の高さ程度）とする。</p> <p>◇洗い場周囲及び浴槽周囲に手すりを取り付け、必要に応じて連続させる。</p> <p>◇浴室等の水栓金具類の取り付け高さ等は、浴槽内、シャワーチェア等に座った状態で利用できるものとする。</p> <p>◇洗い場やシャワー室を設ける場合には、入浴用椅子等に座った状態で手が届く位置に、立座り◇姿勢保持のための手すりを設ける。</p> <p>◇車椅子での移動の妨げにならないよう、床は水はけの良い材料で仕上げ、可能な限り排水勾配を緩やかにする。</p> <p>◇車椅子から移乗しやすいよう、浴槽の脇に移乗台を設ける。移乗台の高さは、浴槽のエプロン高さ（45cm 程度）と同程度とする。</p> <p>◇シャワーは、原則としてハンドシャワーとし、シャワーヘッドはシャワーチェアに座った状態で手が届くよう、垂直に取り付けられたバーに沿ってスライドし高さを調節できるものか、上下二箇所の使いやすい位置にヘッド掛けを設けたものとする。</p> <p>◇フロント等に連絡できる非常呼出ボタンを設置する。</p>
<p>(5) 車椅子使用者用客室 のベッド</p>	<p>◇ベッドの高さは 45 cm程度（車椅子の座面と同程度の高さ）とする。</p> <p>◇車椅子のフットレストがベッドの下部に入るようにする。</p>
<p>(6) 車椅子使用者用客室 の部品、設備等</p>	<p>◇壁面からの突出物を極力避けるとともに、やむを得ず突出した部分や衝突する可能性のある壁、柱及び家具の角等がある場合には、面取りや保護材を設けるなど、危険防止に配慮する。</p> <p>◇インターホン（室内機）、コンセント、スイッチ、ボタン等は車椅子での使用に適する高さ及び位置とする。</p> <p>◇スイッチ等は、大型で操作が容易なボタン形式のものとする。</p> <p>◇電動車椅子のバッテリーの充電のため、使用しやすい位置（床から 40 c m程度の高さ）にコンセントを設ける。</p> <p>◇収納の棚の高さは、床から 30～120 cm程度とする。</p> <p>◇収納のハンガーパイプやフックの高さは、床から 100～120cm 程度の低い位置とするか、高さの調節ができるものとする。</p> <p>◇棚やクローゼット等を設ける場合は、奥行は最大 60 cm程度とする。</p> <p>◇室内にカウンター・ライティングデスクを設ける場合は、床からの上端高さは 70～75cm 程度、下端高さは 60～65cm 程度、奥行は 45 cm程度とする。</p> <p>◇車椅子の操作が困難になるような、毛足の長い絨毯を床の前面に使用することは避ける。</p>
<p>(7) 案内設備・ 情報伝達等</p>	<p>◇「(A) 一般客室 (2) (5)案内表示、情報伝達等」(P 1 0 1) を参照</p>

<2>の凡例:◎…建築物移動等円滑化誘導基準 ○…条例規則 ◇ …その他の望ましい基準

※ 条例等で既に規定している基準及び告示による緩和は省略しています。

B 車椅子使用者用客室内の水回りの例

図6-11



車椅子を使用されている方の声

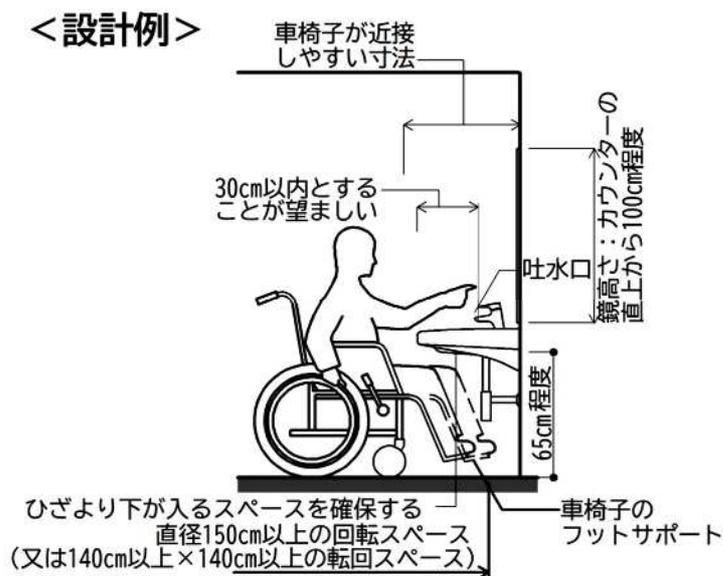
車椅子が水に濡れると故障の原因になるため、入浴時は、洗い場に車椅子を止めて浴槽に移乗し、浴槽の中で体を洗うこともあります。そのため、

- ①移乗のために、浴槽のヘリを20cm以上確保、又は可動式の移乗台を設置してほしいです。
- ②3点式ユニットバスでない場合も、浴槽と洗い場の間にシャワーカーテンがあると車椅子が濡れにくく、嬉しいです。
- ③3点式ユニットバスでない場合も、浴槽部分にもシャワーホースが届くように設計してほしいです。



B 車椅子使用者用客室内の洗面台(参考図)

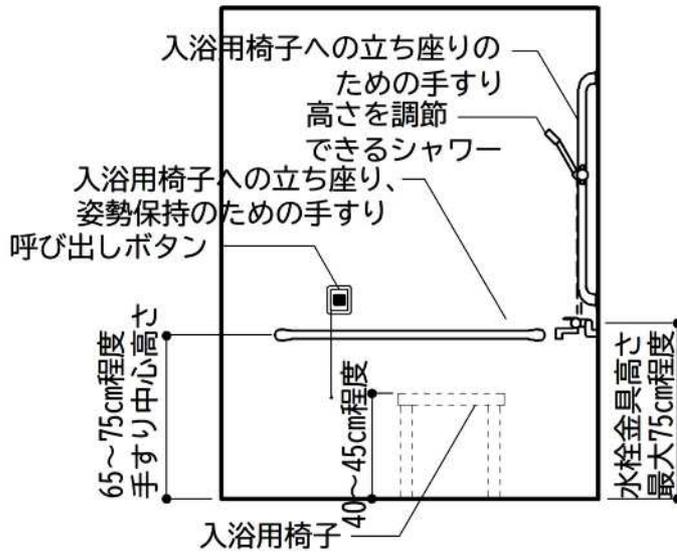
図6-12



凡例 ●：義務基準 参考図に関しては、義務基準が含まれる場合でも●印を省略しています。

B 車椅子使用者用客室内のシャワー室の手すり設置例

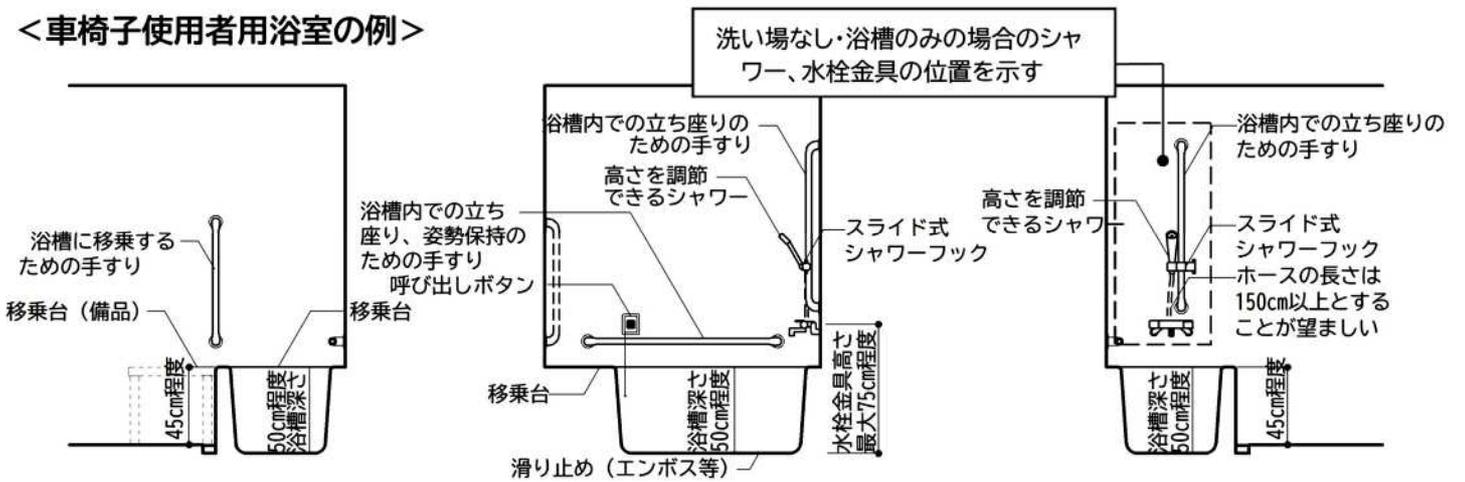
図6-13



B 車椅子使用者用客室内の浴室の例

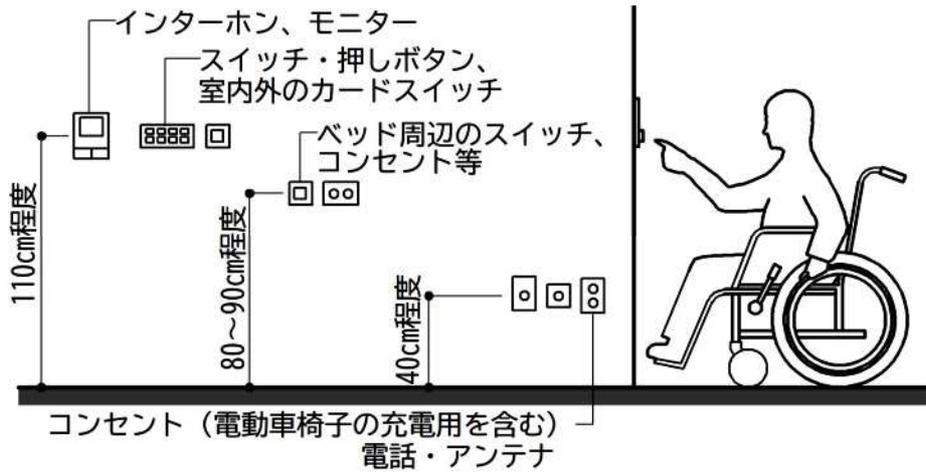
図6-14

<車椅子使用者用浴室の例>

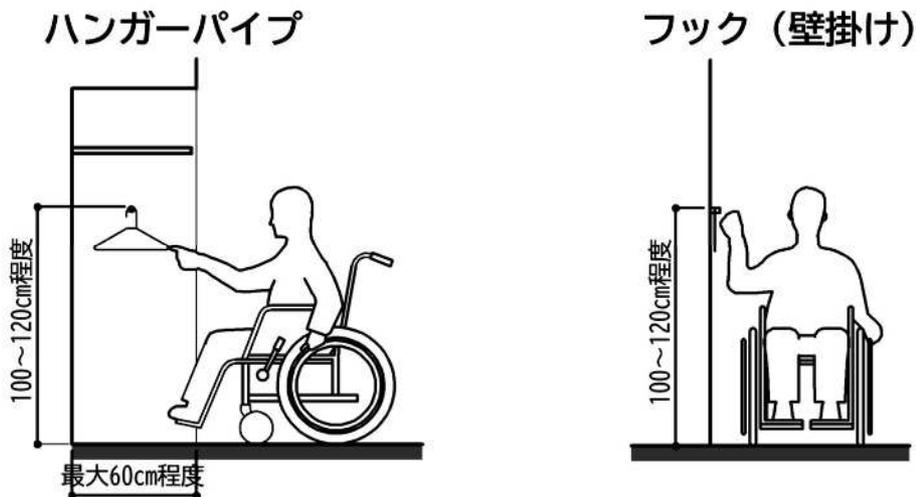


凡例 ●:義務基準 参考図に関しては、義務基準が含まれる場合でも●印を省略しています。

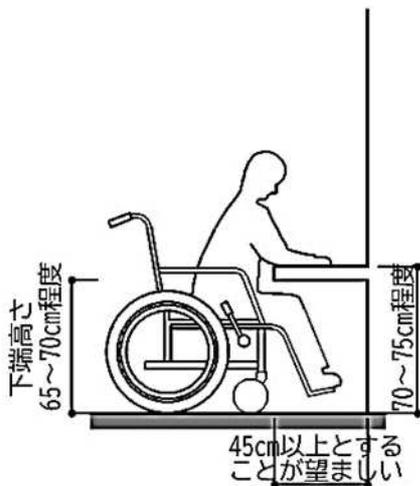
B 車椅子使用者用客室のコンセント・スイッチの高さの例(参考図) 図 6-15



B 車椅子使用者用客室のハンガーパイプ・フックの高さの例(参考図) 図 6-16



B 車椅子使用者用客室のカウンター・ライティングデスクの例(参考図) 図 6-17



車椅子を使用されている方の声

宿泊施設を探す場合、私達は、車椅子使用者用客室の有無を事前に確認します。この際、施設のホームページ等で、車椅子使用者用客室の写真や平面図が公開されていると、具体的なイメージができて安心です。

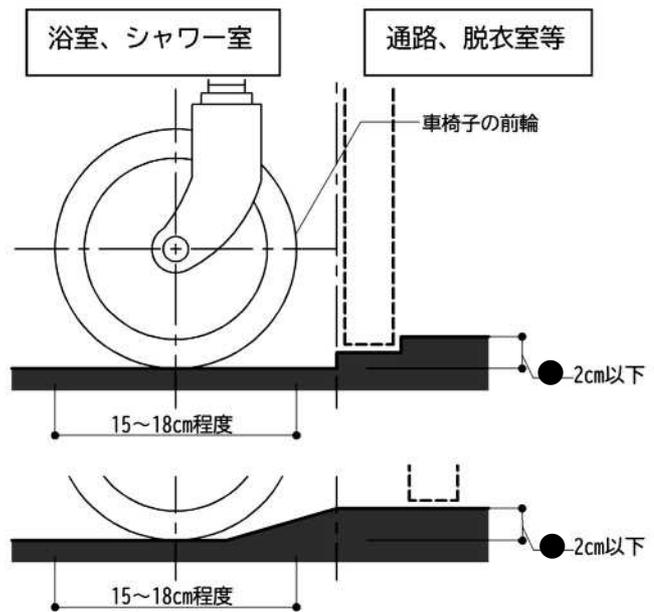
また、その名のとおり、車椅子使用者が快適に過ごせる客室だと期待して宿泊するため、私達にとって居心地が良く、利用しやすい客室を整備してほしいです。



凡例 ●:義務基準 参考図に関しては、義務基準が含まれる場合でも●印を省略しています。

A・B共通 客室内の浴室等の戸の前後の高低差解消(参考図) 図 6-18

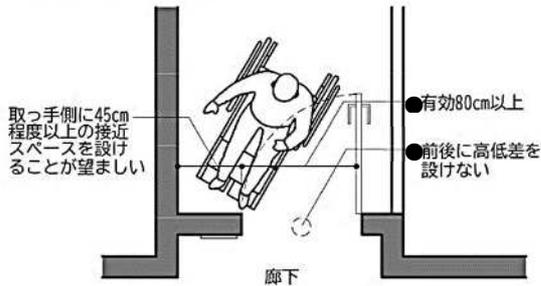
- ・戸の前後で高低差がある場合、極力小さくする。(2cm以下)
- ・さらに、段の角を落として、傾斜とすることが望ましい。



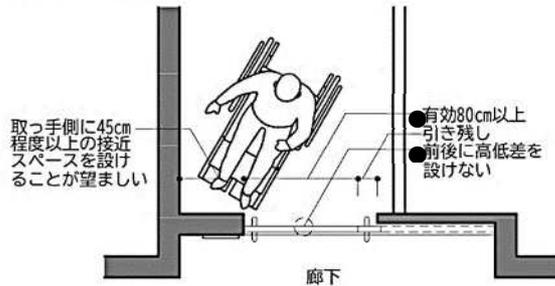
A・B共通 客室出入口の開き戸(参考図) 図 6-19

※ 車椅子使用者にとって、開き戸の開閉は負担が大きいため、車椅子使用者用客室は原則引き戸とすること。

<内開き戸の例>

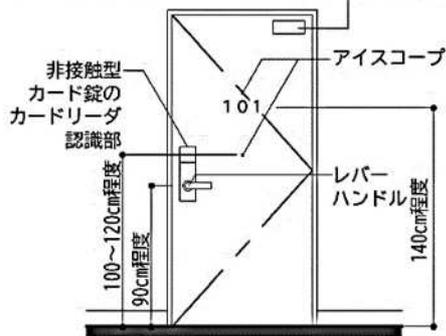


<引き戸の例>

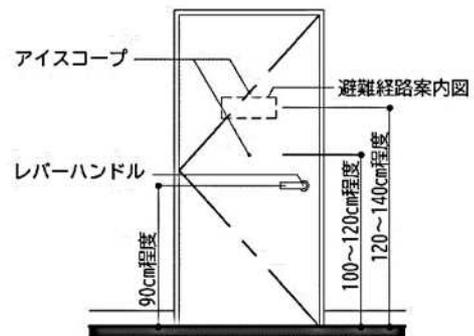


<客室出入口の開き戸（廊下側）の例>

戸が90度以上開くようドアクローザーの収まるスペースを確保し、戸当たりの位置を工夫するとともに、取っ手が壁にあたらないう、戸の吊元のスペースを確保することが望ましい。



<客室出入口の開き戸（客室側）の例>



凡例 ●:義務基準 参考図に関しては、義務基準が含まれる場合でも●印を省略しています。

A・B共通 ベッドのデザイン(参考図)

図 6-20



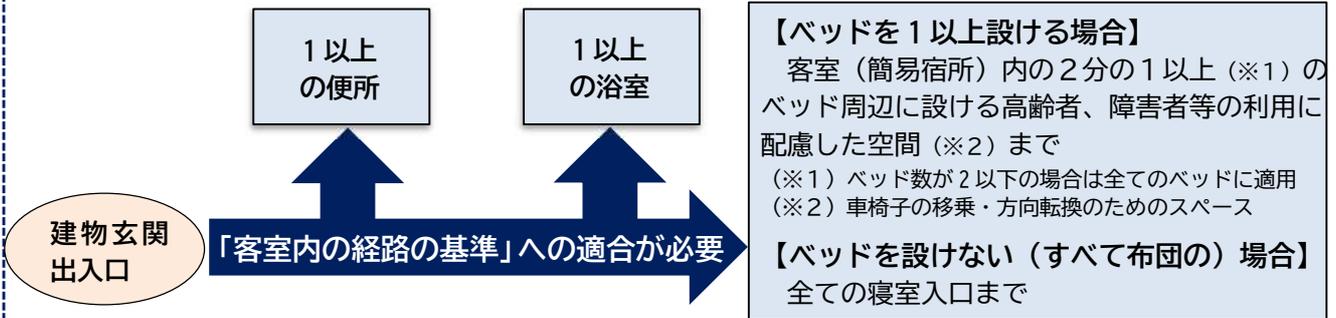
凡例 ●:義務基準 参考図に関しては、義務基準が含まれる場合でも●印を省略しています。

C 客室に係るよくある御質問

Q1 「一棟貸し」の宿泊施設で2階建て以上の場合、エレベーターの設置が必要か。

A1 建物全体を1組の宿泊客に貸し出す「一棟貸し」の宿泊施設の場合、建物玄関入口から先を一つの客室と捉えます。そのため、2階建て以上であって、エレベーターその他の昇降機を設置しない場合には、玄関のある階において経路の規定を満足するよう、ベッド、便所、浴室等を計画する必要があります。なお、客室内が複数の階に分かれているメゾネットタイプも同様です。

<客室内の経路の概要>



客室内の経路の基準

- ・ 経路幅 100 cm以上（車椅子の方向を変更することのない直進部分は、80 cmでも可）
- ・ 段差なし
- ・ 段差がある（階が異なる）場合は、エレベーターその他の昇降機（令第19条第2項第6号に規定するもの）又は傾斜路（別表第2 3の項に定めるもの）の設置が必要

<一棟貸し等における、エレベーターその他の昇降機の設置が「不要」となる例>

凡 例	 2階建ての 一棟貸し	 ふとん	 ベッド	 ベッド + 高齢者等の利用に配慮した空間
エレベーターその他の昇降機の設置が「不要」な例				
<p>ベッドは寝起きの負担等が少なく、高齢者や車椅子利用者の方々にとって利用しやすいものと考えられます。したがって、下図のように、ベッドを設け、その合計数の半数以上（ベッド数が2の場合は2）に、高齢者等の利用に配慮した空間が設けられており、当該空間まで段差なしで到達できる場合は、エレベーターその他の昇降機の設置は不要です。</p> <p>また、客室の定員に応じて、高齢者等の利用に配慮した空間を設けた一定数のベッドを設置するように努めてください。</p>				
A	B	C	D	

Q2 一棟貸しではない(共用部分を有する)宿泊施設で2階建て以上の場合、共用部分にエレベーターの設置が必要か。

A2 共用部分を有する宿泊施設で以下のいずれかに該当する場合は、共用部分のエレベーターその他の昇降機の設置は「不要」となります。(条例規則第11条)

ただし、客室内部に段差がある場合は、客室内部に別途、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機の設置が必要となります。

- (1) 地上階のみに利用居室等を設ける場合
- (2) 用途面積200㎡未満で、地上階に1以上の客室の出入口を設ける場合
- (3) 用途面積200㎡以上1,000㎡未満で、地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室等を設け、かつ、地上階に1以上の客室の出入口を設ける場合

Q3 既に開業しているホテル、旅館等について、改修などの工事は行わないが、運営者が変更になる場合、バリアフリー条例に基づく協議申請は必要か。

A3 開業時に適法に手続きがされ、宿泊施設として利用されていた施設について、運営事業者の変更があっても、新築、増築、大規模の修繕、大規模の模様替えに該当する工事を行わない場合は、バリアフリー条例に基づく協議は不要です。

Q4 一戸建て住宅を用途変更し、簡易宿所にする予定だが、バリアフリー条例に基づく協議申請は必要か。

A4 床面積に関わらず、宿泊施設への用途変更は、用途変更となり、建築基準法に基づく確認申請等の有無に関わらずバリアフリー条例に基づく協議申請が必要です。

Q5 3階建て(延べ面積200㎡未満)の建築物において、宿泊施設として使用していなかった部分を宿泊施設として利用する場合は、バリアフリー条例に基づく協議申請は必要か。

A5 宿泊施設として使用していなかった部分を宿泊施設として利用する場合は、用途変更となり、建築基準法に基づく確認申請等の有無に関わらずバリアフリー条例に基づく協議申請が必要です。

また、3階部分を宿泊施設として利用する場合は、竪穴区画の形成や警報設備の設置など、建築基準法上、新たに適用される規定がありますので、御注意ください。

Q6 宿泊施設の施設外帳場について、バリアフリー条例に基づく協議申請は必要か。

A6 宿泊施設の施設外帳場は『13 事務所』として扱います。よって、施設外帳場の用途面積が2,000㎡未満であれば、バリアフリー条例に基づく協議申請は不要です。なお、施設外帳場の用途面積を、宿泊施設の用途面積に含める必要もありません。

Q7 客室内部の規定で、ベッド周辺に車椅子から移乗するための空間を設けることが求められているが、布団の場合も同様に設ける必要があるか。

A7 ベッドを設置せず、布団のみとする場合は、移乗のための空間を設ける必要はありませんが、布団を敷く部屋(寝室)の入口までの経路には、バリアフリー対応(通路幅原則100cm以上、客室内出入口80cm以上、段差なし)が必要となります。

Q8 ベッドはどんな高さのものでもよいか。また、小上がりに布団を設けた場合も布団として扱うか。

A8 高齢者や車椅子使用者の方々にとって、ベッドは寝起きの負担等が少なく利用しやすいものと考えられ、その高さも配慮する必要があります。ベッドの高さは車椅子の座面高と同等とし、マットレス上面で45～50cm程度が望ましいです。

また、小上がりに布団を設けた場合、その配置や高さによってはベッドとみなす場合もあるため、具体的な計画をもって御相談ください。

Q9 ベッドへの移乗空間は、ベッドの大きさ(シングル、ダブル等)や使用人数によらず、ベッドの台数をもとに算定すればよいか。

A9 設置するベッドの台数を基に算定してください。

なお、エキストラベッドを設置する場合は、当該ベッドも含めて、移乗空間を確保してください。

Q10 京町家を宿泊施設として活用する場合、既存の上り框など和のしつらえについても、段差解消などのバリアフリー対応が必要となるか。

A10 京町家については、京都市京町家の保全及び継承に関する条例に基づき、建物の保全・活用を促進しており、構造上やむを得ない場合、本市と協議のうえ、代替措置を講じていただくことにより、基準の緩和を認めています。

次ページの「京町家チェックシート」(※)及び京町家(昭和25年以前の建築であり、通り庭、通り庇及び格子などの形態・意匠があるもの)と証明できる資料(を持参し、個別に御相談ください)。

※公益財団法人京都市景観・まちづくりセンターが交付する「京町家カルテ」をもってこれに代えることができます。

Q11 京町家のほか、近代和風建築や数寄屋建築、農家住宅、蔵など、伝統的なしつらえや形態に特に配慮すべき伝統的建造物についても、基準の緩和は認められるか。

A11 京町家以外の建物であっても歴史まちづくり法の規定に基づく歴史的風致形成建造物や京都市民が残したいと思う“京都を彩る建物や庭園”制度の規定に基づき認定された建物や庭園など、景観的、文化的に特に重要なものとして位置付けられる建物については、京町家の取扱と同様に、基準の緩和を認めています。

京町家チェックシート

- 京町家については構造上やむを得ない場合、本市と協議のうえ、代替措置を講じていただくことにより、整備基準の緩和を認めています。
- 本チェックシートは、緩和の対象となる京町家かどうかをあらかじめ協議していただくための資料です。

京都市京町家の保全及び継承に関する条例第2条第1項に規定する京町家の要件への適合状況

	項目		根拠資料	資料の説明
1	建築基準法の施行（昭和25年11月23日）前に建築されている。	必須条件		
2	木造の建築物である。			
3	伝統的な構造を有する。 「伝統軸組構法」や「伝統構法」と呼ばれる構造			
都市生活の中から生み出された形態又は意匠	4	3階建て以下	必須条件	
		一戸建て又は長屋建て		
		平入りの屋根 ※角地、路地状敷地、高塀造りのものは必須でない。		
		隣地に接する外壁又は高塀	いずれか1つ以上	
		通り庭 道に面した出入口から続く細長い形状の土間		
		火袋 通り庭上部（細長い形状）の吹き抜け部分		
		坪庭又は奥庭		
		通り庇 道に沿って設けられた軒		
		格子（伝統的なものに限る） 虫籠窓や京格子など		

※違法な増改築や著しい改変が行われている場合等は、緩和が認められないことがあります。
なお、復元的に再生・改修した京町家については、緩和を認めることもできます。

7 敷地内の通路 (屋外・一般基準)

基本的な考え方

敷地内の通路とは、道等から建築物の出入口までの屋外の通路を示します。

敷地内の通路は、誰もが安全かつ円滑に建築物にアクセスできるよう、路面が濡れている状態の利用等を想定するとともに、傾斜路や段がある場合は、手すり等を設置することが求められます。

< 1 > 整備基準一覧

整備対象	<ul style="list-style-type: none"> ● 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等（用途によっては、多数の者）が利用する全ての敷地内の通路（屋外の通路）が対象です。 ● 道等から利用居室等までの経路上の敷地内の通路については、「9-6 道等から居室等までの通路（敷地内通路）」の基準も適用されるため、併せて御確認ください。 ● 勾配が1/20以下の傾斜については、傾斜路ではなく平場として扱うため、整備対象となりませんが、同様に対応することが望ましいです。
-------------	---

施設		● 整備基準		具体的な整備内容と 解説・補足
箇所	法対象 (特別特定建築物)	条例対象 (特定建築物)		
(1) 表面の 仕上げ	表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	同左	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">☞ 具体的な整備内容</div> <ul style="list-style-type: none"> ・表面は、滑りにくい仕上げとする。 <p><解説・補足></p> <ul style="list-style-type: none"> ・表面は、通行に支障となる凹凸のないものとし、乾いている状態でも濡れた状態でも滑りにくい材料とする。砂利の採用は、車椅子の通行に支障をきたすため、不可とする。 ・摩擦係数が極端に異なる仕上げ材料をスポット的に使用することは、雨天時等の歩行に危険を伴うので避ける。 	
	《令第17条第1号》	《条例 別表2 第7項第1号》		
(2) 段が ある 場合	ア 手すりを設けること。	同左	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">☞ 具体的な整備内容</div> <ul style="list-style-type: none"> ・踏み面や踊り場の表面は、滑りにくい仕上げとする。 ・手すりは、階段・段の途中からではなく、踊り場を含め、階段・段の始まりから終わりまで連続して設置する。 ・手すりを壁面に設置する場合は、壁面と手すりの空きを4~5cm確保し、手すりをしっかり握ることができるようにする。 ・段の端部にはノンスリップや見切り等を設置す 	
	イ 段は、識別しやすいものとする。	同左		
	ウ 段は、段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けないことと等により、つまずきにくい構造とすること。	同左		

		《令第17条第2号》	《条例 別表2 第7項第2号》	<p>る、段鼻を目立つように着色等することで、段を容易に識別できるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蹴込みは2cm以下とする。 ・段鼻は突き出さない。 ・蹴込み板を設ける。 <p><解説・補足></p> <ul style="list-style-type: none"> ・手すりは、幼児等の転落防止に配慮した形状とする。 ・段を識別しやすくすることにより、転落事故を防止する。 ・同一階段内で、蹴上げ及び踏み面の寸法を変えない。
(3) 傾斜路がある場合	ア	勾配1/12超、又は、高さ16cm超かつ勾配1/20超の傾斜がある部分には、手すりを設けること。	同左	<p>☞ 具体的な整備内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高さ16cm以下かつ勾配1/12超、又は、高さ16cm超かつ勾配1/20超の傾斜路には、手すりを設ける。 ・手すりは、傾斜部分の途中からではなく、傾斜の始まりから終わりまで、連続して設置する。 ・手すりを壁面に設置する場合は、壁面と手すりの空きを4~5cm確保し、手すりをしっかり握ることができるようにする。 ・傾斜路とその他の部分の仕上げや色を変える、傾斜路部分の端に見切りを設置するなど、傾斜路を識別しやすくする。 <p><解説・補足></p> <ul style="list-style-type: none"> ・傾斜路が、道等から居室等までの経路上にある場合は、勾配に関わらず、傾斜路(踊り場も含む。)に手すり設置が義務付けられる。(「9-6」道等から居室等までの経路(敷地内の通路)(4)傾斜路 手すり」P161参照) ・手すりは、幼児等の転落防止に配慮した形状とする。
	イ	傾斜路は識別しやすいものとする。《令第17条第3号》	同左 《条例 別表2 第2項第3号》	

<2> 努力基準一覧

施設	努力基準
箇所 (番号は表<1>に合せています)	内容
(2) 段がある場合	<p>◎有効幅員は、140cm以上とする。ただし、手すりが設けられた場合にあつては、手すりの幅が10cmを限度として、ないものとみなして算定することができる。</p> <p>◎蹴上げ16cm以下、踏み面30cm以上とする。</p>

第3章 整備マニュアル 7 敷地内の通路(屋外・一般基準)

	<p>◎左右両側に手すりを設ける。</p> <p>◇段の幅が3m以上の場合は、左右両側及び段がある部分の間にも手すりを設ける。</p> <p>◇手すりの起点及び終点には、点字で階数等を表示する。</p> <p>◇点字を読めない視覚障害者もいるため、点字表示とともに、浮き彫り文字や音声による案内◇誘導を併用する。</p> <p>◇段の手すりの端部は歩き始めの安定確保や視覚障害者の利用への配慮のため、45cm以上の長さの水平部分を設ける。</p> <p>◇利用者の身長の高低差に配慮し、手すりを2段設置する。</p> <p>◇段の上端に加え、段の下端にも点状ブロック等を敷設する。</p> <p>◇主たる段以外の段であっても回り階段としない。</p>
(3) 傾斜路がある場合	<p>◎有効幅員は、段に代わるものにあっては150cm以上、段に併設するものにあっては120cm以上とする。</p> <p>◎(道等から居室等の経路外又は条例対象であっても)勾配は、1/15以下とする。</p> <p>◎(道等から居室等の経路外であっても)高さ75cm以内ごとに踏み幅が150cm以上の踊り場を設ける。</p> <p>◎高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設ける。</p> <p>◇(道等から居室等の経路外であっても)両側に側壁又は5cm以上の立ち上がりを設ける。</p> <p>◇(道等から居室等の経路外であっても)傾斜がある部分の前後に平坦部分(方向変換が必要な場合、140cm角又は直径150cmの内接円、方向変換が不要な場合、踏み幅が120cm以上)を設ける。</p>
(4) その他	<p>◎段がある部分及び傾斜路を除き、有効幅員は180cm以上とする。</p>

<2>の凡例:◎…建築物移動等円滑化誘導基準 ○…条例規則 ◇…その他の望ましい基準

※ 条例等で既に規定している基準及び告示による緩和は省略しています。

8 駐車場

基本的な考え方

車椅子を使用されている方にとって、車椅子使用者用駐車施設の確保は大変重要です。

したがって、車椅子使用者用駐車施設は、玄関付近の利用しやすい位置に設け、駐車区画の有無や位置が道路からも容易に確認できるよう適切な案内表示を設けます。

また、区画の計画にあたっては、車椅子を使用されている方自身が運転する場合と同乗する場合の両方を想定することが望まれます。

なお、一般車両の不注意な駐車により、車椅子を使用されている方の利用が妨げられないよう、適切な管理にも留意する必要があります。

< 1 > 整備基準一覧

整備対象	● 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等（用途によっては、多数の者）が利用する駐車施設が対象です。
-------------	---

施設	● 整備基準		具体的な整備内容と解説・補足
箇所	法対象 (特別特定建築物)	条例対象 (特定建築物)	
(1) 駐車場に車椅子使用者用駐車施設があるか		駐車場を設ける場合は、車椅子使用者用駐車施設を1以上設けること。 ※ 条例 別表2 第8項第1号	<解説・補足> ・区画を設けた場合は、車椅子使用者が駐車場を円滑に利用できるよう、管理運営する必要がある。 ・法対象の規模の共同住宅で「京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例」により、来客用駐車場の設置が求められる場合、当該駐車場のうち1台分は、車椅子使用者用駐車施設として整備する必要がある。
(2) 駐車台数に応じて車椅子使用者用駐車施設があるか	駐車台数に応じて、必要な台数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けること。 ※ 令 18条第1項	同左 ※ 条例 別表2 第8項第2号	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"> 具体的な整備内容 </div> 法対象 ・【全駐車台数 ≤ 200 の場合】 ⇒ 必要設置台数：全駐車台数 × 2/100 (小数点以下切上げ) ・【200 < 全駐車台数の場合】 ⇒ 必要設置台数：全駐車台数 / 100 + 2 (小数点以下切上げ) 条例対象 ・【50 ≤ 全駐車台数 ≤ 200 の場合】 ⇒ 必要設置台数：全駐車台数 × 2/100 (小数点以下切上げ)

			<p>・【200<全駐車台数の場合】 ⇒必要設置台数：全駐車台数／100+2 (小数点以下切上げ)</p> <p><解説・補足></p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要設置台数は最低基準である。したがって、建築物の規模や用途等に応じて、適切な台数を計画すること。 ・共同住宅の住人専用駐車場や月極駐車場等、各区画を、不特定かつ多数の者又は主として高齢者、障害者等（用途によっては、多数の者）が利用しない部分については、全駐車台数の算定から除くことができる。 ・必要設置台数の算定に係る全駐車台数には、機械式駐車場の台数も含むが、平置き式と機械式を併用する場合で、必要設置台数が平置き式の台数を上回る場合は、平置き式の台数を上限とする。
<p>(3) 機械式駐車場を設ける場合</p>	<p>機械式駐車場で、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上ある場合等は(2)の規定は適用しない。</p> <p>――― <<令 18 条第 1 項>> <<告示 1072 号>></p>	<p>機械式駐車場で、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上ある場合等は(1)(2)の規定は適用しない。</p> <p>――― <<条例 別表 2 第 8 項第 3 号>></p>	<p><車椅子使用者対応の機械式駐車装置の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・車椅子使用者が駐車場の管理員の介助がなくても自力で乗降できるよう、駐車装置の操作盤は、車椅子使用者が容易に操作できる位置に設ける。 ・乗降スペースを車両の駐車位置の両側に設ける。乗降スペースの寸法は、車椅子の回転を考慮して幅 140cm 以上×奥行 170cm 以上とし、乗降スペースから機械式駐車装置の外まで車椅子が円滑に移動できる幅 90cm 以上の通路を確保する。 ・機械式駐車装置の段差及び床の隙間は 2cm 以下とし、幅は乗降スペースを含めて 350cm 以上とする。
<p>(4) 車椅子使用者用駐車施設の構造・規模</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・区画の有効幅員は 350 cm 以上とすること。 ・JIS 規格の標識を設けること。 ・主要な出入口にできる限り近い位置にすること。 <p>――― <<令第 18 条第 2 項>> <<令第 20 条>> <<令第 20 条に規定する標識に</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・区画の幅は 350 cm 以上とすること。 ・標識を設けること。 ・主要な出入口にできる限り近い位置にすること。 <p>――― <<条例 別表 2 第 8 項第 4 号>></p>	<p> 具体的な整備内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区画の幅は有効 350 cm 以上、奥行きは 500 cm 程度以上とする。 ・運転席から見やすい位置に、識別しやすい大きさの標識（法対象は JIS 規格）を設ける。 ・主要な出入口に一番近い駐車区画を車椅子使用者用駐車施設とする。 <p><解説・補足></p> <ul style="list-style-type: none"> ・区画は車椅子使用者が使いやすく、安全な位置

	関する省令≫	に設ける。 ・車椅子使用者用駐車施設内の乗降スペースは、当該区画利用者以外が通行する通路と兼ねない。 ・車椅子使用者用駐車施設の表示は、区画内だけでなく、立て看板等により、遠くからも分かりやすいものとするのが望ましい。 ・車椅子使用者用駐車施設内への誘導案内表示を適切に設ける。 ・誰もが認識しやすいよう、条例対象においても、標識はJIS規格とすることが望ましい。
--	--------	--

< 2 > 努力基準一覧

努力基準	
箇所 (番号は表< 1 >に合せています)	内容
(1) 駐車場に車椅子使用者用駐車施設があるか	◎駐車場には、駐車施設の数に2/100を乗じた数以上(小数点以下切上げ)の車椅子使用者用駐車施設を設ける。
(3) 車椅子使用者用駐車施設の構造・規模	◇区画の奥行きは600cm程度以上確保する。 ◇道路からも見えるように、車椅子使用者用駐車施設の表示をする。 ◇区画から主要な出入口までの経路は、安全確保のため、自動車との動線を分離する。 ◇雨天時の車椅子使用者の利便性を考慮し、屋根等を設ける。 ◇2以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける場合は、左右どちらからも乗降しやすいよう、区画を並列する。

< 2 > の凡例: ◎…建築物移動等円滑化誘導基準 ○…条例規則 ◇…その他の望ましい基準

※ 条例等で既に規定している基準及び告示による緩和は省略しています。

図8-1 車椅子使用者用駐車施設の設置台数

全駐車場台数	車椅子使用者用駐車施設の設置台数	(例) 全駐車場台数	車椅子使用者用駐車施設の設置台数
1 ≦ 全駐車場台数 < 50	1	平面 43 台	1 台
50 ≦ 全駐車場台数 ≦ 200	$\frac{\text{全駐車場台数} \times 2}{100}$ (小数点以下切り上げ)	平面 136 台	3 台
200 < 全駐車場台数	$\frac{\text{全駐車場台数}}{100} + 2$ (小数点以下切り上げ)	平面 2 台 機械式 160 台	2 台
		平面 150 台 機械式 70 台	5 台
		平面 4 台 機械式 250 台	4 台

※機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所がない場合

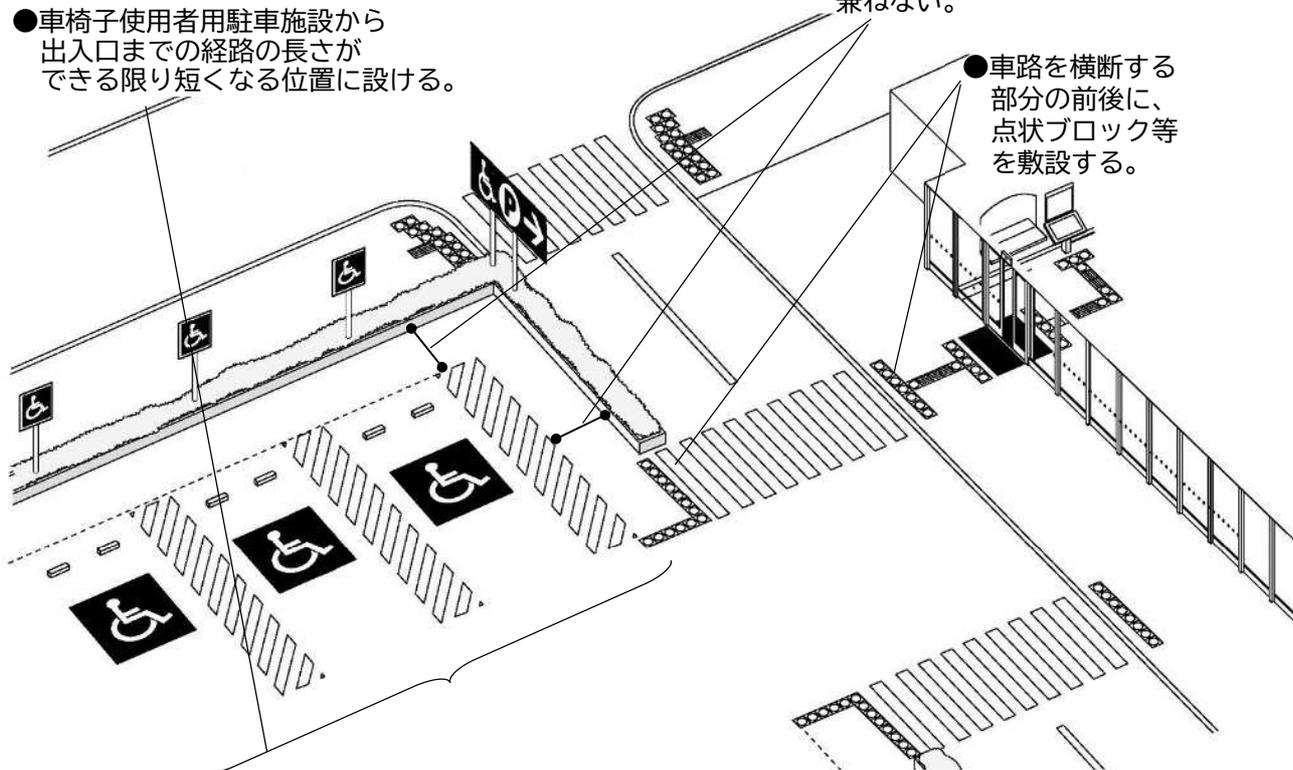
図8-2 車椅子使用者駐車施設

- 車椅子使用者用駐車場区画の大きさは、幅 350 cm以上×奥行 500 cm程度以上とする。
- 車椅子使用者用駐車施設である旨を J I S規格の標識で表示する。
- 車椅子使用者用駐車施設から出入口までの経路の長さができる限り短くなる位置に設ける。

- 車椅子使用者用駐車場から各利用居室までの通路の有効幅員
条例対象：120 cm以上
法対象：130 cm以上

- 車椅子使用者用駐車区画は、当該区画利用者以外が通行する通路と兼ねない。

- 車路を横断する部分の前後に、点状ブロック等を敷設する。



車椅子を使用されている方の声

自ら運転する車椅子利用者もいるため、乗降スペース(ゼブラゾーン)は、左右両側に表示してほしいです。
また、車椅子使用者用駐車施設が複数台ある場合は、上図のように、隣り合うように配置してもらえると、両側から乗降スペース(ゼブラゾーン)を使用でき便利です。



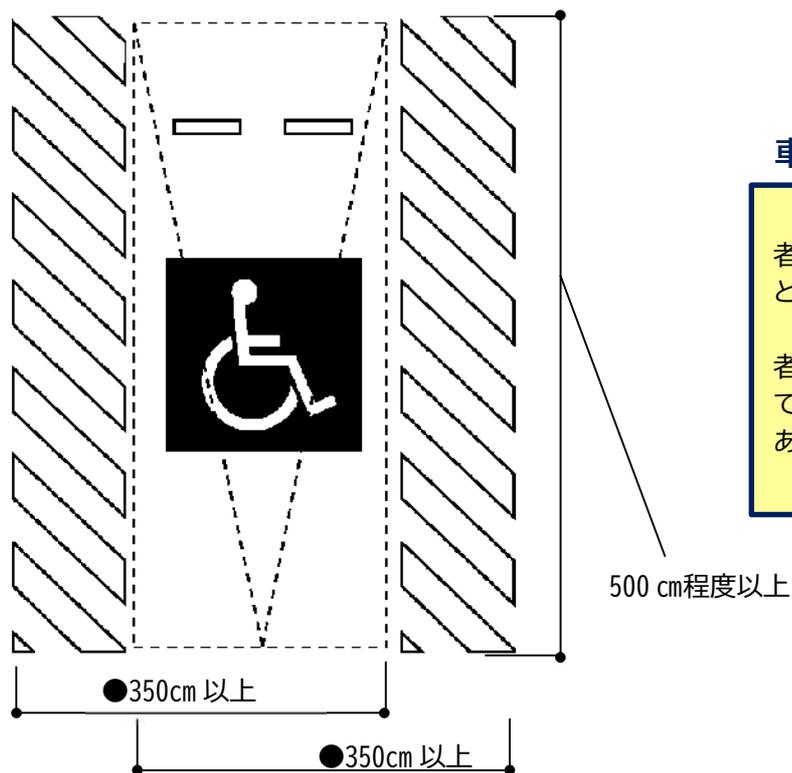
車椅子使用者用駐車場施設である旨は、ゼブラゾーンの明示及び立て看板等で、遠くからも視認しやすく分かりやすい方法で表示する。

車椅子使用者用駐車場施設の方向を示す、誘導用立て看板も設置する。

駐車場内は歩車分離とする。

凡例 ●:義務基準 参考図に関しては、義務基準が含まれる場合でも●印を省略しています。

図8-3 車椅子使用者用駐車施設の例 (参考図)



車椅子を使用されている方の声

立て看板やゼブラゾーンにより、車椅子使用者用駐車施設であることを分かりやすく示すことは大変重要です。

標識が小さく見えない場合など、車椅子使用者用駐車施設と気付かず、一般の方が車を停めていることもあり、空くまで長時間待つことがあります。

標識は大きく、はっきりと掲示してください。



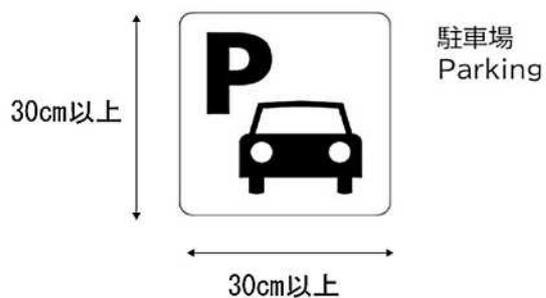
図8-4 誘導用立て看板の例(参考図)



図8-5 立て看板による表示の例 (参考図)



図8-6 駐車場の表示例(参考図)

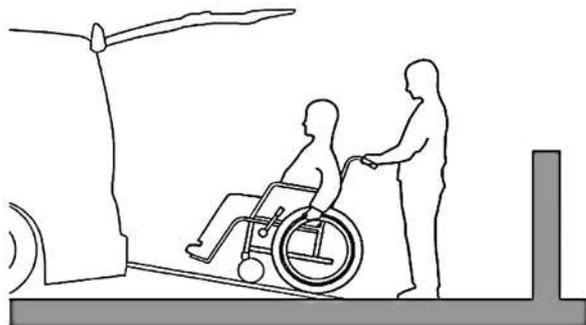


(出典:日本産業規格 JIS Z 8210)

凡例 ●:義務基準 参考図に関しては、

義務基準が含まれる場合でも●印を省略しています。

図8-7 後部ドア側の乗降スペースの例（参考図）

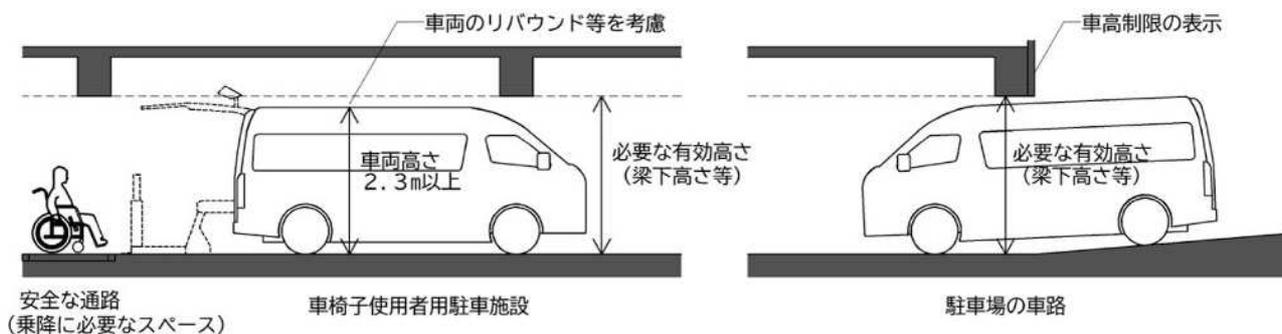


車椅子を使用されている方の声

車椅子使用者は、車で移動することが多くあります。車の乗降の際に車の扉を全開し、車椅子を出し入れするためのスペースが必要です。
また、乗降に時間がかかるため、雨の日は大変です。濡れないよう、屋根があると助かります。



図8-8 車椅子使用者用駐車施設(屋内)の例(参考図)



留意点：車椅子使用者が利用可能な駐車施設を確保する配置・運用の工夫

- ・車椅子使用者用駐車施設以外の駐車施設でも車室スペースの横に乗降スペース等がある場合には、安全を確認した上で、車椅子使用者の乗降を可能とすることが考えられる。（例えば、車椅子使用者用駐車施設の乗降スペースに隣接して一般の駐車施設を設ける場合も同様である。）
- ・こうした工夫により、車椅子使用者用駐車施設が使用されている場合に、車椅子使用者が他の一般の駐車施設を利用することが可能となる。

<運用上、車椅子使用者も利用可能な駐車場を考慮した駐車場配置例>



例：右ハンドル前向きに駐車すれば、乗降スペースを使用することが可能

国際シンボルマークの表示
車椅子使用者用駐車施設

※ 車椅子使用者用駐車区画の乗降スペース(ゼブラゾーン)は、通路や横断歩道と兼用しない。

凡例 ●：義務基準 参考図に関しては、義務基準が含まれる場合でも●印を省略しています。